

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月23日

【事業年度】 第10期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

【会社名】 株式会社 Veritas In Silico

【英訳名】 Veritas In Silico Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中村 慎吾

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田一丁目11番1号

【電話番号】 03 - 6421 - 7537(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部長 郷田 恒雄

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田一丁目11番1号

【電話番号】 03 - 6421 - 7537(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部長 郷田 恒雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
事業収益 (千円)	59,330	178,801	360,356	194,643	91,140
経常利益又は経常損失( ) (千円)	240,082	138,455	35,898	233,562	390,628
当期純利益又は当期純損失( ) (千円)	232,319	141,381	33,048	236,442	425,671
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	790,000	90,000	90,000	77,175	10,000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	1,100,000	1,100,000	5,501,314	6,487,114	6,487,114
A種優先株式 (株)	590,657	590,657			
B種優先株式 (株)	500,000	500,000			
C種優先株式 (株)	560,000	560,000			
純資産額 (千円)	1,683,971	1,542,590	1,575,639	2,209,548	1,783,876
総資産額 (千円)	1,754,789	1,598,576	1,655,531	2,248,958	1,884,912
1株当たり純資産額 (円)	306.10	280.40	286.41	340.61	274.99
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )	( )
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失( ) (円)	51.92	25.70	6.01	37.11	65.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	96.0	96.5	95.2	98.2	94.6
自己資本利益率 (%)			2.1		
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	234,988	148,780	68,710	217,944	299,265
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	7,632	55,547	2,031	2,005,988	451,119
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,395,100		2,000	848,179	
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,688,760	1,484,432	1,549,111	173,358	325,213
従業員数 (名)	14	14	15	19	19
〔ほか、平均臨時雇用者数〕	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
株主総利回り (%)					54.4
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	( )	( )	( )	( )	(125.5)
最高株価 (円)				3,475	957
最低株価 (円)				637	428

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. mRNA低分子創薬プラットフォーム事業を立ち上げ、さらに事業収益を拡大させるため、当社プラットフォーム事業の強化を目的とした研究開発費の増加、及び事業拡大に伴う人件費等の販売費及び一般管理費の増加により、第6期から第7期及び第9期から第10期は経常損失及び当期純損失を計上しました。
  3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
  4. 当社は、B種優先株式について、2019年3月29日付で444,444株、2019年4月15日付で55,556株、合計して500,000株を有償第三者割当により増加しております。また、C種優先株式について、2021年12月24日付で560,000株を有償第三者割当により増加しております。
  5. 第6期から第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第6期から第7期及び第9期から第10期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
  6. 自己資本利益率については、第6期から第7期及び第9期から第10期は当期純損失であるため記載しておりません。
  7. 第6期から第8期の株価収益率は当社株式が非上場であったため、また、第9期から第10期は当期純損失のため記載しておりません。
  8. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
  9. mRNA低分子創薬プラットフォーム事業による事業収益を拡大させるため、当社プラットフォーム事業の強化を目的とした研究開発費の増加、及び事業拡大に伴う人件費等の販売費及び一般管理費の増加により、第6期から第7期及び第9期から第10期は営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスになりました。
  10. 当社プラットフォーム事業の強化のため、BLI装置を購入したため、第7期は投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスになりました。第8期は研究用機器を購入したため、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスになりました。第9期は定期預金への預け入れをしたため、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスになりました。
  11. 第8期は上場関連費用の支払いにより財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスになりました。
  12. 臨時従業員の総数が従業員の100分の10未満である事業年度については、平均臨時雇用者数の記載を省略しております。
  13. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る主要な経営指標等については、当該基準等を適用した後の指標等となっております。
  14. 2023年7月31日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付でA種優先株式590,657株、B種優先株式500,000株及びC種優先株式560,000株をすべて普通株式に変更しております。これにより発行済株式総数のうち普通株式が1,650,657株増加しております。また、2023年7月31日開催の取締役会決議により、2023年8月17日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式から普通株式への変更並びに株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
  15. 第6期から第9期の株主総利回り及び比較指標については、2024年2月8日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、記載しておりません。第10期の株主総利回り及び比較指標については、2024年12月期末を基準として算定しております。
  16. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。  
なお、2024年2月8日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

## 2 【沿革】

当社は2016年11月、「mRNA<sup>1</sup>を標的とする創薬」を広く製薬会社へ提供することを目的として設立されました。当社の主事業は、設立当初においては核酸医薬品<sup>2</sup>の創薬研究でしたが、2018年4月に核酸医薬品の創薬研究からmRNAを標的とする低分子医薬品<sup>3</sup>の創薬プラットフォーム事業に転換しておりました。2025年より核酸医薬品及び低分子医薬品のパイプライン<sup>4</sup>を自社で創出するパイプライン事業を開始し、本書提出日現在においては、プラットフォーム事業とパイプライン事業をあわせて主事業としております。

当社設立以降の主な沿革は、以下のとおりです。

年月	概要
2016年11月	東京都渋谷区に株式会社 Veritas In Silicoを設立
2017年5月	三菱瓦斯化学株式会社及びベンチャーキャピタルの出資のもと、RNA <sup>5</sup> 構造解析技術を活かしmRNAを標的とする核酸医薬品の創薬研究を主事業として開始
2017年7月	研究拠点（現：新潟研究所）を共同研究先である新潟薬科大学（新潟県新潟市秋葉区）内に開設
2017年10月	本店所在地を東京都品川区に移転
2018年4月	主事業を核酸医薬品からmRNAを標的とする低分子医薬品の創薬プラットフォーム事業に転換
2018年4月	mRNA標的低分子創薬研究のための研究拠点（現：新川崎研究所）をかわさき新産業創造センター（神奈川県川崎市幸区）内に開設
2019年3月	mRNAを標的とする低分子医薬品の創薬プラットフォーム事業に注力する方針を決定
2020年10月	RNAを標的とした低分子創薬のビジネスモデルに関する特許（日本）を取得
2021年7月	東レ株式会社とmRNAを創薬標的とする低分子医薬品の創出を目的とした共同創薬研究契約を締結
2021年11月	塩野義製薬株式会社とmRNAを創薬標的とする低分子医薬品の創出を目的とした共同創薬研究契約を締結
2022年12月	ラクオリア創薬株式会社とmRNAを創薬標的とする低分子医薬品の創出を目的とした共同創薬研究契約を締結
2023年5月	フランス Oncodesign ServicesとmRNAを創薬標的とした低分子医薬品開発を目指す製薬会社のニーズに応えることを目的とする事業協力を開始
2023年6月	武田薬品工業株式会社とmRNAを創薬標的とする低分子医薬品の創出を目的とした共同創薬研究契約を締結
2024年2月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2024年12月	英国 Liverpool ChiroChemとmRNAを標的とした低分子医薬品の共同開発及び商業化契約を締結
2025年1月	RNAを標的とした低分子創薬のビジネスモデルに関する特許（欧州）を取得
2025年4月	業務運営を組織的、効率的に行うことを目的として執行役員制度を導入
2025年6月	自社パイプライン創出を目的として核酸医薬品による疾患治療プロジェクトを開始
2025年6月	三菱瓦斯化学株式会社と核酸医薬品創出及び製造方法確立を目的とした共同研究契約を締結
2025年7月	RNAを標的とした低分子創薬のビジネスモデルに関する特許（米国）を取得
2025年12月	当社独自のドラッグデリバリーシステム「Perfusio」の特許（日本）を取得
2026年1月	AI創薬プラットフォーム ibVIS に実装されるAIを改良、機能強化のうえ aibVISへバージョンアップ
2026年1月	スイス SpiroChemとmRNA標的化合物の共同探索研究に関する覚書を締結

### 3 【事業の内容】

当社は「どんな疾患の患者さまも治療がないと諦めたり、最適な治療が受けられないと嘆いたりすることのない、そんな希望に満ちたあたたかい社会」を実現し発展させるため、AI創薬によってメッセンジャーRNA (mRNA) を標的とする各種医薬品の創出に取り組んでいます。

当社はこれまで、インフォマティクスと実験技術を融合させmRNAへの創薬を可能とする独自の創薬プラットフォームibVIS を用いておりましたが、その基礎となる複数のルールベースAIを抜本的に改良し、あわせて新たにデータ駆動AIも複数実装することによりバージョンアップを図ったaibVIS (エイアイビス：以下「aibVISプラットフォーム」と表記)として、より効率的かつ確実なmRNA標的創薬を可能としております。

mRNAを標的とする低分子創薬は、医薬品市場において最大のセグメントを形成する低分子医薬品をもって、従来のタンパク質を標的とする創薬技術では狙うことが難しかった様々な疾患にも対応可能な新しい創薬アプローチで、アンメット・メディカル・ニーズ (有効な治療薬や治療法がなく未だ満たされない医療ニーズ) の充足に貢献することが期待されます。当社は、mRNA標的低分子創薬により、より多くの医薬品を患者さまにお届けするため、当社独自のaibVISプラットフォームを活用し、複数の製薬会社と共同でmRNA標的低分子医薬品の創薬研究を進める「プラットフォーム型」のビジネスを展開しております。

加えて当社は、自社でパイプラインを保有する「パイプライン型」のビジネスを展開しており、現在、核酸医薬品の自社創薬研究に取り組んでおります。核酸医薬品は、医薬品市場において最も成長率が高いセグメントと見なされています。aibVISプラットフォームの応用により迅速な創出が可能であり、主に希少疾患のアンメット・メディカル・ニーズの充足につながることが期待されます。

なお、当社の事業セグメントは創薬プラットフォーム事業のみの単一セグメントであります。

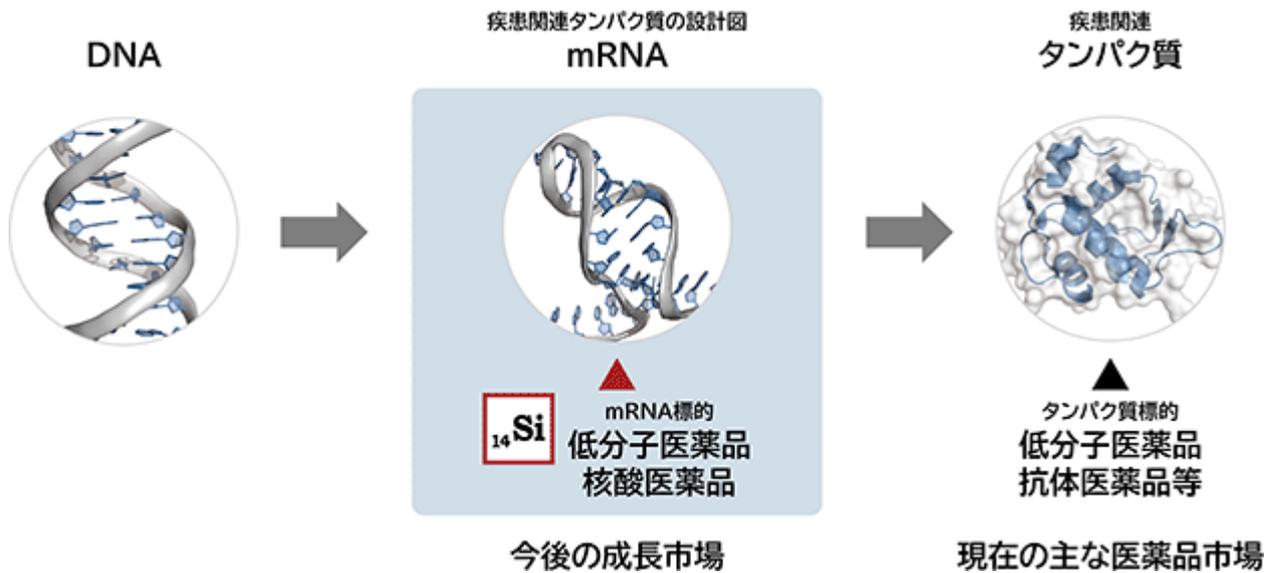
#### (1) 事業の背景

現在の医薬品市場は、主に疾患の原因となるタンパク質 (以下「疾患関連タンパク質」という) に直接結合し、その機能を制御することで異常な働きを止める医薬品 (低分子医薬品、抗体医薬品<sup>6</sup> など) が主流です (図1)。しかし、これらの医薬品が創薬標的として狙うことのできる疾患関連タンパク質の数はずっと限られており、長年にわたる医薬品の研究開発<sup>7</sup>の結果、新薬開発が求められている医療ニーズの高い疾患に対して新たに医薬品を創出することが難しくなっています。このように、創薬標的となりうる疾患関連タンパク質が限られてきている現状、すなわち「創薬標的の枯渇」が、製薬業界共通の課題となっています。

mRNAは、DNA<sup>8</sup>から個々のタンパク質の遺伝情報を書き写した個々のタンパク質の設計図です。疾患関連タンパク質の設計図であるmRNAを制御することができれば、疾患関連タンパク質の機能を医薬品で直接制御する場合と同様に、その疾患を治療することが可能になり、これまで創薬標的とできなかったタンパク質を標的にできることから、「創薬標的の枯渇」の解消につながることが期待されます (図1)。

mRNAを標的とする医薬品は、核酸医薬品によって実現されています。核酸医薬品は研究開発期間を短くできる可能性があり、患者数が少ない希少疾患の治療に適しています。しかし、経口投与が難しく、製造コストが高いため、多くの患者さまに広く治療を提供するには適していないと考えられます。当社は、低分子医薬品のように経口投与が可能で患者さまの負担が少なく、開発・製造技術が確立している安価で供給に問題がない医薬品でmRNA標的創薬を実現することが製薬業界の真のニーズであり、そのためmRNA標的低分子医薬品は今後の大きな市場になる可能性があると考えております。それにもかかわらず、mRNA標的低分子医薬品はこれまでほとんど創出されておりました。低分子創薬では、創薬標的全体の構造を精密に解析し、創薬標的上に低分子医薬品が結合して薬効を示すことが期待できる構造を最初に特定すること (このプロセスを、以下「ターゲット探索」という) が重要です。しかしながら、mRNAは1つの決まった構造をとらず、創薬研究を始める際に精密な構造の解析を行うことが困難であるため、mRNAを創薬標的にして低分子創薬を実施することは難しいという業界の認識がありました。このような状況において、当社の創業者である中村が2000年代前半より技術開発してきたインシリコ<sup>9</sup> RNA構造解析技術により、mRNAを創薬標的としたターゲット探索が可能になり (詳細は「(2) 当社の事業領域 aibVISプラットフォーム」を参照)、ターゲット探索の結果を活用した実用的な低分子化合物のスクリーニング<sup>10</sup>法と合わせて、当社の創薬プラットフォームの基礎となっていました。そして現在、ibVISの根幹をなす複数のルールベースAIを抜本的に改良しつつ、起業後に実施した社内研究および製薬会社等との共同研究によりRNAに関する独自の解析データを蓄積し、そのデータを利用するデータ駆動AIを装備することにより、AIと生物学を組み合わせた創薬プラットフォームaibVISに発展させています。

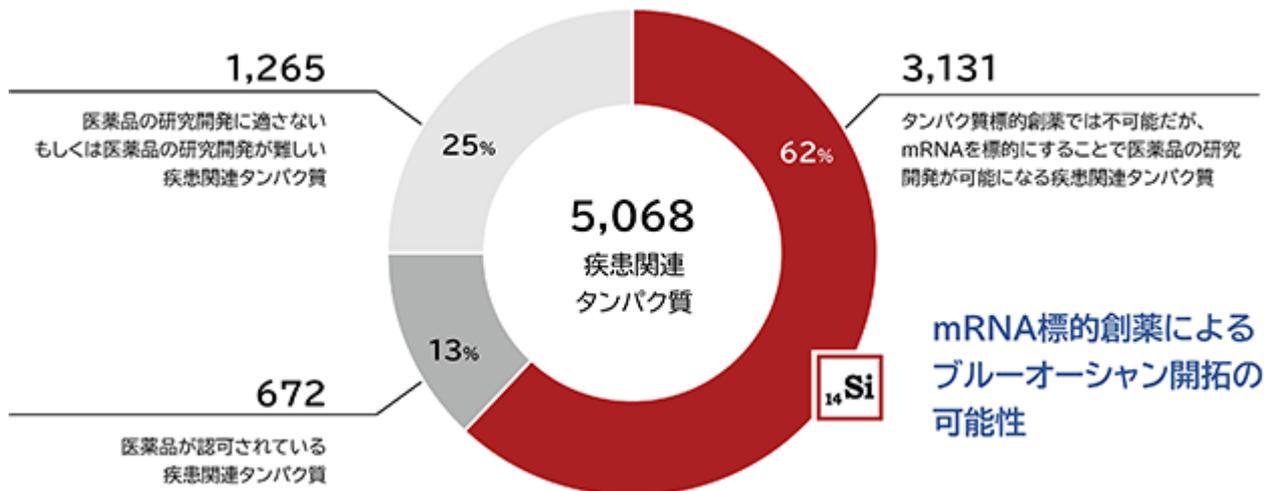
図1. 現在の主な医薬品市場（タンパク質標的医薬品）と当社が取り組む今後の成長市場（mRNA標的医薬品）



(注) mRNA標的低分子医薬品の研究開発は世界的に見てもほとんどが研究段階であり、本創薬で上市された低分子医薬品はありません（2025年12月末現在）。

mRNAを標的とした創薬（低分子医薬品及び核酸医薬品）は、タンパク質を標的とした従来の創薬手法では医薬品の研究開発が不可能もしくは困難であった様々な疾患に適用できる潜在性を秘めています。そして疾患関連タンパク質において大きな割合を占めるブルーオーシャン（競争相手のいない又は競争相手の少ない未開拓な市場）を開拓できる創薬アプローチであると考えております（図2）。特に、mRNA標的低分子創薬は、患者さま、製薬業界及び医療経済的な観点からも社会に望まれる低分子医薬品の創出に取り組めることから、次世代創薬の本命の一つとして期待されています（詳細は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営環境」を参照）。

図2. mRNA標的創薬によるブルーオーシャン開拓の可能性

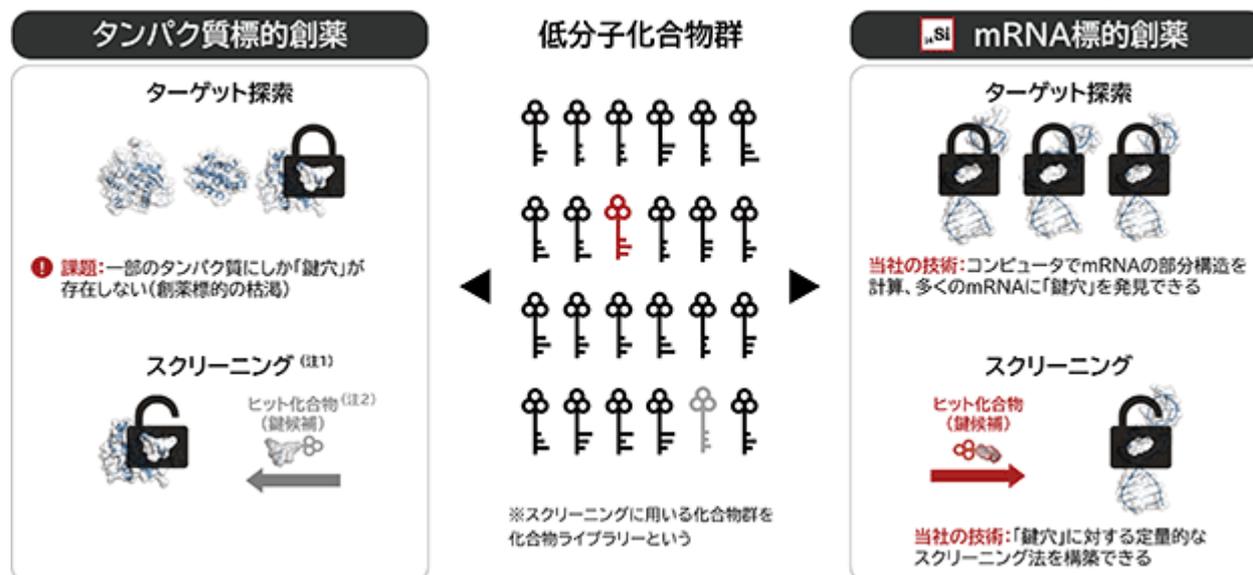


出典：The Human Protein Atlas, DrugBank, KS analysis, 2018 をもとに当社にて作成

現在の医薬品市場の中心の一つであるタンパク質標的低分子医薬品とその創薬標的であるタンパク質の関係は、ちょうど「鍵」と「鍵穴」の関係に例えられ、低分子創薬とは、創薬標的に「鍵穴」を探索し、様々な工程（「鍵候補」を見つけるスクリーニングなど）を経て「鍵穴」にピッタリとはまる「鍵」を創出する一連のプロセスであると言えます（図3）。

当社は、独自のインシリコRNA構造解析により、多くのmRNA上には局所的に低分子医薬品（「鍵」）が結合できる構造（「鍵穴」）があること（当社では、mRNA上に局所的に存在する構造を「部分構造」、そのうち標的として定める構造を「ターゲット構造」と呼んでおり、「鍵穴」は「ターゲット構造」に該当します）、しかも多くの場合、複数の「鍵穴」が存在することを見いだしました。また、これらの「鍵穴」に対して「鍵候補」を見つけるために当社が独自改良したスクリーニング法の確立等により、従来のタンパク質標的低分子創薬と同様に、新しい創薬アプローチであるmRNA標的低分子創薬の実施が可能になっています（図3）。

図3．低分子創薬のターゲット探索（鍵穴の探索）とスクリーニング（鍵候補を見つけるプロセス）



(注1) 様々な化合物の中から一定の基準を満たす化合物を選択するためのプロセス（鍵穴に対して鍵候補を見つけるプロセス）

(注2) スクリーニングで一定の基準を満たした化合物（鍵候補）

## (2) 当社の事業領域

当社は、インシリコRNA構造解析技術をはじめとした複数のルールベースAIと創薬技術（biology）を統合したaibVISプラットフォームを活用したmRNA標的創薬を主事業としており、製薬会社との共同創薬研究等を通じて、mRNA標的低分子医薬品の創出に取り組むとともに自社による核酸医薬創薬にも取り組んでいます。

その他、将来の事業の多角化のため、インシリコRNA構造解析技術を応用した農薬事業への取り組みや、オンラインワンとなる核酸医薬品の創出の際に核酸医薬品の根本的な課題克服を目指したドラッグデリバリーシステムの事業化についても進めています（図4）。

図4. Veritas In Silicoの事業領域



私たちの体は、各部位の機能に応じて、その機能を発揮するために必要なタンパク質で構成されています。各部位の細胞内では、細胞の核の中にあるDNAがもつ全ての遺伝情報から必要なタンパク質の遺伝情報のみがmRNAに書き写されます（転写）。mRNAは核内から外に運び出された後、リボソーム<sup>11</sup>というタンパク質合成機構によってタンパク質の合成の設計図として用いられます（翻訳）。翻訳の際、まずリボソームが一本のひも状であるmRNAの一方の端（5'末端）に取り付き、このリボソームがもう一方の端（3'末端）に向かって進行しながらmRNAの遺伝情報を読み取り、遺伝情報に対応するアミノ酸（タンパク質の構成要素）をつなげていくことでタンパク質が合成されます（図5）。このように、mRNAは私たちの体に必要なタンパク質の設計図として体内に存在しています。

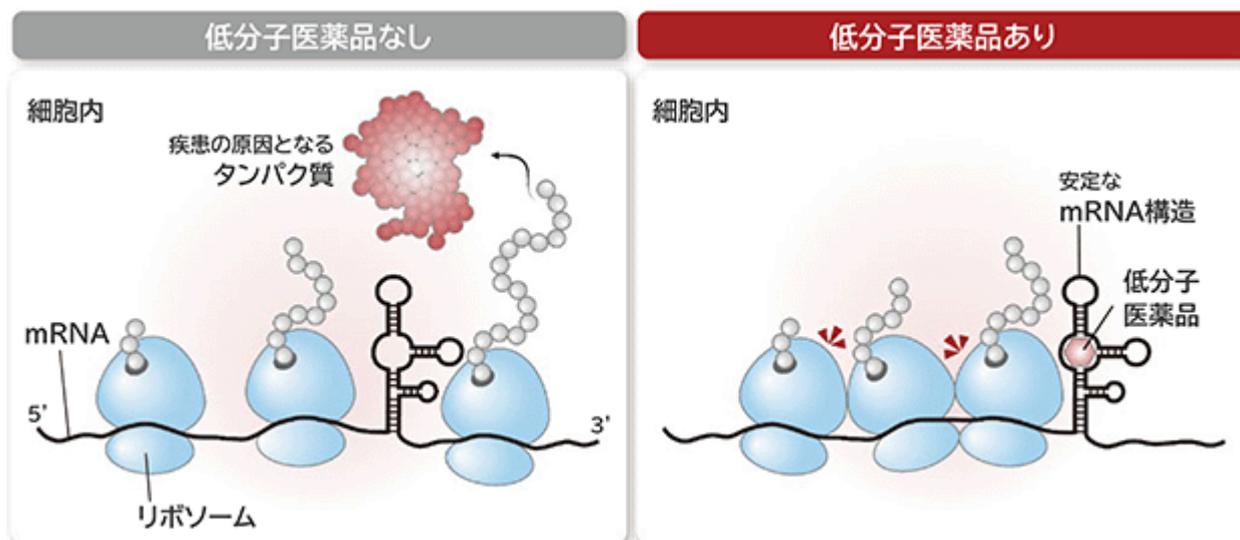
当社は、そうした設計図であるmRNAに対する創薬として、低分子医薬品創薬と核酸医薬品創薬を行っています。低分子医薬品は、製造コスト（変動費）が低い一方、医薬品候補化合物を取得するまでの研究期間と費用（固定費）は高くなる傾向があります。核酸医薬品は、製造コストが高い一方、医薬品候補化合物を取得するまでの研究期間と費用は低減される傾向があります。すなわち、低分子医薬品が患者数の多い慢性疾患や一般疾患に治療を提供することに適しているのに対して、核酸医薬品は患者数の少ない希少疾患に治療を提供することに適しています。

## mRNA標的低分子創薬

## a mRNA標的低分子医薬品の作用メカニズム

当社のmRNA標的低分子創薬では、当社独自のAIにより、ある程度安定で存在確率の高い（低分子化合物が結合しうる）部分構造をmRNA上に見いだしてターゲットとし、そのターゲット構造に結合し安定化する低分子医薬品を見出します。そしてその低分子医薬品がより強固でほどけにくい構造体をmRNA上に構築することで、リボソームによる（そのmRNAという設計図に対応した）タンパク質の翻訳を阻害もしくは制御することを狙っています。これにより、疾患の原因となる疾患関連タンパク質の生成を抑えられれば、従来の低分子医薬品や抗体医薬品等で直接疾患原因タンパク質の機能を阻害もしくは制御する場合と同等の効果が得られると考えています。（図5）

図5. mRNA標的低分子医薬品の作用メカニズム



(注) 通常、ある程度安定なmRNA構造があっても、リボソームは構造をほどいてタンパク質を合成する。ある程度安定なmRNA構造が低分子医薬品によってより安定で強固になると、リボソームは構造をほどけずタンパク質の合成がストップする。

#### b 当社のmRNA標的の低分子創薬の特徴 研究開発

一般的に医薬品の研究開発は、創薬標的を決定した後、医薬品候補化合物<sup>12</sup>を創出するまでの創薬研究（研究段階）、非臨床試験、臨床試験、承認取得（開発段階）を経て、完了までに長い年月を要します（表1）。当社が製薬会社と実施しているmRNA標的の低分子創薬では、従来のタンパク質標的の低分子創薬と標的は異なりますが、最終目的物は同じ化学的特性をもつ低分子化合物であることから、表1に示す創薬研究以外の非臨床試験、臨床試験、承認審査、さらには承認後の製造・販売で必要となる技術及びインフラは従来の低分子創薬と共通しています。mRNA標的の低分子創薬で臨床試験以降の開発に進んでいる例は世界的にみてもまだ限られておりますが、化学的特性が従来の低分子創薬の医薬品候補化合物と同等であることを鑑みると、開発以降のリスクや成功確率は概ね従来の低分子創薬の医薬品候補化合物と同程度であると考えられます。また、低分子医薬品の場合には開発ガイドラインも確立されているため、開発段階以降の障壁は他の新規創薬技術と比較して小さいと考えられます。

以上のことから、mRNA標的の低分子創薬で重要なことは、医薬品として十分な効果・安全性等を示す医薬品候補化合物を創出するまでの創薬研究であると言えます。

表1. 一般的な医薬品の研究開発プロセス

	プロセス	期間	主な内容		
研究(注1)	創薬研究	2～4年	創薬標的を決定した後、医薬品候補化合物創出までの創薬研究		
開発(注2)	非臨床試験	3～5年	ヒトに用いる臨床試験を前提に、実験動物等を用いて有効性及び安全性等を国際的な基準のもとで最終確認する試験		
			3～7年	第I相	少数の健康な方を対象に安全性等を確認する試験
				第II相	少数の患者さまを対象に有効性及び安全性を探索的に確認する試験
	第III相	多数の患者さまを対象に有効性と安全性を検証的に確認する試験			
承認審査	1～2年	各国の規制当局による審査			

(注1) 研究は、医薬品として十分な効果・安全性等を示す医薬品候補化合物を創出するまでの段階

(注2) 開発は、創薬研究で取得した医薬品候補化合物の効果・安全性等を規制当局に証明していく段階

### c 当社のmRNA標的低分子創薬の特徴 薬物動態・安全性

医薬品の創薬研究では、疾患関連タンパク質の機能を抑制する効果など、医薬品の主作用（薬効）だけではなく、医薬品が投与されてから血中へ吸収されるか、血中から目的とする組織・細胞へ移行するかといった点や（分布）、医薬品が体内で代謝や排泄される過程、さらには安全性を確保するための毒性の低減、といった様々な課題について検討し、最適化する必要があります（医薬品を投与してから「吸収」「分布」「代謝」「排泄」される過程を「薬物動態」という）。

mRNA標的低分子創薬の創薬研究においても同様に薬物動態や安全性等の検討・最適化が必要ですが、従来のタンパク質標的低分子創薬と比べてmRNA標的低分子創薬の研究過程に特有の検討課題は、細胞内で標的とするmRNAに作用して疾患関連タンパク質を減少させられるかという「細胞内での効果」の工程のみであり、それ以外は従来の低分子創薬と共通しています。つまり、創薬研究段階におけるmRNA標的低分子創薬の新規創薬技術として特有のリスクは、概ね「細胞内での効果」が得られるか、という点になります。もちろん他の工程にもリスクはありますが、そのリスクは従来の低分子創薬と同様であると考えられ、この点については、長年の創薬研究を通じて各製薬会社には技術やノウハウが豊富に蓄積されています。逆に言うと、「細胞内での効果」は十分にあって、従来の低分子創薬と同じ薬物動態や安全性の課題により、創薬研究が中断するリスクがあります。そのため、mRNA標的低分子創薬により患者さまに医薬品を届けるためには、従来の低分子創薬を通じて蓄積された各製薬会社の技術やノウハウが重要です。当社では、mRNA標的低分子創薬により患者さまに医薬品を届けるためには、より多くの製薬会社と共同創薬研究を実施することが重要であると考え、「プラットフォーム型」のビジネスに注力しています（詳細は「(3) ビジネスモデルの特徴」を参照）。

aibVISプラットフォームを活用した当社と製薬会社との共同創薬研究において、当社が担当するのは表1の創薬研究の中でも標的とする「細胞内での効果」に関するものであり、「ターゲットの探索」「スクリーニング」「ヒットtoリード」「リード化合物最適化」で構成されます。それ以外の薬物動態や安全性研究、動物を用いた化合物の効果を検証するための実験、非臨床試験以降の開発段階については、従来の低分子創薬での経験や知見が豊富な提携先の製薬会社にて実施されます（製薬会社との役割分担の詳細は、「aibVISプラットフォーム b ワンストップで医薬品候補化合物まで取得」を参照）。

### mRNA標的核酸医薬創薬

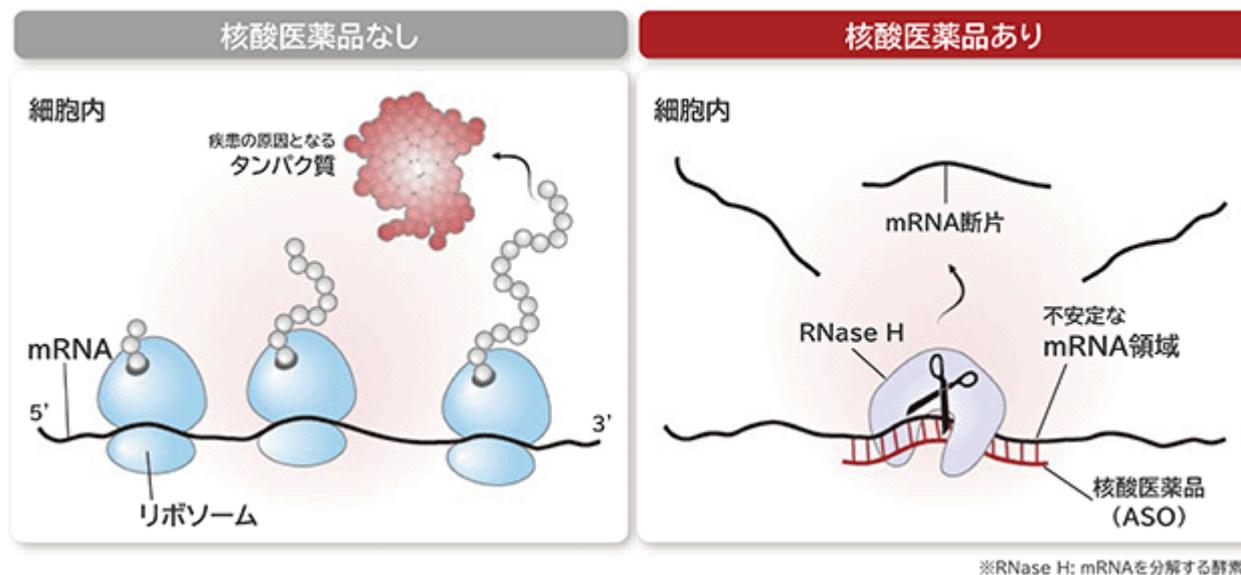
当社のAI創薬は、mRNAの構造を詳細に解析できるという一般性から、核酸医薬品の創出への応用が可能です。当社は、自社でパイプラインを保有するハイブリッド型ビジネスにビジネスモデルを転換しており、mRNA標的低分子創薬に続く事業として、当社単独で実施可能な核酸医薬品の創出に向けた取り組みを進めています。

当社では、これまで理論的な配列設計が困難とされてきた核酸医薬品の一種であるアンチセンスオリゴヌクレオチド（ASO）<sup>13</sup>の配列設計にインシリコRNA構造解析を応用します。当社のインシリコRNA構造解析により、短時間で医薬品候補化合物となるASOを取得でき（当社では最短8カ月で取得）、その結果研究開発費を抑えることが可能になると考えております。加えて、後述する当社独自のドラッグデリバリーシステム「Perfusio（パーフェュージオ）」を用いて、抜本的な臨床試験期間の短縮とコストの削減を目指します。自社パイプラインの対象疾患については、当社の株主価値の向上につながるかどうかを基準に、オンリーワンとなる医薬品の創出のために具体的な検討を開始しています（詳細は「d パイプライン創出と開発の方針」参照）。

### a 核酸医薬品の作用メカニズム

当社のmRNA標的核酸医薬創薬では、mRNA上に核酸医薬品が効果的に結合しうる部分構造を当社独自のAIにより見いだしてターゲットとし、そのターゲットに対応するASOを創出します。ASOがmRNA上のターゲットに結合すると、それを異物であると認識するRNase HがmRNAを切断します。これにより、疾患の原因となる疾患関連タンパク質の生成を抑えられれば、従来の低分子医薬品や抗体医薬品等で直接疾患原因タンパク質の機能を阻害もしくは制御する場合と同等の効果が得られると考えています(図6)。

図6. mRNA標的核酸医薬品の作用メカニズム



(注) mRNAに対してASOが結合すると、それを異物とみなすRNase Hによって認識されてmRNAが切断される。mRNAの切断によって、疾患関連タンパク質の生成は終了させられる。

#### b 核酸医薬品創薬の特徴 研究開発における三つの課題と当社独自の解決策

核酸医薬品が臨床試験を終え、承認申請を経て実際に販売に至った例はこれまでのところ限定的です。当社では「第II相試験終了後、第III相試験を開始・終了し、申請等を終えて市場に出る」までの確率は、低分子医薬品がおおむね40-50%程度であるのに対し、核酸医薬品は8-10%程度にすぎないと分析しています。つまり、核酸医薬品における最大の課題の一つは、第III相試験で初めて明らかになる毒性（「毒性」）です。具体的には、タンパク質への予測不可能な結合による毒性や、ヒトにおいては重篤になってしまう核酸医薬品に施された各種化学修飾による化学毒性が挙げられます。加えて、第III相試験を始められないことも上記の確率を下げています。すなわち、第III相臨床試験という商業レベルと同じ大きさで始まる製造によってようやくわかってくる商業生産時の製造コスト（「製造」）、および第III相臨床試験前に行われることの多いバイオテックが持つ核酸医薬品の製薬会社へのライセンスアウトの不調（核酸医薬品の事業領域の「魅力」）だと考えております。核酸医薬品を市場に出すためには、臨床後期に判明するこれらの三つの課題を回避ないし解決することが最も重要というのが当社の考え方です。

これら「毒性」「製造」「魅力」の三つの課題に対し、当社はこれまでシンプルなASOを創出することで毒性と製造コストを抑え、その結果として競合品があっても価格競争力の面で魅力を持たせる方針でした。日本の規制当局との議論を通じて、この方針の有効性を確信しております。加えて2025年には、この考え方をさらに一歩進めることとしました。すなわち、シンプルなままで薬効等をさらに向上させるECM型核酸医薬品という新たな方法論を創出しました。さらに、QbD (Quality by Design) の考え方を採り入れ、医薬品を創出する時点から製造に難点がないかを検討して品質向上や製造コストダウンを図るとともに、三菱ガス化学株式会社と核酸医薬品の製造検討を初期段階から行うことにより臨床試験に入る確度とスピードを上げる方針としました。そして、今まで医薬品を特異的に届けることが難しかった臓器に効率的に医薬品を届け、また回収できるドラッグデリバリーシステムとしてPerfusioの実用化に取り組んでおり、これをもってアンメット・メディカル・ニーズを抱える疾患に対して核酸医薬品を創出することで、核酸医薬品の事業領域の魅力を高めようと考えております。これら三つの施策は、どれ一つ矛盾することなく、核酸医薬品が直面する三つの課題を解決するものと考えています（図7）。

図7．核酸医薬品の創薬研究で検討が必要な課題

	解決すべき課題	これまでの解決方針	これからの施策
毒性	未知のリスクを 第三相試験に持ち越さない 核酸医薬品の持つ毒性 を低減する	シンプルなASO	シンプルのまま、薬効等の向上を 実現させた「 <b>ECM型核酸医薬品</b> 」 (2025年12月 特許出願済み)
製造	商業生産時の 製造コストの低減		三菱ガス化学との協業にて、 <b>QbD</b> を採り入れ、高品質かつ低コストな 核酸医薬品の製造方法を開発する
魅力	製薬会社が魅力を感じる 疾患領域に、核酸医薬品 を創出する	マーケット志向による 治療可能な疾患領域へ 魅力的な医薬品候補の 創出	<b>ドラッグデリバリーシステム</b> の活用により あらゆる臓器に治療の可能性を提供、 ユニークな疾患領域に向けて 製薬会社が魅力を感じる核酸医薬品を創出

## c 当社の核酸医薬品創薬の特徴 開発期間の短縮による株主価値向上へ

当社が主として自社で実施している核酸医薬品創薬では、当社独自のAI創薬によって医薬品そのものを直接設計できます。そのことによって研究期間を大幅に短縮することができます。開発期間においては、少ないながらも核酸医薬品に関する許認可が進んでいることから、開発ガイドラインも確立されつつあるため、開発段階以降の障壁は他の新規創薬技術と比較して小さいと考えられます。また、希少疾患に対する開発期間は一般的に短くなる傾向があります。

また、当社では、主として核酸医薬品のドラッグデリバリーに用いることができるPerfusioの実用化に取り組んでいます。これは、血管用のカテーテルを用いて特定の疾患臓器に動脈側と静脈側の双方からアクセスし、患者さまの体内において対象の臓器を独立させ、医薬品を灌流するというシステムです。このシステムを使う事で、通常のドラッグデリバリーと異なり、医薬品を対象の臓器に直接届け、そしてそれらを対象の臓器から回収することができます。これは、これまで先進医療として行われていた閉鎖循環療法でもみられる発想で、非常に治療効果が高いだけでなく副作用を軽減できることが知られています。この対象臓器を的確に選び、さらに最後に本治療を終了した際に全身への漏出を極限まで抑えることにより全身への医薬品の暴露をほとんどなくすることができれば、医薬品の開発期間を大幅に短縮することが期待できます。当社では2026年1月に専属部署として新規事業開発室を設置し、このPerfusioの実用化と開発期間の短縮の試みに取り組んでいます。

このPerfusio実用化により、当社が取り組む核酸医薬品のパイプラインの研究開発期間とそのコストを削減し、当社の株主価値の向上につなげることを目指します。

## d パイプライン創出と開発の方針

自社パイプラインの対象疾患については、特に市場性を重視することで、現在の株主価値に資する現在価値の高いものを選定する方針です。すなわち、(i)将来価値の総額が大きく、(ii)販売開始までの期間が短く、そして(iii)直近のコストを低減させる施策を採れるものです。これら三つの観点は、将来の医薬品の価値を販売開始までの期間や成功確率からディスカウントキャッシュフロー（DCF）法により現在の価値に換算する際、高い現在価値を形成するために重要です。

市場性を基準に自社パイプラインを選定することは、製薬会社にとって事業性の高い魅力あるパイプラインを創出することにもつながります。これにより、将来的に行うパイプライン導出の成功確率も高まることが期待できます。

さらに、Perfusioを利用することで、これまでに核酸医薬品を適用できると考えられていなかった疾患臓器に対する核酸医薬品を創出することができれば、アンメット・メディカル・ニーズに応えるだけでなく高い事業性を持つパイプラインが創出でき、製薬会社への円滑なライセンスアウトが期待されます。今後は、当社が創出するパイプラインの現在価値が当社の株主価値に織り込まれるように、パイプラインの創出と開発に関する情報は適時適切な開示等に努めます。

当社においては、三菱ガス化学株式会社と当社で権利を共同保有する自社パイプラインにおいて、三菱ガス

化学株式会社に共同研究費の一部を負担いただいております。これは、これまで研究初期段階ではあまり注目されてこなかった、核酸医薬品の商業生産時の製造権を、共同研究開始時点より三菱ガス化学株式会社が保有することを確約することによりマネタイズを図ったものとなります。

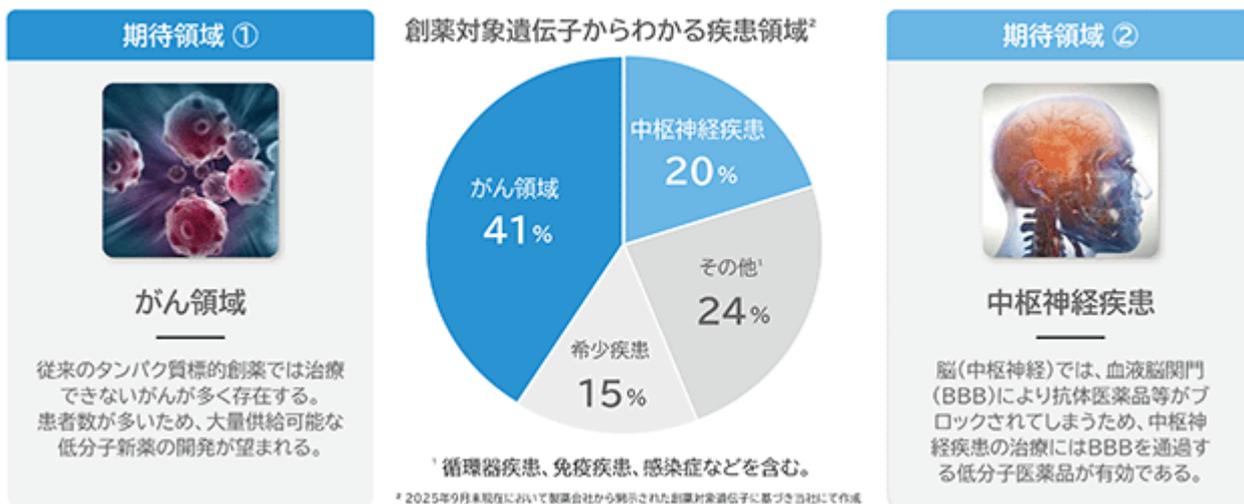
以上の方針にもとづき、製造コストを低減しつつ、毒性リスクを第III相試験に持ち越さず、さらに隠された市場性の問題にも対応することで、アンメット・メディカル・ニーズにお悩みの患者さまにまで医薬品として届く可能性の高いパイプラインの創出に取り組みます。

## aibVISプラットフォーム

### a 多種多様な疾患に適応可能

当社は、これまで国内外の多くの製薬会社に、当社のibVISプラットフォームの創薬技術及びデジタル技術を紹介してきました。これらの製薬会社より、ibVISプラットフォームでmRNA標的の低分子創薬を実施したいと開示を受けた創薬対象遺伝子の数は既に100を超え、そこから推定される疾患領域は、がん領域、中枢神経、各種希少疾患の順に多く、その他は循環器疾患、免疫疾患、感染症など多種多様です（図8）。これは、製薬会社という創薬の専門家から見て、ibVISプラットフォームが様々な疾患に適応可能と理解されていることを示唆するものと当社では分析しております。中でも市場の大きいがん領域の割合が突出しており、医薬品が血液脳関門（神経細胞に影響のある物質をブロックする保護システム。Blood Brain Barrier ; BBB）を通過する必要のある中枢神経疾患の割合ががん領域に続いております。これらは、製造コストが低く巨大な市場にも供給可能であり、BBBを通過できる低分子医薬品の強みを活かせる疾患領域であると考えられます。この特徴は、AI創薬をより推進したaibVISプラットフォームにおいても変わりません。

図8. 創薬対象遺伝子からわかるmRNA標的の低分子創薬の適用疾患領域



(注) 2025年9月末現在において製薬会社から開示された創薬対象遺伝子に基づき当社にて作成

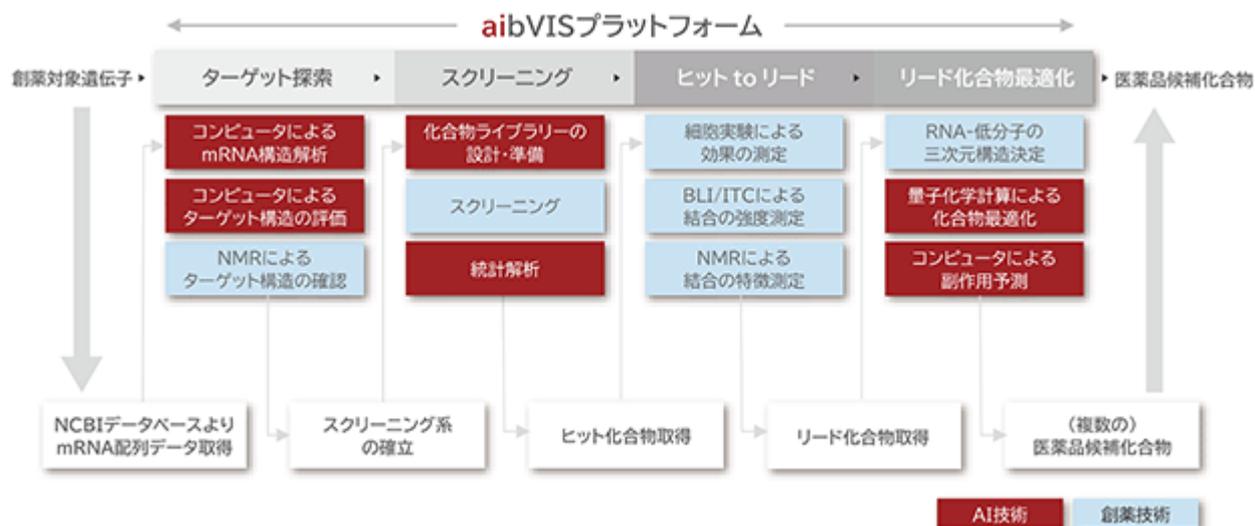
### b ワンストップで医薬品候補化合物まで取得

当社のaibVISプラットフォームは、mRNA上に存在する低分子医薬品の「鍵穴」の候補となる部分構造を網羅的に解析し、その中から標的に適した「鍵穴」すなわちターゲット構造を定める「ターゲット探索」から、数多くの低分子化合物の中からターゲット構造に対して結合が認められる化合物を実験的に選択する「スクリーニング」、スクリーニングで取得したヒット化合物<sup>14</sup>とターゲット構造の結合の強度や結合の特徴を詳細に検証する「ヒットtoリード」、ヒットtoリードにより取得したリード化合物<sup>15</sup>を医薬品レベルにまで効果を高める「リード化合物最適化」により、最終的に非臨床試験以降に進める医薬品候補化合物を取得するまで、mRNA標的の低分子創薬に必要な全ての創薬技術とデジタル技術を備えていると当社は考えております（図9、表2）。さらに、それらの創薬技術とデジタル技術が単に個々の技術としてではなく、一つの創薬システムとして統合されており、各製薬会社はaibVISプラットフォームを活用することで、mRNA標的の低分子創薬で直面する多くの課題をワンストップで解決することが可能になると当社は考えております。

特に当社の「ターゲット探索」は、当社が独自開発したルールベースAIを活用したインシリコRNA構造解析ソフトウェアMobyDickにより、製薬会社が任意に選択したmRNAから高速かつ正確に複数のターゲット構造を探

索することが可能であり、当社の競争優位性の一つとなっています。この優位性は、数多くの製薬会社と共同研究あるいは共同創薬研究を行ってきた当社において、製薬会社の真のニーズに応える挑戦を通じてさらに強化されています。

図9. 創薬技術とAIを備えたワンストップAI創薬プラットフォーム



(注) 共同創薬研究において製薬会社は、当社が技術供与したスクリーニング法を使ったスクリーニングの実施及び細胞実験を主に担当します。加えて製薬会社側では、化合物の合成展開<sup>16</sup>、薬物動態及び安全性研究、化合物の効果を検証する動物実験などが実施されます。

表2. aibVISプラットフォームの創薬技術とAI

創薬研究プロセス	内容
ターゲット探索	<ul style="list-style-type: none"> <li>NCBIデータベースよりmRNA配列データ取得 創薬対象とするmRNAを定め、NCBI<sup>17</sup> (National Center for Biotechnology Information; 国立バイオテクノロジー情報センター) の遺伝子データベースより mRNA配列データを取得します。</li> <li>コンピュータによるmRNA構造解析 独自のRNA構造解析ソフトウェア「MobyDick」により、創薬対象に定めたmRNA上の部分構造を網羅的に解析します。</li> <li>コンピュータによるターゲット構造の評価 「MobyDick」に含まれる熱力学のエネルギー計算により、存在確率及び安定性の高い部分構造の中からターゲット構造候補を探索します。</li> <li>NMRによるターゲット構造の確認 ターゲット構造候補の妥当性を主としてNMR<sup>18</sup> (Nuclear Magnetic Resonance; 核磁気共鳴) により実験的に確認し、ターゲット構造と定めます。</li> <li>実験的スクリーニング系の確立 次のプロセスのスクリーニングで、各種低分子化合物とターゲット構造の結合を検出するため、蛍光性のある物質を目印として付けたターゲット構造を合成し、そのターゲット構造がmRNA構造解析どおりの構造を実際に取り替えているか、スクリーニングで正常に動作するか等を実験的に確認します。</li> </ul> <p>[製薬会社との役割分担] 当社協力のもと製薬会社が創薬対象とするmRNAを定めた後の工程は、全て当社で担当します。</p>

創薬研究プロセス	内 容
スクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化合物ライブラリーの設計・準備 製薬会社が保有する莫大な数の化合物を収める化合物ライブラリーからスクリーニングにかける化合物を選定します（フォーカストライブラリー）。</li> <li>・スクリーニング FRET<sup>19</sup>（Fluorescence Energy Transfer；蛍光共鳴エネルギー移動法）による一般的なスクリーニング法を定量的解析ができるように改良した、当社独自のqFRET<sup>20</sup>（Quantitative Fluorescence Energy Transfer；定量的蛍光共鳴エネルギー移動法）により、数万から数十万の低分子化合物の中から、陽性を示す（ターゲット構造への結合が検出された）化合物（ヒット化合物）を取得します。</li> <li>・統計解析 高精度かつ定量的なスクリーニング及びスクリーニングの結果得られるデータの統計解析を可能とするために、複数の自社製作ソフトウェアとルールベースAIであるplot2tm、Guppy および Viper を利用します。 [製薬会社との役割分担] 当社協力のもと製薬会社が化合物ライブラリーの設計と準備をします。スクリーニングは製薬会社もしくは当社、あるいは両者で実施します。</li> </ul>
ヒットtoリード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細胞実験による効果の測定 スクリーニングで取得したヒット化合物の妥当性を検証するため、細胞レベルでの効果の確認を行います。</li> <li>・BLI/ITCによる結合の強度測定 / NMRによる結合の特徴測定 細胞実験にくわえて、BLI<sup>21</sup>（Bio-Layer Interferometry；バイオレイヤー干渉法）、ITC<sup>22</sup>（Isothermal Titration Calorimetry；等温滴定熱測定）などの熱力学的測定法<sup>23</sup>、NMRなどの分光学的手法<sup>24</sup>により、ターゲット構造に対するヒット化合物の結合の強度や特徴を解析します。</li> <li>・NMRによる結合の特徴測定 NNMRなどの分光学的手法により、ターゲット構造と低分子化合物の結合の強度について確認するとともに、その結合の特徴を解析します。さらに、それぞれの低分子化合物の結合の特徴から、低分子化合物のグループ分けを行います。これについても、当社のルールベースAI Snowpeaks が支援します。</li> <li>・量子化学<sup>25</sup>計算 上記の結果をもとに、ヒット化合物から次段階の化合物（リード化合物）を設計するために必要な量子化学計算を行います。</li> <li>・リード化合物取得 上記の結果をもとに、ヒット化合物から次段階の化合物（リード化合物）を獲得するための基礎となる化合物を複数選択します。これらを出発化合物として化合物の合成展開及び本プロセスの検証を繰り返し、低分子医薬品として好ましい特性を持つリード化合物を獲得します。 [製薬会社との役割分担] 細胞実験による「細胞内での効果」の測定は、製薬会社によって行われる事が多いものの、当社で実施する場合があります。その他の解析については、基本的に全て当社が担当します。また、本段階の進展に伴い必要となる化合物合成（合成展開）は、主として製薬会社が担当します。</li> </ul>

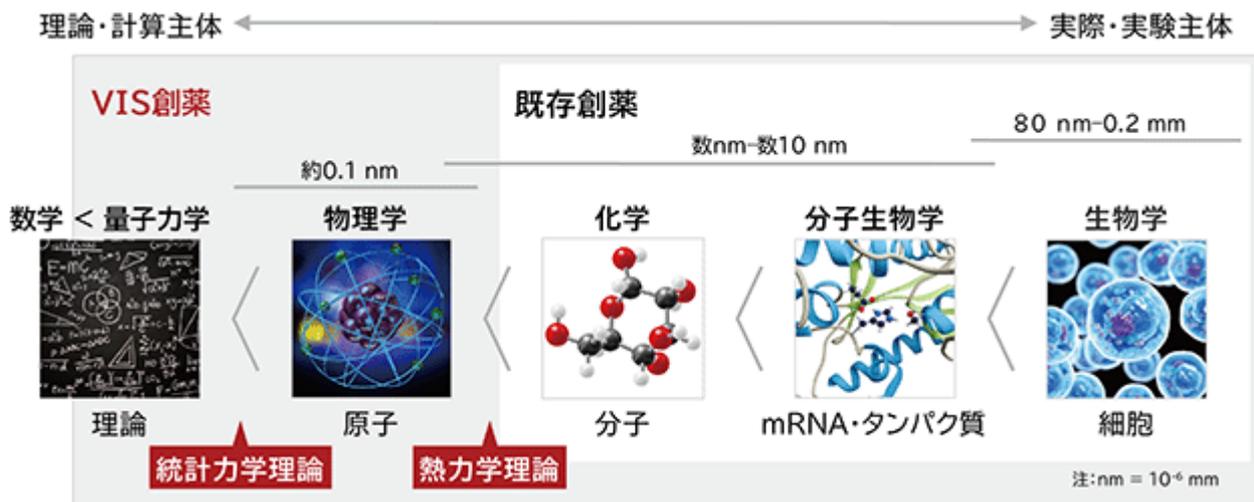
創薬研究プロセス	内 容
リード化合物最適化	<ul style="list-style-type: none"> <li>RNA-低分子の三次元構造決定 ターゲット構造と化合物の複合体の三次元構造を、NMRやX線結晶構造解析<sup>26</sup>により実測します。</li> <li>量子化学計算による化合物最適化（医薬品候補化合物の取得） 複合体の構造情報をもとにした量子化学計算を用いて医薬品を設計する手法等による化合物の最適化研究を行います。これにより、低分子医薬品としてリード化合物よりもさらに好ましい活性と物性を示す医薬品候補化合物の理論的創製が可能になります。</li> <li>コンピュータによる副作用予測 自社製作ルールベースAI search4loop を使ったインシリコ副作用予測により、ヒット化合物の副作用を規制当局への説明に使用可能なレベルで評価します。</li> </ul> <p>[製薬会社との役割分担] 複合体の構造解析と量子化学計算による化合物の最適化研究は、当社が担当します。最適化研究に伴い必要となる化合物合成は、製薬会社が担当します。</p>

c mRNA標的低分子創薬を可能にするRNA構造解析ルールベースAI

mRNAは分子内で相互作用して立体構造をとる巨大分子であり、細胞内の環境下では1つの決まった立体構造をとらず、様々なパターンの構造をとってそれらが混在するという性質があります。よって、一般的に一定の構造をとるタンパク質を標的とする従来の創薬と同様の理論では、mRNA標的低分子創薬を実現することはできませんでした。

当社の中村は、約20年にわたる創薬研究の経験に基づき、1つの決まった状態をとらない事象を取り扱う統計力学<sup>27</sup>理論及び熱力学<sup>28</sup>理論がmRNAの性質を解析する上で有用な方法であることを見出しました。具体的には、統計力学理論によりmRNA上に局所的に存在する部分構造の存在確率を計算し、熱力学理論により各部分構造のエネルギー状態の計算から安定性・不安定性を評価します。このように、既存創薬の研究領域（化学～生物学）に統計力学理論及び熱力学理論を適切に応用することにより、mRNA上の各部分構造を存在確率や安定性・不安定などの各指標にもとづき定量的に評価する方法論を確立し、その結果、mRNA上にはいつも同じ構造を取ろうとする安定な部分構造が存在することを明らかにしました（図10）。

図10. mRNA標的低分子創薬実現への突破口

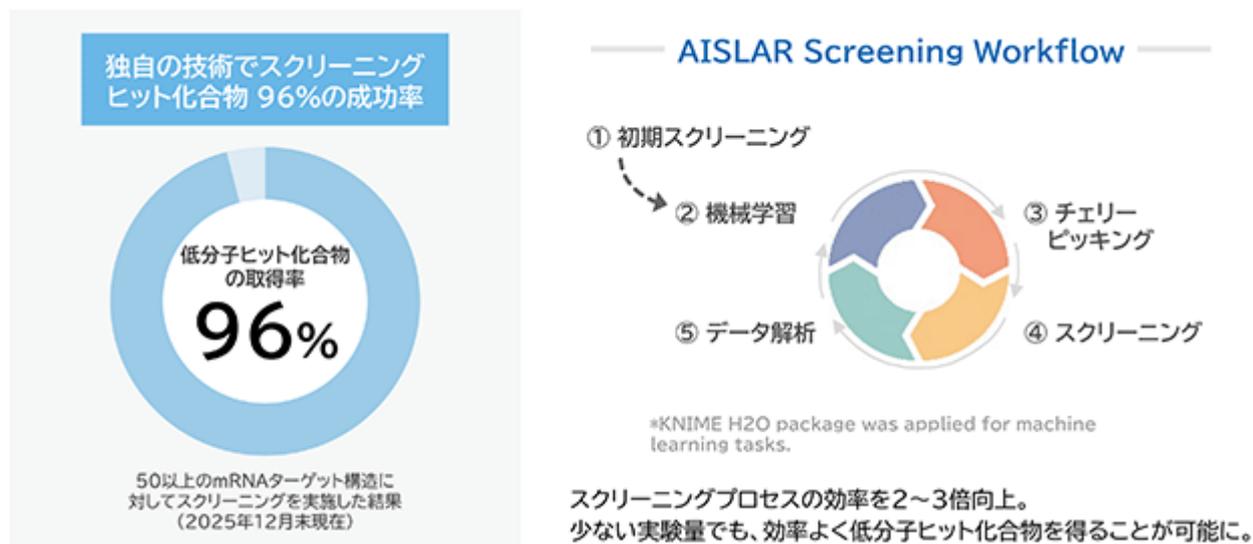


当社は、こうした理論を実装することに加えて、製薬会社との共同研究等で得ることができた様々な知見等を組み込んだルールベースAI MobyDick を構築し利用しています。MobyDick により、任意のmRNAから高速で網羅的に部分構造を発見し、低分子医薬品の標的に適したターゲット構造（一般的に、存在確率が高く安定であり、低分子化合物の結合が期待される部分構造）を定量的な評価にもとづき特定できるという強みを持っています。このターゲット探索の強みを活かして、製薬会社の幅広い創薬ニーズに応えるmRNA標的低分子創薬を可能にしています。

#### d 高い達成率を誇るターゲット探索とスクリーニング

当社のaibVISプラットフォームは、ターゲット探索とスクリーニングにおいて高い達成率を誇っています。製薬会社との共同創薬プロジェクトでは、これまでに製薬会社が選定したがん、中枢神経疾患、感染症等に関連するmRNAに対してターゲット探索を実施し、ターゲット探索で得られたターゲット構造に対して数万から数十万の化合物ライブラリーを使用した高速・高感度スクリーニング（qFRET）を実施しました。その結果、ターゲット探索の達成率は約98%、スクリーニングの達成率は約96%であり、結果的に創薬対象とするmRNAの選定から約94%の成功率でヒット化合物を取得しています（2025年12月末現在）。この手法は、当社で新たに開発したデータ駆動AIであるAISLARを用いることによって、数倍の効率化が期待できます（図11）。

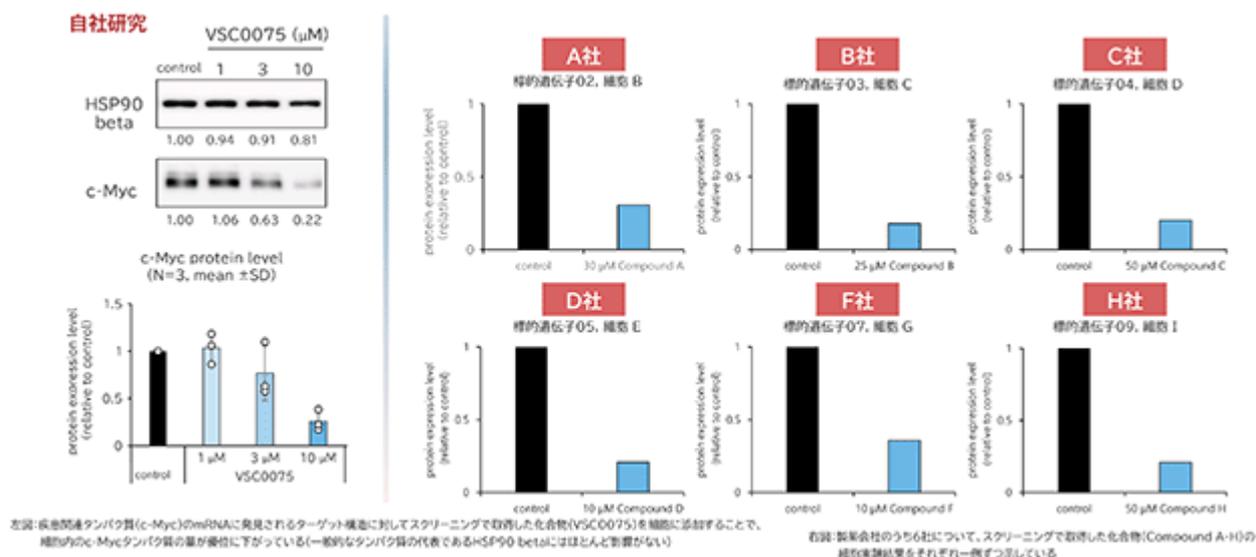
図11. 高い達成率を誇るibVIS プラットフォームのターゲット探索とスクリーニング



#### e ヒット化合物検証（細胞実験等）

ヒット化合物を得た後は、化合物の「細胞内での効果」を確認するため、細胞実験にてヒット化合物が対象となる疾患関連タンパク質の発現量に与える影響を確かめます。これまでの製薬会社との共同研究では、様々なヒット化合物が細胞実験により対象となる疾患関連タンパク質を減少させている、すなわち「細胞内での効果」を示す結果が得られています（図12）。この効果を示す化合物の濃度は、この後の医薬品候補化合物の取得を目指した合成展開を開始するのに十分であると当社は考えております。また、こうしたヒット化合物の特性は、aibVISプラットフォームの創薬技術に含まれるBLI/ITCによる結合の強度等の測定やNMRによる結合の特徴測定によっても確認されます。

図12. スクリーニングにより取得したヒット化合物の細胞内での効果検証 (細胞実験結果)



#### f 合成展開への支援

低分子創薬においては、スクリーニングで得られたヒット化合物を参考に、より高い細胞活性やより低い毒性を期待できる化合物を設計し合成する作業が、主としてパートナー企業で行われます(合成展開)。この合成展開によって得られた化合物を、ヒットtoリードのステップで使用した技術によってその特性を逐一確認して合成展開の方向性を定めます。またこの段階では、化合物の化学構造と細胞活性の関係性を意識することで、より効率的に合成展開を行うことになるため、構造活性相関を基礎としたコンピュータ支援ドラッグデザイン(SBDD)の使用が期待されます。

当社は、このSBDDがRNAに対する創薬であっても実行可能であることを、NMRによる低分子化合物とRNAの作る複合体の三次元構造を取得することから始まり、量子化学計算を行って結合のエネルギーを明らかにするという先行例として示し、論文発表を行っております。今般、この先行例をさらに発展させてより効果のある化合物群を創出することについて、学会発表も行っています。当社では、NMRに加えて、X線を用いて複合体の三次元構造を実測するX線結晶構造解析についても可能としております。

また、社内研究によってRNAと低分子化合物の結合において、特に重要となる要素を把握しております。したがって、三次元構造を実測する以前から低分子化合物側の特徴だけを用いた量子化学計算によって合成展開に有用な情報を得る試みも可能としています。

#### その他

当社のAI創薬は、mRNAの構造を詳細に解析できるという一般性から、様々な応用が可能であると考えております。当社は、主事業のmRNA標的低分子創薬とこれに引き続く核酸医薬創薬にとどまらない、mRNA関連創薬への多角化についても視野に入れております。より具体的には、農薬への応用をすでに検討しております。

同様に、当社パイプラインの開発段階での課題を解決するために作り出した Perfusio については、その応用範囲は核酸医薬品や当社内にとどまることなく、一般的に製薬会社が開発を目指す細胞治療等の高価な治療にも及ぶと考えられます。したがって、Perfusio についても実用化と事業化の機会を狙ってまいります。

このように、当社は本業を中心とした多角化の機会を逃さない体制でおります。

## (3) ビジネスモデルの特徴

当社は、これまでのプラットフォーム型ビジネスから、自社パイプラインも創出しつつプラットフォーム事業も営むハイブリッド型ビジネスに転換しています。自社パイプラインについては、今後具体化する際にパイプラインごとに個別具体的なビジネスモデルをご説明しますので、ここではプラットフォーム型のビジネスモデルについてご説明します。

## ビジネスモデルの概要

当社は、より多くのmRNA標的の低分子医薬品を迅速に社会に届けるため、製薬会社の幅広いニーズに応える汎用性の高いiabVISプラットフォームを武器として、複数の製薬会社と多数の共同創薬プロジェクトを同時に進行させる「プラットフォーム型」のビジネスを展開しています(図13)。製薬会社との契約では、契約一時金、研究支援金にとどまらず、マイルストーン、ロイヤリティ等の対価を定めることにより、契約締結直後から長期的かつ継続した事業収益の確保を目指します。

当社は2025年度末時点において、プラットフォーム型ビジネスのもと、主な事業収益の源泉となる製薬会社との共同創薬プロジェクトを効率的に進めるため、アカデミアとの共同研究をはじめ、各種機関・企業と提携関係にあります(図14)。

図13. 創薬系バイオテック企業のビジネスモデル

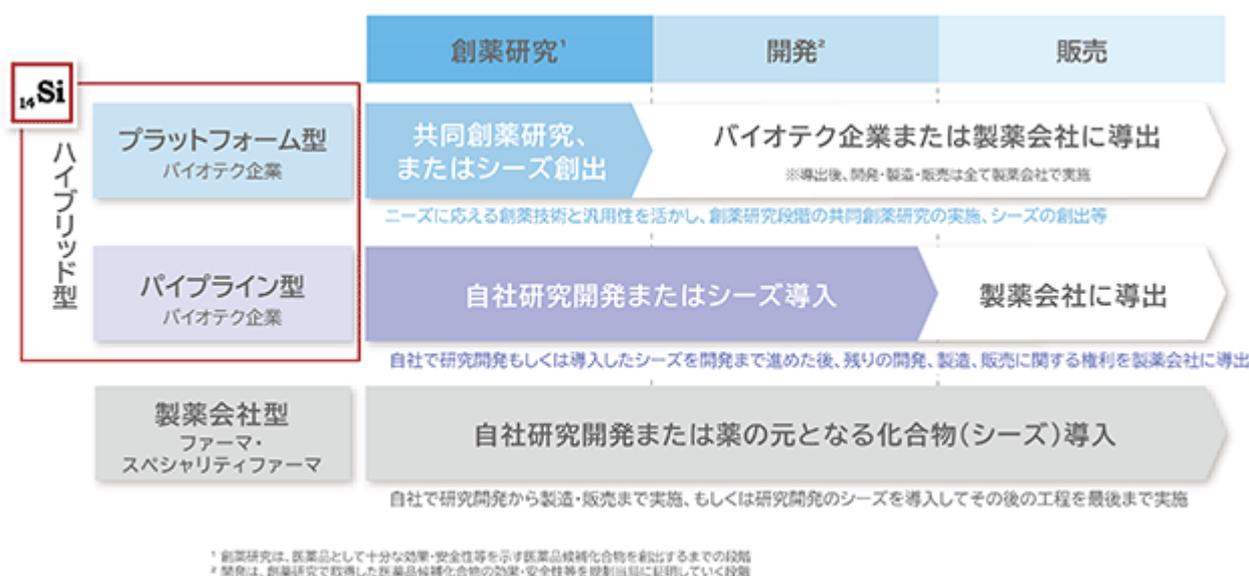


図14. Veritas In Silicoの事業系統図



(注) 製薬会社から当社への対価の詳細は「契約形式」をご参照ください。

契約形式 プラットフォーム事業

プラットフォーム事業では、製薬会社と医薬品候補化合物を取得するまでの創薬研究を共同で実施する共同創薬研究契約を締結することを基本としています（図15）。共同創薬研究契約では、製薬会社から創薬対象とする標的遺伝子の情報を受領後、その標的遺伝子ごとにプロジェクトを設定し、各プロジェクトの進捗状況に応じて一連の継続的な事業収益が得られるように規定しています（図15、表3）。

当社と製薬会社の共同創薬研究契約に基づくパートナーシップ（以下、当社と共同創薬研究契約等に基づき、共同で創薬研究を実施する製薬会社を「パートナー」という）は、当社技術を用いて当社とパートナーが共同で医薬品候補化合物を創出する創薬研究段階と、医薬品候補化合物の創製における当社貢献部分をパートナーに譲渡し、パートナーが医薬品候補化合物の開発・販売を行うことで当社に事業収益が発生する開発・販売段階で構成されます（図15）。各段階において当社が計上する主な事業収益は以下の通りです。

図15. Veritas In Silicoの収益構造



表3. 主な事業収益の内容

事業収益名	内容
契約一時金	契約締結時に一時金として受け取る事業収益
研究支援金	研究実施等に対する対価として創薬標的ごとに受け取る事業収益
マイルストーン	研究・開発・売上の進捗に応じて、事前に設定したイベントを達成した際に受け取る事業収益
ロイヤリティ	医薬品販売開始後に年間の売上高に応じて受け取る事業収益

a 創薬研究

当社の共同創薬研究契約では、通常締結時にaibVISプラットフォームの使用に対する技術アクセスフィー等として「契約一時金」をパートナーより受領します。研究開始後、研究実施に対する費用支援・対価等として標的遺伝子ごとに設定された「研究支援金」を研究期間中毎年受領します。また、創薬研究中に追加的な研究が必要となる場合には、追加の「研究支援金」を標的遺伝子ごとに受領します。さらに、パートナーと事前にいくつかの研究達成目標、すなわちマイルストーンを設定し、当該マイルストーンを達成した場合には、パートナーより「研究マイルストーン」を受領します。

## b 開発・販売

当社の共同創薬研究契約では、基本的に、創薬研究における成果の当社貢献度に基づき、当社が開発・販売において受領する「開発マイルストーン」、「ロイヤリティ」、「売上マイルストーン」等の経済条件についても以下のとおり規定しています。

創薬研究で医薬品候補化合物を取得し、パートナーにより非臨床試験に進む判断がされた場合には、当社はこの段階で、最初の「開発マイルストーン」を受領します。その後、医薬品候補化合物の開発はパートナーに委ねられますが、パートナーによる開発が進み、臨床試験に移行した場合には、臨床試験の段階ごとに追加的に「開発マイルストーン」を受領します。さらに、最終的に医薬品として上市された場合には、売上金額に一定の料率を乗じて得られる金額を「ロイヤリティ」として受領します。加えて、上市された医薬品の年間の売上高が所定の売上額に達した場合には、「売上マイルストーン」を受領します。

なお、2025年12月末現在において、当社とパートナーとの共同創薬研究は全て創薬研究段階であり、パートナーが単独で実施する開発・製造・販売にまで進んだ実績はありません。

### 契約形式 パイプライン事業

パイプライン事業では、医薬品候補化合物を取得するまでの創薬研究を自社で実施することを基本としています。社内でのアンメット・メディカル・ニーズのリストアップから始まる基礎検討によって、創薬対象とする標的遺伝子の情報を確定し、その標的遺伝子ごとに自社パイプラインプロジェクトを設定します（図15、表3）。

当社技術を用いて当社が独自に行う医薬品候補化合物を創出する創薬研究段階においては、基本的には収益は発生しません。しかしながら、医薬品候補化合物が創製されたのちにその権利を製薬会社に譲渡する時点で導出契約を結ぶこととなります。その導出契約においては、契約時に比較的大きな契約一時金が得られ、導入した製薬会社が医薬品候補化合物の開発・販売を行うことで当社に事業収益が発生します（図15）。各段階において当社が計上する主な事業収益は以下の通りです。

#### a 創薬研究および開発研究初期

パイプライン事業では、医薬品候補化合物を取得するまでの創薬研究を自社で実施することを基本としています。したがって、この時点では基本的に収入はありません。当社では早期の導出契約の締結を目指しますが、それを待たず研究開発段階を進めることとしています。これは、当社で研究開発を停止するとそこまで進んでいる医薬品候補化合物の価値は特許残存期間の減少と言う形で価値が減じてしましますが、社内の研究開発を進めることで医薬品候補化合物の完成度をより高める事ができ、その結果将来の導出時により価値が増すことになるからです。当社では、未だ開発段階に進んだ自社パイプラインはありませんが、すでにご説明した Perfusio の使用などによって開発期間の抜本的な短縮と開発コストの圧縮の実現に向けて取り組み始めています。

#### b 開発・販売

導出契約は、医薬品業界では一般的な取引です。当社が今後行う導出契約においても、契約一時金に加え、当社が開発・販売において受領する「開発マイルストーン」、「ロイヤリティ」、「売上マイルストーン」等の経済条件について規定されることとなります。

当社で創出した医薬品候補化合物を導出する際には、その権利全般を製薬会社に委譲します。当社はこの時点で、契約一時金を受領します。その後、医薬品候補化合物の開発は導出先製薬企業に委ねられますが、導出先製薬企業による開発が進み、非臨床試験から臨床試験に移行した場合には、臨床試験の段階ごとに追加的に「開発マイルストーン」を受領します。さらに、最終的に医薬品として上市された場合には、売上金額に一定の料率を乗じて得られる金額を「ロイヤリティ」として受領します。加えて、上市された医薬品の年間の売上高が所定の売上額に達した場合には、「売上マイルストーン」を受領します。

なお、2025年12月末現在において、当社と導出先製薬企業との導出契約を締結した実績はありません。

### 知的財産戦略（特許及びソフトウェア著作権）

当社は、aibVISプラットフォームの「ターゲット探索」と「スクリーニング」の特許による権利化と、自社製作の各種AIで構成されるデジタル技術の秘匿化により、プラットフォーム全体の独占性を二重に担保しております。

## a 独占性

当社保有の特許「RNAの機能を制御する化合物のスクリーニング方法」により権利化した技術は、デジタル技術の「MobyDick 2D」と創薬技術の「qFRET」です。主に、これらの技術を利用するibVISプラットフォームの「ターゲット探索」と「スクリーニング」では、権利化した特許によって他社の利用を排除しつつ、当社の優位技術として製薬会社に活用いただいています。2025年7月に米国において特許が付与され、これにより日本、欧州、米国の世界主要地域における権利が確保され、当社事業の独占性が一層担保されています。(図16)

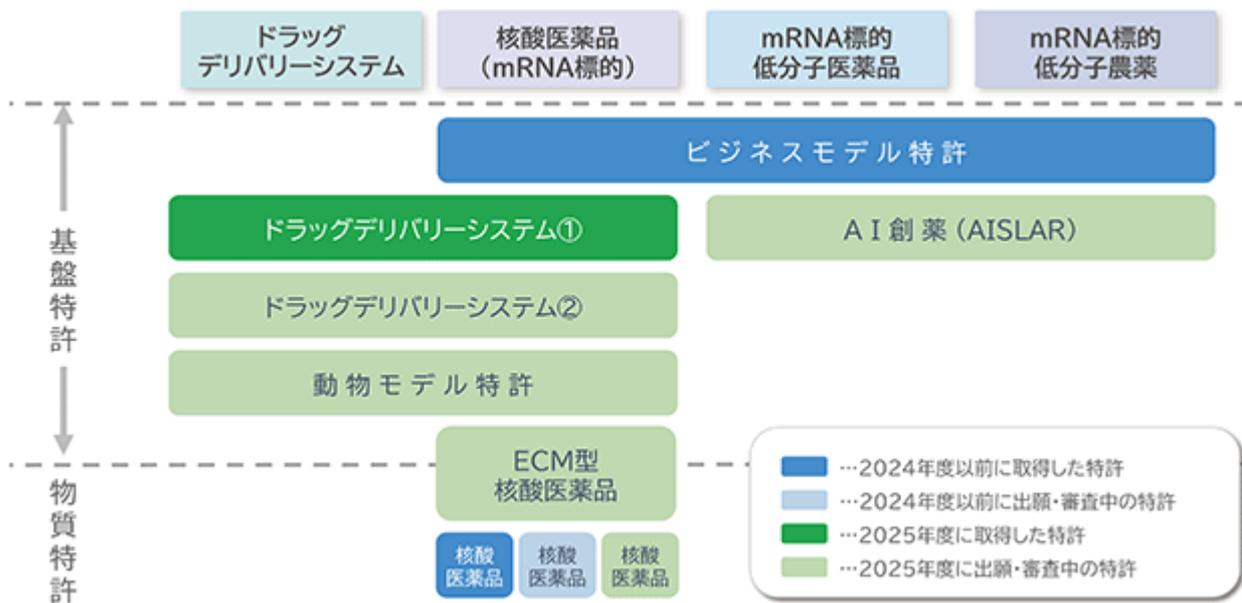
## b 秘匿性

創薬研究の各プロセスは、当社が独自開発し継続的にアップデートしている大量のデータ解析や実験のサポートをする自社ソフトウェアと自社AIを使用することにより、はじめて実施可能となります。また、各プロセスに導入しているこれらデジタル技術により、並列処理による効率化と精度の高い創薬の実現にくわえ、製薬会社のニーズに応じた技術移転を容易とすることで、拡張性のある創薬が可能になっています。これらの技術には複数のルールベースAIが含まれておりますが、その定期的なアップデートに加えてすでにデータ駆動AIの創出も始まっており、当社のAI創薬部分はより頑健性を高めております。

## c 今後の特許戦略

当社は、2027年度までの中期経営計画期間中を「技術開発における第二の創業期」と位置づけ、積極的な技術開発を進めております。その成果として特許により防御すべき、さまざまな技術が創出されています。これらについては、積極的に特許出願するとともにその際に知財の範囲やビジネスの範囲を改めて検討することにより、収益の機会を逃さないようにしています。(図16)

図16. 2024～2025年の特許出願・取得状況



## (4) プロジェクトの進捗状況

## mRNA標的的低分子創薬のプロジェクト（共同創薬研究）

mRNA標的的低分子創薬のプラットフォーム型ビジネスを展開する当社は、多額の開発費を投入して少数の自社パイプラインを育てる代わりに、共同創薬研究のパートナー数を増やすとともに、各パートナーとのプロジェクトを進捗させることで、相乗的な事業拡大を図っています。当社はこれまでに、プラットフォーム型ビジネスの特徴を活かしたパートナーとの共同研究を通じてibVISプラットフォームの技術力向上を達成し、より高収益の共同創薬研究契約の締結が可能になりました。現在、共同創薬研究のパートナー4社（東レ株式会社、塩野義製薬株式会社、ラクオリア創薬株式会社、武田薬品工業株式会社）とのプロジェクトが進捗しています。

4社とのプロジェクトで最も進んでいるプロジェクトは、現在「ヒットtoリード」の後半「リード化合物創出」段階を実施中です（図17）。

図17. 共同創薬研究中の製薬会社のプロジェクト進捗状況

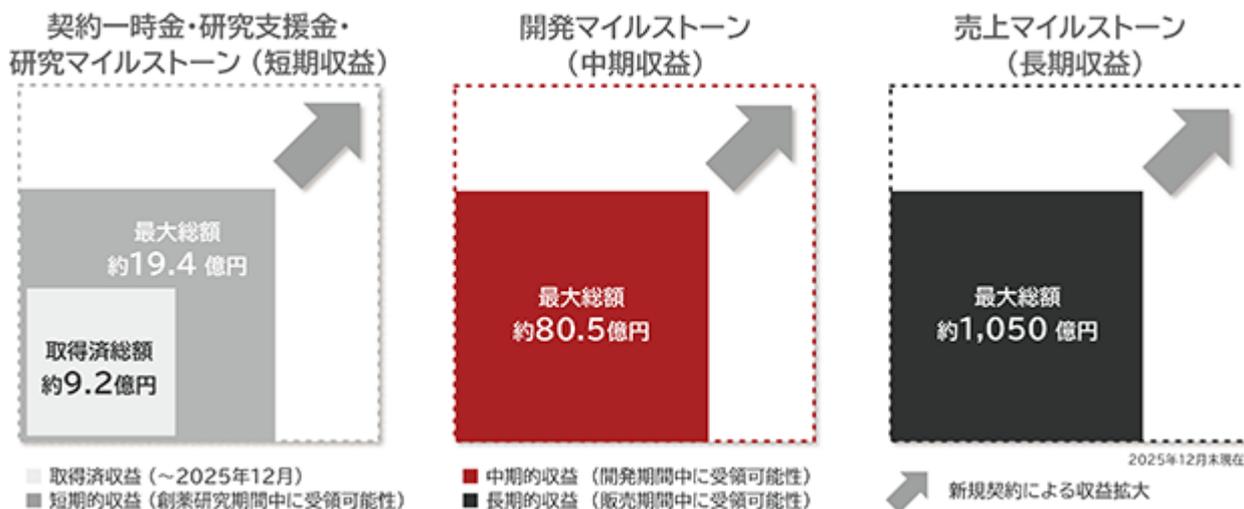
主な提携先	提携時期	対象疾患	創薬研究進行段階	経済条件
 Innovation by Chemistry	2021年7月	非開示	 <p>製薬会社との共同創薬研究で最も進んでいるプロジェクトは「リード化合物創出」の段階</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約金非開示</li> <li>・ VIS化合物持分あり<sup>1)</sup></li> </ul>
	2021年11月	感染症 精神・神経系疾患		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約金最大850億円</li> <li>・ ロイヤリティあり</li> <li>・ Q2マイルストーン達成</li> </ul>
	2022年12月	がん領域		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約金非開示</li> <li>・ ロイヤリティあり</li> <li>・ 対象遺伝子の拡大</li> </ul>
	2023年6月	非開示		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約金非開示</li> <li>・ ロイヤリティあり</li> </ul>

(注) 東レとの共同創薬研究では、医薬品候補化合物の権利は東レと当社で共有し、当社は化合物の持分に応じた収益を受領します。

当社は、共同研究及び共同創薬研究の契約にもとづき、これまでに合計9.2億円の事業収益を獲得しています（2025年12月末現在）。今後は、共同創薬研究中のパートナー4社等との契約にもとづき、短期的（創薬研究期間中）には19.4億円（このうち9.2億円は取得済）の研究支援金又は研究マイルストーン、中期的（開発期間中）には80.5億円の開発マイルストーンを事業収益として獲得する可能性があります（図18）。さらに、医薬品が上市した場合には、長期的（販売期間中）に、販売額に対して数パーセント程度のロイヤリティ及び販売額に応じたマイルストーン収入（最大1,050億円）が見込まれます（図18）。なお、東レとの共同創薬研究においては、医薬品候補化合物の権利を東レと当社で共有することになっており、当社は化合物の持分に応じた収益を受領することを取り決めております。

研究・開発・売上マイルストーンの金額については、いずれも既存のプロジェクトが全て成功した場合の最大値を示しています。創薬の成功確率は相対的に高いとはいえ、現実的に全てのプロジェクトが成功するわけではなく、一部又は全部のプロジェクトが成功に至らない場合や、成功に至った場合であっても当初想定した売上が達成できない場合等には研究・開発・売上のマイルストーンが減少する可能性がある点に十分ご留意ください。

図18. 既存の共同創薬研究契約から得られる事業収益ポテンシャル（2025年12月末現在）



(注) 取得済総額は、共同研究により取得した収益を含みます。マイルストーンは、いずれも既存のプロジェクトが全て成功した場合の最大値を示しています。創薬の成功確率は相対的に高くはなく、現実的に全てのプロジェクトが成功するわけではない点に十分留意が必要です。

#### mRNA標的低分子創薬のプロジェクト（自社研究）

mRNA標的低分子創薬は様々な疾患への応用展開が可能なことから、共同創薬研究開始後、パートナーあたりのプロジェクト数が積み上がる場合がある一方、パートナー側の社内優先順位等の関係で、一部のプロジェクトが中止される場合もあります。当社は、パートナーとの契約締結の際に開発・製造・販売ライセンスに関する取り決めを盛り込む場合を除き、中止されたプロジェクトの成果の当社への譲渡について契約書に規定することにより、自社プロジェクトへ転用することを可能にしています。実際に、中止されたプロジェクトのうち有望なプロジェクトについては自社プロジェクトに転用しており、事業開発や創薬プラットフォームの技術開発のために活用しています。

当社のmRNA標的低分子創薬のプロジェクトは、医療ニーズの高いがん領域が中心であり、当社のビジネスモデルをハイブリッド型に移行していくにあたり、これらのプロジェクトが自社パイプラインの有効な候補になると考えております。現時点においては、一部のプロジェクトについて、事業開発や創薬プラットフォームの技術開発を目的とした社内研究を実施するにとどめており、具体的に自社パイプライン候補として進捗しているプロジェクトはありません（2025年12月末現在）。

#### 核酸医薬品及びその他プロジェクト（自社研究）

当社は、希少疾患を対象とするものを中心に、自社パイプラインとしてASOの創薬プロジェクトを複数進めております。

核酸医薬品のプロジェクトは、急性腎不全を対象疾患とした遺伝子p53に対するASO、及び東京慈恵会医科大学の岡野ジェームス洋尚教授との共同研究により創出された、筋萎縮性側索硬化症（ALS）などの神経変性疾患を対象疾患としたASOであり、両プロジェクトともに医薬品候補化合物を取得して物質特許を出願し、p53のASOについては日本で特許が権利化されました（図19）。当社では核酸医薬品の自社単独での創出が可能であること、医薬品候補化合物を最短8か月で取得できることから、急性腎不全やALSにこだわらず、市場性を考慮したうえで、新規プロジェクトを選定し、自社パイプラインとして進める予定です。

現在最も先行させているプロジェクトは、p53に対するASOです（図20）。すでに特許が権利化されている物質よりもさらに高活性な物質を得ることができたため、2025年12月に新たに特許申請も行ったうえで当社の最初のパイプラインとしました。このパイプラインは、対象疾患を心臓疾患手術時の虚血性腎疾患の予防と定め、現在も研究開発を進めています。この医薬品は、承認されて販売に至った場合には国内年間売り上げが150億円程度と当社では推定しており、その研究進展によって当社の株主価値に織り込まれるように努めます（図21）。

図19. 核酸医薬品自社プロジェクト進捗状況

	ターゲット探索	スクリーニング	ヒット to リード	リード化合物最適化
<b>核酸医薬品</b>				
パイプライン1 急性腎不全: p53 ASO	特許第6934695号 核酸医薬とその使用	特願2025-266856 標的転写産物の発現量の減少剤		
(予定)パイプライン2 未公表b w/ 三菱ガス化学				
筋萎縮性側索硬化症(ALS): TDP-43 MP20 ASO w/ 慈恵会医科大学		特願2025-178583 核酸医薬とその使用		
筋萎縮性側索硬化症(ALS) w/ 慈恵会医科大学		特願2025-575964 核酸医薬とその使用		
未公表a				

図20. 自社パイプライン1 : p53に対するASO概要

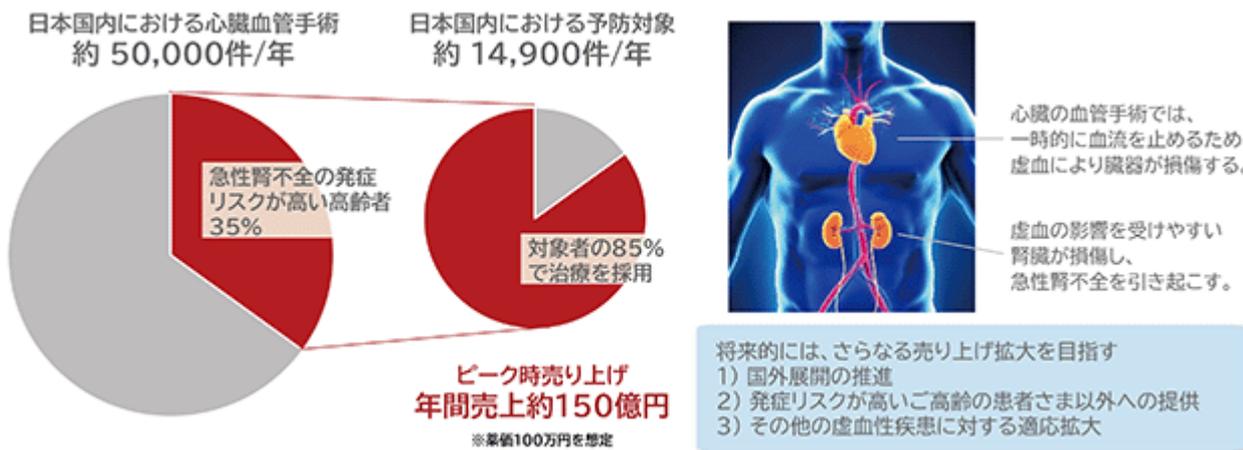
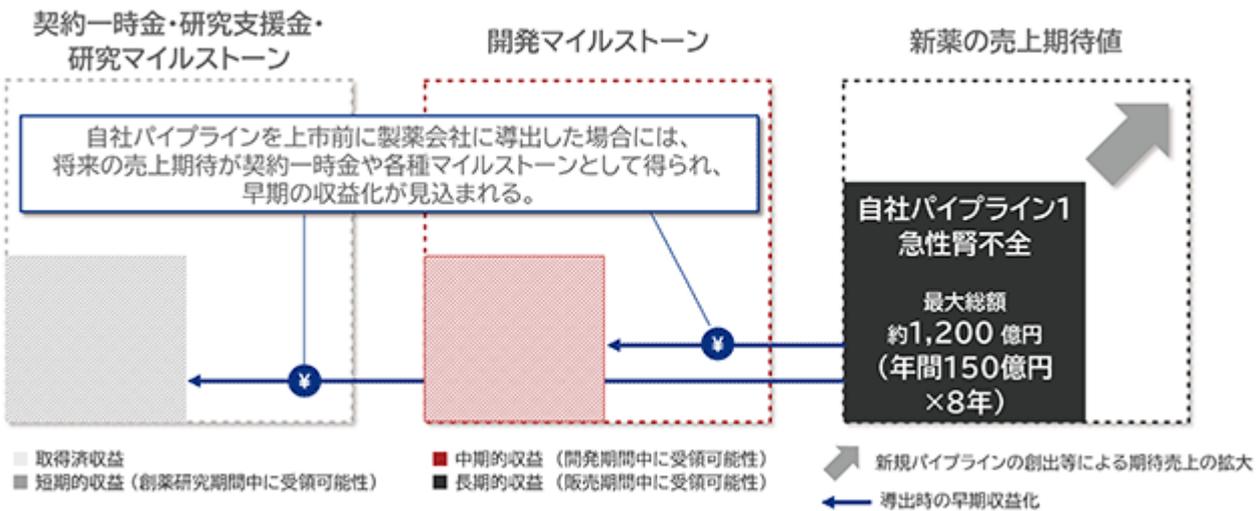


図21. 自社パイプラインによる事業収益ポテンシャル (2025年12月末現在)



## &lt;用語解説&gt;

	用語	解説
1	mRNA (メッセンジャーRNA)	遺伝情報であるDNA <sup>8</sup> 配列を写しとって、タンパク質合成のために情報を伝達するRNA。mRNAは、細胞内でタンパク質が合成される際的设计図であり、各タンパク質に対応してそれぞれ個別のmRNAが存在する。
2	核酸医薬品	DNAやRNAといった遺伝情報を司る物質「核酸」そのものを利用した医薬品であり、アンチセンスオリゴヌクレオチド (ASO) <sup>13</sup> などがある。従来のタンパク質を標的とする低分子医薬品 <sup>3</sup> や抗体医薬品では狙えないmRNA等を創薬標的とすることができる。分子量は低分子医薬品と抗体医薬品 <sup>6</sup> の中間にあたり、中分子医薬品とも呼ばれる。商業製造法が確立途中であるため、製造コストは、高額と言われる抗体医薬品よりもさらに高額となる。また抗体医薬と同様に、主に注射により投与される。
3	低分子医薬品	一般的に分子量が500以下の医薬品。飲み薬や貼付薬など様々な投与方法に展開することが可能である。また製造は化学合成によるため、品質の管理が容易であり、また商業製造法が確立されているため、抗体医薬や核酸医薬品等と比べて極めて安価である。そのため最も一般的に流通し、医薬品市場の約半分を占めている。 出典：内閣官房 健康・医療戦略室委託事業「令和二年度 医薬品・再生医療・細胞治療・遺伝子治療関連の産業化に向けた課題及び課題解決に必要な取組みに関する調査報告書」
4	パイプライン	非臨床試験・臨床試験など開発段階にある医薬品候補化合物 (新薬候補) を当社ではパイプラインと呼び、非臨床前の創薬研究段階のプロジェクトと区別している。
5	RNA	核酸 (塩基と糖、リン酸からなるヌクレオチドが多数重合した生体高分子。DNA <sup>8</sup> も核酸の一種) のうち、糖の部分がリボースからなる物質であり、リボ核酸とも呼ばれる。生体内において、遺伝情報の伝達など多くの生命現象にかかわっている。遺伝情報を伝達するメッセンジャーRNA (mRNA) <sup>1</sup> 、タンパク質の原料であるアミノ酸を運ぶ機能を担う転移RNA (tRNA)、リボソーム <sup>11</sup> を構成するリボソームRNAなどに分類される。
6	抗体医薬品	体内に「抗体」を投与することで治療効果を得ようとする医薬品の総称。創薬標的にピンポイントで作用させることができるため、高い治療効果と副作用の軽減が期待できる。一方、抗体医薬品は製造工程が複雑で品質の管理が難しいため、製造コストが高く、薬価が高額となる。また核酸医薬品と同様に、現在は注射によるのみ投与されている。
7	研究開発	医薬品の研究開発とは、新しい医薬品を市場に投入するまでの一連のプロセスをいう。そのうち、研究 (創薬研究、基礎研究) は、当社がibVISプラットフォームにより技術提供が可能な「ターゲット探索」「スクリーニング」「ヒットtoリード」「リード化合物最適化」に至る医薬品候補化合物 <sup>12</sup> を取得するまでのプロセスであり、開発は、医薬品候補化合物取得後の非臨床試験、臨床試験に加え、承認申請及び規制当局の承認を含む非臨床試験以降の全てのプロセスである。
8	DNA	核酸 (塩基と糖、リン酸からなるヌクレオチドが多数重合した生体高分子) のうち、糖の部分がデオキシリボースからなる物質であり、デオキシリボ核酸とも呼ばれる。地球上のほぼ全ての生物において遺伝情報の継承を担う生体高分子である。
9	インシリコ	インシリコ (in silico) は、生物学でいうin vivo (生体内) やin vitro (試験管内) とのアナロジーであり、「コンピュータを用いて」を意味する。すなわち、コンピュータを使った計算により、ゲノムをはじめとした生体分子の構造などを数値化し、生理的な条件を踏まえて研究することを指す。
10	スクリーニング	多数の化合物群 (一般的に、数万種類以上の化合物からなるライブラリー) から、特定の条件を満たす化合物を選択するための実験方法のこと。
11	リボソーム	数本のRNA分子と50種類ほどのタンパク質で構成される巨大なRNAとタンパク質の複合体。大小2つの部分に分かれており、それぞれ50Sサブユニット、30Sサブユニットと呼ばれる。あらゆる生物の細胞内に存在し、mRNAに転写された遺伝情報を読み取ってタンパク質を合成 (翻訳) する機構として機能する。

	用語	解説
12	医薬品候補化合物	医薬品候補化合物は、リード化合物を化学合成によりさらに改善したものであり、当社の創薬研究ステップの最終成果物である。医薬品候補化合物は、動物等を用いた非臨床試験にて、その有効性と安全性を国際的な基準の下で確認した後、最終的に、ヒトを対象とした試験（臨床試験）に用いられる。臨床試験の結果を規制当局に申請後、審査を経て承認されると医薬品となる。
13	アンチセンスオリゴヌクレオチド（ASO）	核酸医薬品のカテゴリーの一つ。一本鎖のDNAやRNAからなり、mRNAに結合して主にタンパク質の合成（翻訳）を制御する働きを持つ。ASOに安定性や機能などを追加することを目的として様々な化学的な修飾を導入することができる。
14	ヒット化合物	創薬で用いられる用語。本書においては、ヒット化合物は、創薬の初期のスクリーニングで発見された活性化化合物のことを示す。
15	リード化合物	創薬で用いられる用語。本書においては、リード化合物は、ヒット化合物の次の段階の化合物であり、ヒット化合物を基礎に化学合成により手が加えられ、その活性が動物などで確認される等、ヒット化合物より良好な特性を示す化合物のこと。さらに、活性、溶解度などの物性、毒性、飲み薬にした場合に化合物が吸収されるかなど（薬物動態）の点を化学合成によりさらに改善する基礎になる化合物。ただし、その基準は各製薬会社でさまざまである。
16	合成展開	低分子医薬品の創出を目的として、低分子化合物を多数合成していくことをいう。具体的には、スクリーニングで取得したヒット化合物等を基点に、目的（活性の向上、薬物動態の改善、毒性の低減等）に合うように新たに構造が類似した低分子化合物を多数設計し、有機化学的に合成して用意する。この新たに用意された低分子化合物に対し各種の試験を行い、より目的にかなう低分子化合物を選択し、その化合物を基点として合成展開は続けられる。このサイクルは、低分子医薬として十分なプロファイルを持つ化合物が得られるまで続けられる。
17	NCBI	NCBI（National Center for Biotechnology Information；国立バイオテクノロジー情報センター）。米国国立衛生研究所の下で国立医学図書館の一部門として設立された公的機関。最も信用のおける遺伝子情報等のデータが蓄積されているため、当社では、使用するmRNAの塩基配列情報を主としてNCBIデータベースより取得している。
18	NMR	核磁気共鳴（Nuclear Magnetic Resonance）。分光学的測定法の一つ。磁場を与えられた状態の原子核に外部から電磁波を照射し、特定の電磁波を吸収する現象（共鳴現象）を観測することで、物質の構造的な情報などを取得する方法。当社では、RNAの二次構造情報の取得に加え、ヒット化合物等の低分子化合物がRNAに結合する様子や、RNAの三次元構造の解析にも使用している。
19	FRET	FRET（Fluorescence Energy Transfer；蛍光共鳴エネルギー移動法）。物質間の距離の変化に応じて蛍光強度が変化する現象を利用した物質の形状変化をリアルタイムに測定する研究手法。生命科学研究において不可欠な技術となっている。
20	qFRET	qFRET（Quantitative Fluorescence Energy Transfer；定量的蛍光共鳴エネルギー移動法）。当社独自の実験プロトコル、実験機器、データ解析手法を統合することにより、蛍光共鳴エネルギー移動法に定量性を持たせた研究手法。
21	BLI	BLI（Bio-Layer Interferometry；バイオレイヤー干渉法）。熱力学的測定法の一つ。核磁気共鳴センサーチップ上に固定した生体分子と、溶液中の分子の相互作用を測定する装置。当社では、構造をとったRNAをセンサーチップ上に固定し、スクリーニングで取得したヒット化合物等の低分子化合物を流して、両者間の相互作用を測定することに使用している。高速に測定できるほか、ごく微量でも測定可能であることが特徴。
22	ITC	ITC（Isothermal Titration Calorimetry；等温滴定型熱量測定）。熱力学的測定法の一つ。分子同士が結合する時に発生する微小な熱量変化を計測し、相互作用解析に用いる装置。当社では、RNAとスクリーニングで取得したヒット化合物等の低分子化合物との相互作用を測定することに使用している。一般的に、得られる相互作用の数値は他の手法よりも正確だといわれるが、測定に時間がかかり、多くの試料を要するというデメリットがある。
23	熱力学的測定法	熱力学的測定法は、等温滴定型熱量測定（Isothermal Titration Calorimetry；ITC）等により、結合分子を創薬標的に滴下した際に起こる化学反応もしくは結合反応を観測する測定法。物質同士が結合する際には熱の発生もしくは吸収が起こるため、熱量変化を観測することにより、物質同士の結合を定量的に解析することができる。

	用語	解説
24	分光学的手法	物理的観測量の強度を周波数、エネルギー、時間などの関数として示すスペクトル(測定結果の成分を、量の大小によって並べて、解析しやすくしたもの)を得ることで、対象物の定量あるいは物性を調べる研究手法である。日本語では「光」という漢字を使うが、必ずしも光を用いる測定法のみが分光学的手法ではない。
25	量子化学	理論化学(物理化学)の一分野。主として分子や原子、あるいはそれを構成する電子などの振る舞いを、シュレーディンガー方程式といった根源的な理論にもとづく数値計算によって解くことにより、分子構造や物性あるいは反応性を理論的に探究する学問分野である。
26	X線結晶構造解析	タンパク質やRNAなどが三次元的に規則正しく並んだ結晶をつくり、その結晶にX線を照射することでそれらの三次元構造を解析する手法。X線結晶構造解析技術は、タンパク質やRNA単体はもちろんのこと、タンパク質-化合物複合体やRNA-化合物複合体の三次元構造情報を得るための手段の1つとして用いることができる。
27	統計力学	統計物理学ともいう。物質を構成する多数の粒子の運動に力学法則及び電磁法則と確率論とを適用し、物質の巨視的な性質を統計平均的な法則によって論じる物理学の分野。当社は、RNAの構造解析にこれら統計力学の理論を適用できることを見出し、創薬に応用している。
28	熱力学	熱力学とは、巨視的な立場から物質の熱的性質を研究する物理学の一分野であり、系全体のマクロな性質を扱う理論である。複雑な系である生物学には当てはまらなるとされることが多い。当社は、RNAの構造解析にこれら熱力学の理論を適用できることを見出し、創薬に応用している。

#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
19	45.8	4.4	8,374

- (注) 1. 従業員数は、他社からの当社への出向者を含み、臨時従業員(パート職員)を除いた就業人員数であります。  
2. 従業員数には派遣社員は含んでおりません。  
3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。  
4. 当社は創薬プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしておりません。  
5. 臨時従業員(パート職員)の総数が従業員数の100分の10未満であるため、平均臨時雇用者数の記載を省略しております。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

##### (3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

#### (1) 経営の基本方針

当社は、mRNAを標的とした低分子創薬のプラットフォーム型ビジネス（独自の基盤技術を、共同創薬研究等を通じて複数の製薬会社へ提供）に加え、自社での医薬品の創出を行うパイプライン型ビジネスによって、「どんな疾患の患者さまも治療がないと諦めたり、最適な治療が受けられないと嘆いたりすることのない、そんな希望に満ちたあたたかい社会を実現し発展させる」ことを経営理念としています（図22）。当社は、創薬のブレイクスルーを実現しスペシャリティファーマとなり、より多くのmRNAを標的とする医薬品を迅速かつ継続的に社会に届けていく方針です。

図22. Veritas In Silicoの経営理念



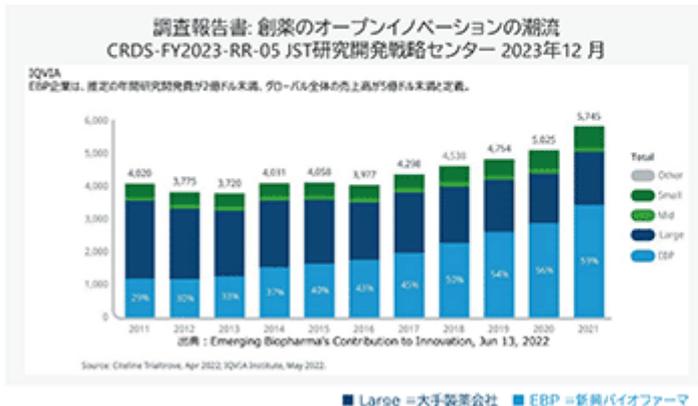
一方、製薬業界では米国の大手製薬会社が自社による創薬を手控え、より他社によって創出された医薬品候補（アセット）の導入を求めるようになっており、その潮流と比較的距離を置いていた日欧の製薬会社も急速にその潮流に追随しつつあります。つまり製薬会社の創薬を支援する契約そのものが世界的に減少傾向にあり、当社のプラットフォーム技術の秀劣にかかわらず、製薬会社をパートナーとして共同創薬研究を行うプラットフォーム型ビジネスにとってアゲインストの状況にあります。

そのような中、当社は以下の取り組みを進めております。

図23. 創薬研究トレンドと Veritas In Silicoの戦略方針

### 創薬研究トレンド

- ・ 大手製薬会社による自社創薬は縮小傾向にある
- ・ 2021年時点で、臨床開発パイプラインの約6割をEBPが占める
- ・ 大手製薬会社主導から、バイオテック主導の創薬構造へとシフトする動きが速い



### 当社の戦略方針

- 短期収益に偏らず、将来価値につながる「自社持分の高いプロジェクト」を実現
- 事業開発の方針
  - 創薬研究が比較的旺盛な欧州と日本に事業開発の重点を置く
  - バイオテックとの共同のパイプライン創出
  - 大手企業で作ることが多い農業にも参入を図る
- 研究の方針
  - 自社関与度の高いパイプライン構築
  - パイプラインの開発に利用できるDDSの早期実用化

#### 1. プラットフォーム事業については、この潮流を理解しつつチャンスを広げる

既存の共同創薬研究を進捗させ、mRNA標的低分子創薬の成功例を作る。これにより技術的なブレイクスルーを示して、業界の潮流を変化させる

将来価値の高いプロジェクトを、創薬の意欲が旺盛な国内外バイオテックと進める契約を締結する

直近の収益になるプロジェクトを製薬会社と進める契約を締結する努力を怠らない

#### 2. 自社パイプラインの拡充：製薬会社が求める将来のアセットの創出

パイプライン1については、ドラッグデリバリーシステムPerfusioによる臨床試験のコストと期間を抜本的に短縮し、将来価値の向上と早期マネタイズを意識する

パイプライン2については、2026年度に創出する

#### 3. 多角化を通じた事業の安定化

当社技術の応用性を活かし、農業事業に参入する

ドラッグデリバリーシステム自体のライセンスアウトを視野に入れる

当社では、既存のプラットフォーム事業はおおむね順調に推移しており、これは当社の技術力が向上し、実際の創薬に適用できる技術となっていることを示しているものと認識しております。現在進めている共同創薬研究の間には、中期経営期間中に非臨床試験入りすることが期待できるものも含まれており、対象疾患や創出される医薬品の将来価値等の情報を適時適切に開示することによって株主価値の向上につなげたいと考えています。

また、そうしたイベントは「mRNA創薬によって（理想的な）低分子医薬品が作れる」という明白な証明になりますので、製薬各社は現在の潮流にあってもより真剣に当社との契約を必要とするようになって考えております。

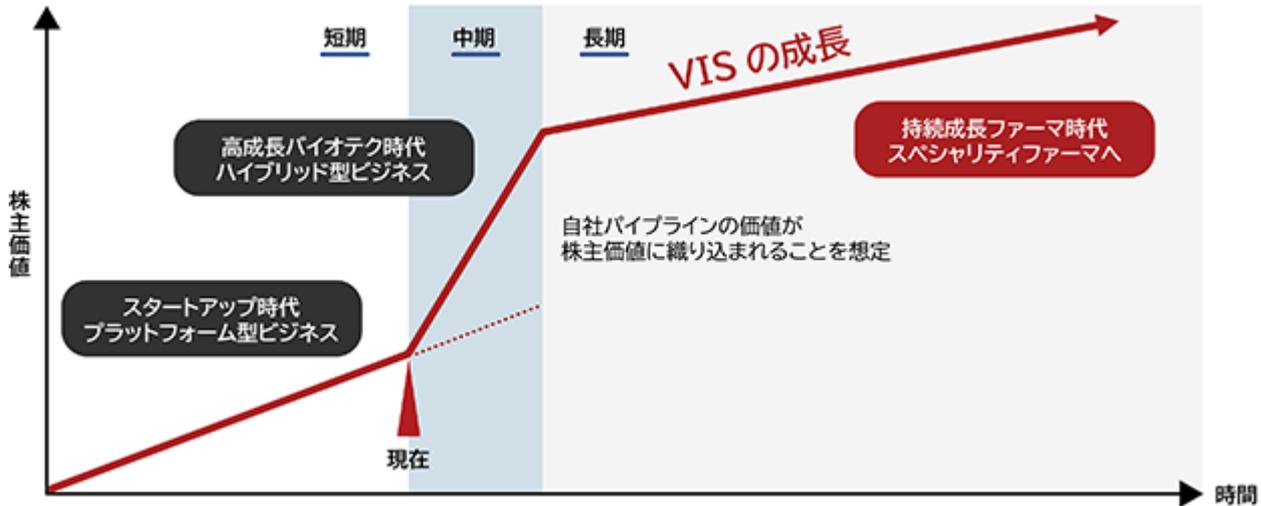
加えて2026年度は、特に当社にとって新たな事業分野であるドラッグデリバリーシステム（DDS）について形を定めていきます。このDDSは、2027年度までの中期経営計画期間中に実用化して販売開始まで進めることが目標です。そして最も順調に進捗した場合には、このDDSによって当社のパイプラインの臨床試験期間とコストを約5分の1程度にまで圧縮することを目指します。

## (2) 経営戦略

当社は今後の中長期的な目標として、2030年を目途に「スペシャリティファーマとしての地歩を確立すること」

を目指します（図24）。

図24. プラットフォーム型ビジネスからスペシャリティファーマに至るまでの成長曲線のイメージ図

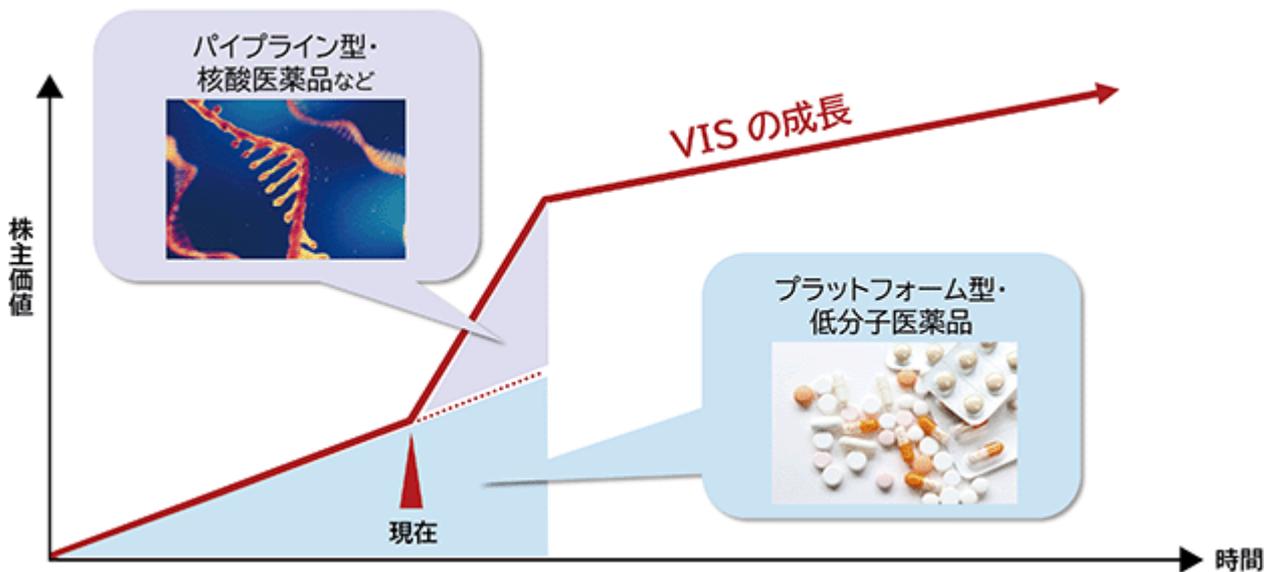


(注) あくまで当社が目標とする成長のイメージであり、実際の時価総額の推移を示唆するものではありません。

スペシャリティファーマを目指す道のりの第一段階として、当社はこれまで、創薬プラットフォームibVIS を活用したプラットフォーム型ビジネスに注力し、収益基盤を固めました。複数の国内製薬会社とmRNA標的の低分子創薬の共同創薬研究を実施し、その過程で得られた知見と実績が、プラットフォーム技術の向上と競合他社との差別化、ひいては収益の確保につながりました。

スペシャリティファーマへの道のりの第二段階として、AI創薬プラットフォームをaibVISに発展させてmRNA標的の低分子医薬品のプラットフォーム型ビジネスを拡大させつつ、さらに2025年より核酸医薬品を中心として自社独自のパイプラインも創出するパイプライン型ビジネスを本格化させて収益源を複数有する「ハイブリッド型ビジネス」に移行しています。ハイブリッド型ビジネスにより、製薬会社と進めている共同創薬研究から収益を確保するとともに、自社独自のパイプラインを保有することにより、その現在価値が織り込まれるよう情報開示を進め、株主価値の向上を目指します（図25）。

図25. ハイブリッド型ビジネスによる成長コンセプト



スペシャリティファーマは、日本だけでなくアメリカにおいても非常によく見られる事業形態で、ニューヨーク証券取引所やNASDAQに上場しているヘルスケア関連企業の中で、上場後10年以上にわたり成長を維持している中堅企業の大半が、この事業形態を採っています。

スペシャルティファーマへの道のりの最終段階として、プラットフォーム事業及びパイプライン創出とあわせて、製薬会社として必要な組織、機能、人材等を確保し、持続的な成長が期待できるスペシャルティファーマとしての態勢を整えます。

これらスペシャルティファーマを目指すプロセスを通じて、当社が中長期的に安定的かつ持続的な成長を実現することにより、株主価値を高めていきます。合わせて、当社の技術で創出された医薬品を社会に責任をもって届ける態勢を確保することにより、当社が掲げる理念の実現につながるものと考えております。

2030年度にスペシャルティファーマとしての地歩を確立するため、当社は2025年度から2027年度にかけての中期経営計画期間中、当社の株主価値に寄与する以下の施策を実施し（図26）、ハイブリッド型ビジネスのバイオテック企業として収益基盤の確立を図ります。

図26. 2030年のVISのビジョンに向けた中期経営計画期間（2025～2027年）中の各年度目標



### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社は、2030年度にスペシャルティファーマとしての地歩を確保することを経営目標としております。その経営目標を達成する過程ではハイブリッド型ビジネスとして、プラットフォーム型ビジネスからは事業収益を、パイプライン型ビジネスからは自社パイプラインが創出されます。

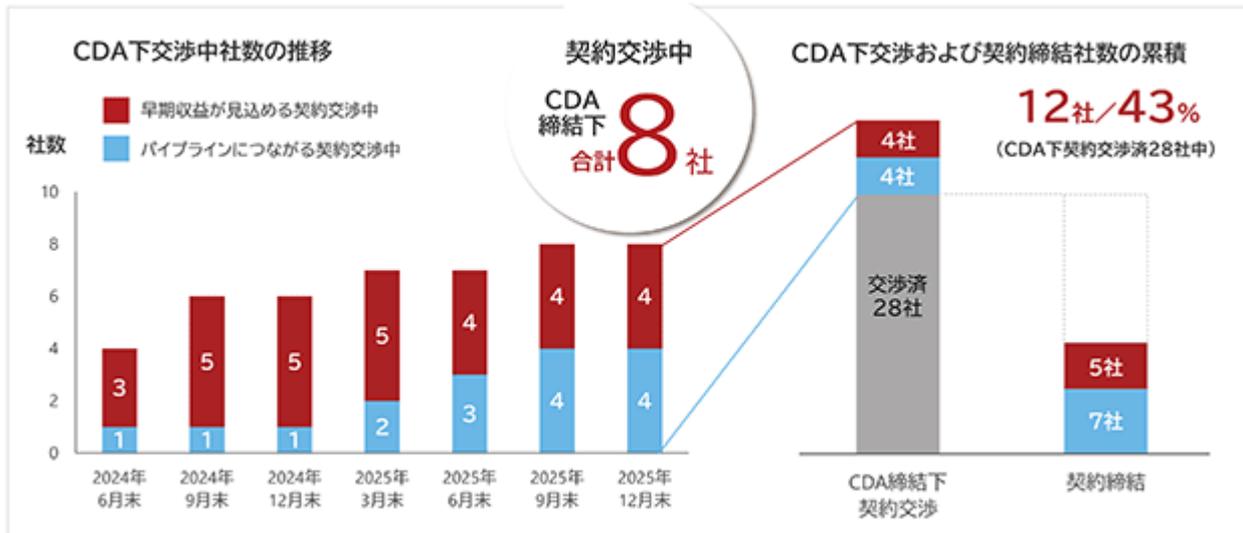
プラットフォーム型ビジネスにおいては、製薬会社とのプロジェクトは全て研究段階であり、当社が開発・売上マイルストーン及びロイヤリティ収入を獲得可能となるのは早くても数年後となるため、現時点においては、ROAやROEといった経営指標ではなく、製薬会社との新規共同創薬研究契約の締結数（年間2社）を、目標達成の判断基準（KPI）として掲げています。

パイプライン型ビジネスにおいては、年間1本の自社パイプライン創出をKPIとして設定しております。これらKPIは取締役会等に報告されており、目標達成に向けた組織のパフォーマンスの動向を把握できるようにしております。

ハイブリッド型ビジネスとして、2つのビジネスのバランスを取ることが重要と認識しており、それは明確な数字を指標とするより、契約一時金、研究支援金及び製薬会社とのプロジェクト進捗に応じて得られる研究マイルストーンに基づく事業収益全体と、社内技術の拡充および社内パイプラインの研究開発費といった事業支出全体を明示してご説明を差し上げることで代えることといたします。

ところで、新規共同創薬研究契約数の目標を達成するための施策として、当社はこれまでに、製薬会社と秘密保持契約書（CDA）の締結からはじまる事業開発活動の実績を統計的に解析しています（図27）。その結果、全CDA締結数のうち本契約まで至った確率はおおよそ42%、CDA締結から本契約に至るまでの期間（中央値）は約14か月となっています（2025年12月末現在）。一方で、CDA下での交渉を行う際に、直近で収益が得られる性質の交渉と、自社パイプラインの共同創出を求める性質の二者に分類されることが分かってまいりました。そこで当社としては、直近で収益が得られる契約も取りこぼさないよう、十二分に注意します。このように事業開発の重点を定め、2026年も2社と契約を締結するという目標のもと、その数に見合うCDA締結数を獲得するなど事業開発活動を実施しています。

図27. 契約締結の実績にもとづく事業開発の展開

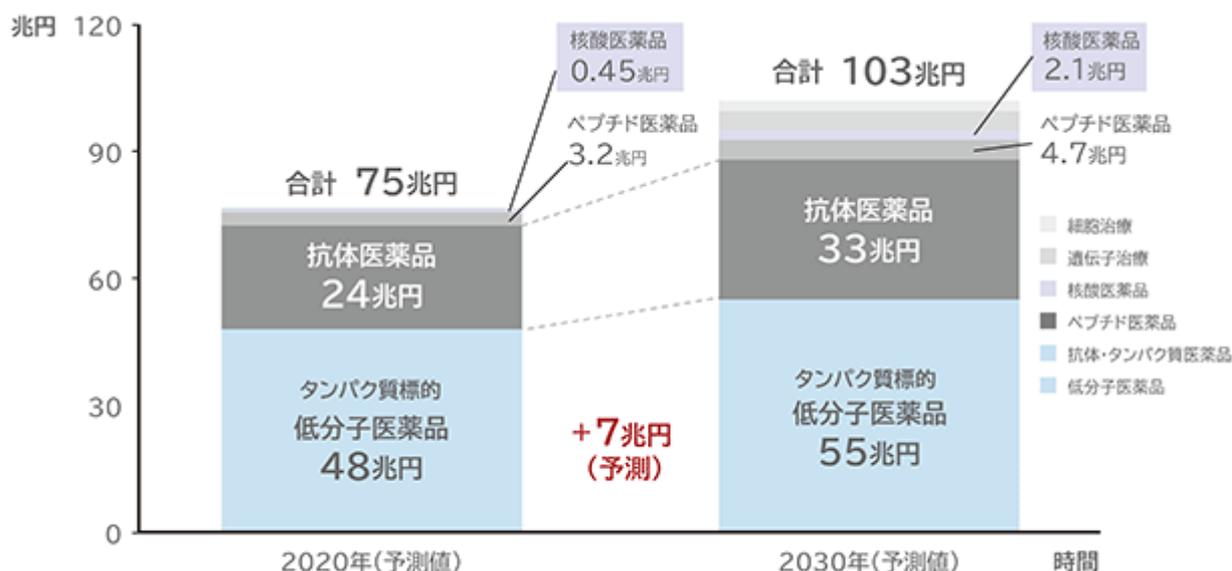


## (4) 経営環境

内閣官房の健康・医療戦略室委託事業が2021年3月に発表した『令和二年度 医薬品・再生医療・細胞治療・遺伝子治療関連の産業化に向けた課題及び課題解決に必要な取組みに関する調査報告書』によると、世界の医療用医薬品市場は、2020年の約75兆円から、2030年には約103兆円に成長すると予測されています（図28）。

近年、抗体医薬品やペプチド医薬品などの中分子・高分子医薬品が一定規模の市場を形成しており、今後も成長期市場として存在感を示すと考えられます。低分子医薬品は、既に成熟期に差し掛かっている市場であり、市場成長率は微増であるものの、2030年においても医薬品市場の約半分を占めると予測されています。低分子医薬品は、グローバル市場において、日本企業が占有率を高く保っている領域です。今後日本では、占有率の維持に向けて、低分子医薬品の創薬標的やターゲット構造の拡大、適応疾患の拡大、及び研究開発の効率化による低コスト化が重要視されると考えられます。

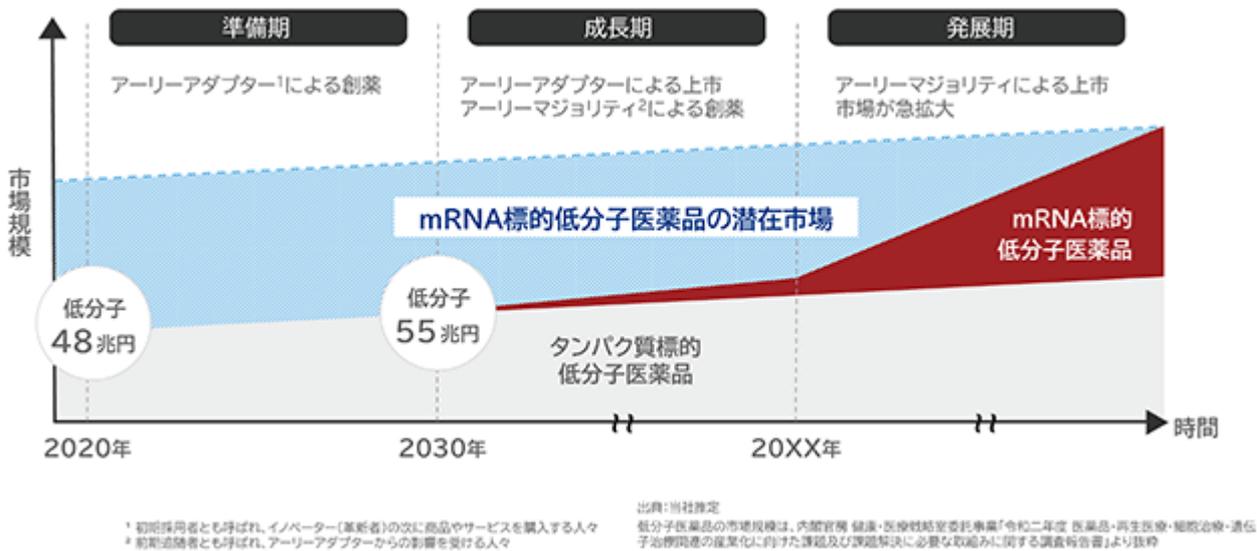
図28. 世界の医療用医薬品の市場予測



出典：内閣官房 健康・医療戦略室委託事業「令和二年度 医薬品・再生医療・細胞治療・遺伝子治療関連の産業化に向けた課題及び課題解決に必要な取組みに関する調査報告書」をもとに当社にて作成

当社の属するmRNA標的低分子創薬の領域は、現在世界的に見ても研究段階であるため、2030年時点で市場が大きく形成されている可能性は低いと考えられます。しかしながら、従来のタンパク質標的低分子医薬品と競合することなく、全く新規の創薬標的に対して低分子医薬品の創出に取り組めるうえに、低分子医薬品は経口投与が可能で、製造コストが低く、規制体制及び商材としてのバリューチェーンも確立されているため、将来的には、mRNA標的低分子医薬品単独で新たな市場が形成されると考えられます。その市場規模は、将来のある時点において、既存のタンパク質標的低分子医薬品の市場と同等規模になると、当社は推定しています（図29）。

図29. mRNA標的の低分子医薬品の将来市場の見通し（当社推定）



2010年代後半、米国を中心としてmRNAを標的とした低分子医薬品の創出を目指すバイオテック企業が相次いで立ち上がり、2017年11月には、科学系学術団体としては最大のアメリカ化学会の学会誌であるChemical & Engineering Newsに「The RNA hunters」として取り上げられました。さらに、近年の科学技術の発展に伴って低分子医薬品でアプロチ可能な創薬標的が拡大したことにより、2023年10月の同学会誌には「Is this a golden age of small-molecule drug discovery?」と特集されるなど、再度低分子医薬品の創出に対する注目が高まっています。その中で、mRNA標的の低分子創薬についても同学会誌に取り上げられており、創薬の専門家のコメントとして「個人的な見解ではあるものの次の大本命はRNA標的であり創薬の主流になりつつある」と記載されています。

このような流れを受けて、低分子医薬品の研究開発能力を持つ製薬会社はmRNA標的の低分子創薬を検討しはじめ、mRNA標的の低分子創薬に取り組むバイオテック企業間の競争は今後より一層激しくなると予想されます。その一方で、各社独自のビジネス展開により棲み分けが進んでいくものと考えられます。

当社の知る限り、国内外の大手製薬会社20社以上がmRNA標的の低分子創薬関連のバイオテック企業と提携済みであり（2025年12月末現在）、本創薬への流れは既に始まっていると考えております。当社では、mRNA標的の低分子創薬関連に取り組むバイオテック企業の中で、以下に示す当社基準にもとづき、Arrakis Therapeutics、Ribometrix、及びAnima Biotechの3社を当社の主要な競合会社と考えております。

#### [競合他社の選定基準]

- ・当社同様の作用機序に基づくmRNA標的の低分子創薬を目指している企業
- ・全てのmRNA標的の低分子創薬に関する技術を保有していると考えられる企業
- ・大型提携の実績をもつ企業

そのうえで、当社がもっとも注目している点は、公開情報等から競合他社が主に既知のターゲット構造を創薬対象としていると考えられるのに対して、当社は多種多様なターゲット構造を同定し、創薬対象とできること（当社のターゲット構造を同定する技術の詳細は、「第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) 当社の事業領域 aibVISプラットフォーム」を参照）。当社の「ターゲット探索」は、各製薬会社の新薬開発ニーズに対して、多種多様なターゲット構造を創薬対象とすることで応えられるため、創薬標的の枯渇という製薬業界の課題に対する抜本的な解決につながると考えております。したがって、当社のプラットフォーム技術は、競合他社に比べて「ターゲット探索」において優位性があると考えます。

近年、抗体医薬、遺伝子治療、細胞治療等と並び、核酸医薬品は次世代モダリティの一角として国際的な注目を集めております。当社が自社パイプラインの創出と言う形で取り組む核酸医薬品は、図28において、特に希少疾患向けとしての切り札と考えられているため、主要な医薬品の中であって最も成長率の高いセグメントであると認知されています。核酸医薬品は、従来の低分子医薬品や抗体医薬では標的化が困難であった遺伝子発現制御を可能とし、極めて高い治療の潜在力を有します。

主要な核酸医薬品であるASO医薬品およびsiRNA医薬品につきましては、2025年度中も家族性高カイルロミクロン血

症治療薬であるsiRNA医薬品Redemphoや遺伝性血管性浮腫治療薬であるASO Dawnzeraなどが米国などで承認されるなど、臨床的有用性を示しております。これらの実績の蓄積を背景に、我が国におきましても核酸医薬品の品質・非臨床安全性・臨床評価に関する規制上の考え方が整理されつつあり、当局による各種ガイドラインの整備も進展しております。このような規制環境の明確化は、開発リスクの低減および投資判断の合理化に資するものであり、核酸医薬品分野の持続的発展に向けた重要な基盤形成と位置付けられるものです。

一般に、医薬品産業は高度な知識集約型産業であると同時に、厳格な品質管理の下で大量生産を行う製造業としての側面を有しております。いかに優れた創薬コンセプトでありましても、再現性・安定性・経済合理性を備えた製造法が確立されて初めて、社会に広く普及させることが可能となります。この観点から、核酸医薬品におきましても、原薬合成技術、精製技術、製剤化技術等の高度化およびスケールアップ体制の構築が、現在まさに業界横断的な重要課題として位置付けられております。日本においても、日東電工株式会社や味の素株式会社、株式会社日本触媒などの化学・素材メーカーが、積極的に研究開発や設備投資を進め、強力な原薬製造能力を保有しグローバルに供給しようとしている状況にあります。

さらに、核酸医薬品の実用化においては、標的臓器・標的細胞へ有効成分を効率的に送達するDDSが不可欠の基盤技術と認識されております。しかしながら、DDSに用いられるリポソームや高分子ミセルについては、安全性に関する知見がなお限定的であり、それらに由来する毒性が懸念されるとともに、複雑な製造工程や品質管理の難易度の高さが事業化上の制約要因となり得ます。他方で、DDSの導入は、これまで治療介入が困難であった臓器・組織への薬剤送達を可能とし、製品の市場的魅力および医療的価値を飛躍的に高める可能性を有しております。

したがいまして、現在求められておりますDDSは、単に送達効率を向上させるのみならず、安全性において予見可能性を備え、かつ商業生産に適した製造合理性を確保し得る技術です。すなわち、「魅力」を高めつつ「毒性」や「製造」に関する課題を同時に克服する統合的ソリューションの確立が、核酸医薬品分野における競争優位の鍵を握るものと考えられます(図7)。

当社は、前述の通り、核酸医薬品の課題を、毒性、製造コスト、医薬品自体のビジネス的魅力、の三つととらえており、毒性や製造コストと矛盾なく核酸医薬品のビジネス的魅力を高めるDDSが重要だと考えております。その点、カテーテルを用いて対象臓器にだけ医薬品を送達および回収できるPerfusioは毒性をさらに下げることが期待でき、また既存のカテーテルを利用することが可能であるためにPerfusio自体の製造コストは軽微であり、むしろ使用薬剤量を低減できることで全体のコストは低減されます。つまり、応用範囲が広くデメリットの少ない当社独自のPerfusioを利用し、これまで核酸医薬品を適用することがそもそも想起されてこなかった臓器への核酸医薬品を作ることで、競合のいないオンリーワンとなり当然にファーストインクラスとなることを達成しようと考えています。Perfusioは当社のAI創薬による核酸医薬創薬の加速と合わせて、当社の優位性に資すると考えております。

#### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

経営方針及び経営戦略を実行していくうえで、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりです。

##### プラットフォーム事業の拡大と収益の獲得

当社のmRNA標的的低分子創薬事業（プラットフォーム事業）は、共同創薬研究契約の相手方である製薬会社が抱えるニーズや課題を的確に把握し、適切に対応を進め、創薬研究を着実に前進させることにより、研究支援金や研究成果に応じたマイルストーン収入等の収益を獲得します。また新たな共同創薬研究契約の締結のため、欧州での事業開発活動に注力するなど戦略的かつ計画的に取り組みます。当社はこれまでに引き続き、現在進行中の共同創薬研究をそれぞれ進捗させること、また新規契約を着実に締結してゆくことを通じて、持続的・安定的な事業の拡大と収益の獲得を目指します。

##### 自社パイプラインの創出

当社は、これまでのプラットフォーム事業にとどまらず、自社パイプライン事業を進めております。具体的には、当社単独で創出が可能な核酸医薬品に加えて、低分子医薬品も候補とします。その際、創出する医薬品の将来価値総額の大きさ、製品として市場に出るまでの期間の短縮、直近のコストの低減に特に留意します。これにより、当社の株主価値の持続的な拡大につなげてまいります。

##### 技術競争力の強化と独占性の確保

当社は、これまでに実施した製薬会社との共同創薬研究や、自社独自の研究を通じて蓄積した経験と知見を、当社のプラットフォーム技術に反映させるとともに、大学等との共同研究を通じて新たな技術を積極的に吸収し、技術競争力の強化を図ります。引き続き、専門分野の弁理士等と連携しながら、積極的な特許出願・国際展開、当社独自のソフトウェアとデータベースの構築及び秘匿化などにより、当社の技術について独占性の確保・維持と将来の事業展開への素地を作ります。

##### 株主価値の向上を目指す経営の実践

当社は、株主価値を高めることにより株主に報いる経営に取り組みます。具体的には、将来の株主価値を高める事業に経営資源を振り向け、事業を計画的に実行してまいります。また健全性と透明性の高い経営を実践しつつ、適時的確で積極的な情報開示や株主との対話等を通じて、適正な株主価値の構築とその向上に努めます。

##### 優秀な人材の確保・育成

当社の事業を持続的かつ安定的に発展させるために、RNA研究に関する高い専門性や豊富な創薬研究経験を有する人材、事業の拡大に資する人材の確保を進めます。当社は、従業員が働きやすく、業務を通じて成長できる環境を整備することにより、当社への帰属意識や従業員満足度を高めます。こうしたサステナビリティ経営を通じて、当社の事業基盤を盤石にいたします。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

### (1) ガバナンス

当社は、サステナビリティに関する重要な事項については、サステナビリティ担当の取締役が起案して、取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会で審議・決定します。サステナビリティに関する事項は随時取締役会に報告されるとともに、特に重要な事項は、サステナビリティ委員会が取締役会に上程し、取締役会において審議・決定します。

### (2) 戦略

当社が取り組むべき課題の各項目における戦略は以下のとおりです。

#### mRNAを標的とする医薬品の創出

当社は、「どんな疾患の患者さまも治療法がないと諦めたり、最適な治療が受けられないと嘆いたりすることのない、そんな希望に満ちたあたたかい社会を実現し発展させる。」という経営理念のもと、メッセンジャーRNA（mRNA）を標的とする医薬品（「mRNA標的医薬品」）の創出に取り組んでおり、事業活動を通じた持続可能な社会の継続と、当社の持続的な成長を目指しております。

#### 人的資本経営、健康経営の実践

当社の事業活動の原動力は、当社で働く全ての社員であり、事業基盤を構築する上で優秀な人材を確保し育てていくことが肝要です。このため、社員の人権を最大限に尊重するとともに、働きがいのある企業風土の醸成（社内環境整備）、人材の多様化と一人ひとりを活かす組織づくり等により人的資本への対応を進め、また社員の健康管理・健康増進を経営としてコミットし、社員の当社への帰属意識や満足度の向上を図り、職場の活性化を実現することに努めます。

#### 気候変動への取り組み

気候変動への取組みについては、地球温暖化の影響で自然災害（台風や豪雨災害等）の猛威が増大し、また将来的には熱帯の疾病が日本に定着するリスクが高まっていると考えています。こうした中、当社では、自然災害等の発生に備え、「防災マニュアル」を拠点ごとに整備し、全ての社員等の人命を最優先に行動することに努めております。

### (3) リスク管理

会社のサステナビリティに関するリスクと機会の把握は、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会において定期的に審議・検討します。

### (4) 指標及び目標

働きがいのある企業風土の醸成（社内環境整備）に関する指標を定め、開示します。

当社は、社内環境整備の指標として、「年次有給休暇取得率」を目標としております。

指 標	実績（前事業年度）	目標（当事業年度）
年次有給休暇取得率	平均 83.5%	70.0%以上を継続して達成する。

### 3 【事業等のリスク】

当社の事業内容、経営成績及び財政状態等に関するリスク要因について、投資者の判断に重要な影響を与える可能性のある事項を以下に記載しております。

なお、本項目の記載はすべてのリスク要因を網羅したのではなく、業績等に影響を与えうるリスク要因は下記の項目に限定されるものではありません。また、本項における将来に関する記載は、本書提出日現在において入手可能な情報に基づき、当社において合理的であると判断したものです。

#### 事業活動にかかるリスクに関する事項

##### (1) 収益の変動性について

当社の主な収益には、共同研究等の相手方より定期的に受け取る研究支援金のほか、新規契約時に受け取る契約一時金、研究活動の目標達成時に受け取るマイルストーン収入の臨時的収入があります。当社が締結する共同創薬研究等は、相手先ごと、プロジェクトごとに契約内容を個別に取り決めているため、契約にもとづく収益の発生時期や金額は契約案件ごとに異なります。また新規契約の交渉においては、相手方における経営環境の変化や経営方針の変更など、当社の裁量が及ばない要因によって契約締結時期が計画より遅延する可能性もあります。

当社では定期的に受け取る収入の割合を高め、収益の安定化、平準化に努めるとともに、提携候補先の数を増やし、また提携候補先の所在する地域を多様性することにより、収益変動リスクの分散や軽減を図ろうとしております。さらに、自社の裁量によりコントロール可能な自社パイプラインを創出し、その事業化を進捗させることにより収益変動リスクの回避に努める方針です。しかしながら、新規契約を計画通りに締結できない可能性や、新規契約を計画通りに締結できた場合であっても提携先との研究方針の不一致等の要因により予定していた収益が想定通りに得られない可能性があり、将来の時点における当社の事業、財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 創薬研究の不確実性について

医薬品の研究は、初期の創薬研究から開発に至るまでに時間を要するとともに、投資が必要となります。また、有用な化合物を見いだせない場合や副作用など安全性への懸念が生じた場合には、研究の延長や中止の判断が行われるなど、創薬研究には不確実性が存在します。一般に医薬品の創薬研究の成功の可能性は、他の産業と比較して低いものとされています。

このような一般的な状況に加えて、当社のプラットフォーム型ビジネスにおいては、創薬研究の進行が自社の裁量のみではコントロールできず、提携先の方針や判断等によって左右される等の不確定要因があります。

当社では、自社の裁量によりコントロール可能な自社パイプラインの創出に加えて、複数の製薬会社と複数の創薬研究プロジェクトを進めることにより、これらリスク要因の分散や軽減に努めております。しかしながら、かかるリスクが顕在化した場合には、研究活動の長期化や中止等につながる可能性があり、結果として将来の時点における当社の事業、財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 自社パイプライン事業の不確実性について

当社が取り組むパイプライン事業においては、ライセンスアウト用のデータセットの作成や開発プロセスを実施した実績がありません。そのため現時点では、当社が想定している収益化に至る過程には不確実性があります。当社では、パイプライン導出先の候補となる企業との間で、あらかじめ希望遺伝子のリサーチを行い、かかる不確実性の低減を図っております。また現時点で策定している中期経営計画（2025～2027年度分の計画）にはパイプライン導出による収益は織り込まず、当該リスクが顕在化した場合においても、直ちに当社の財政状態や経営成績に関する想定について変更を余儀なくされる事態には至らないものと想定しております。導出先候補会社の意向が変更された場合ないし、何らかの事由によりパイプライン導出が想定より大きく遅延する事態に至った場合には、将来の時点における当社の事業、財政状態及び経営成績に重要な影響が生じる可能性があります。

##### (4) 当社技術の優位性について

当社の創薬プラットフォームは、mRNA標的創薬に必要な技術群をワンストップで提供します。特に、製薬会社のニーズの高い任意の遺伝子に対してmRNA上に創薬に適した部分構造を発見し、ターゲット構造を定めることが可能である点に特徴があり、日本、米国、欧州での特許を取得しております。この点が当社の競争優位性の源泉であり、同時に他社との有力な差別化要因でもあります。当社は引き続き、新たな技術の開発等を通じて創薬プラットフォームの技術力を強化するとともに、外部環境の変化による影響を受けにくい自社パイプラインの創出も進め、競争優位を維持する方針です。しかしながら、同業他社による新たな技術の実用化により当社技術の相対的な優位

性が失われる場合や、他社が運営する創薬プラットフォームとの競争が激化する等の外部環境の変化が生じた場合には、将来の時点における当社の事業、財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 知的財産権の確保について

当社は、今後創出する自社パイプラインの物質特許を含め、事業運営上必要となる特許権等の知的財産権の出願・取得を積極的に進めます。しかしながら、一般的に知的財産権には第三者に先願される可能性があります。また現在当社が出願中の知的財産権が、当社の希望通りに付与される保証はありません。また、権利化の後においても異議申立てや無効審判請求等により、権利の一部又は全てが無効化される可能性があります。当社は当該分野の知財状況をモニターし、この分野で高い専門性を有する弁理士・弁護士と連携するなどの方法により不確実性の軽減に努めております。しかしながら、当社の事業運営に必要な特許権等が取得できない事態や、権利の一部又は全てが無効化される事態が生じた場合には、将来の時点における当社の事業、財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 研究活動における情報セキュリティについて

当社では、社内の秘密情報、顧客の秘密情報、自社及び顧客との共同研究を通じて得られる実験データなどの研究情報など、さまざまな秘匿すべき情報があります。これら情報の取り扱いにおいては、一般的に故意または過失による漏洩、外部からの侵入等による漏出などの情報セキュリティリスクがあります。

当社では、秘匿すべき情報にアクセスできる社員を限定するとともに、役員及び社員の全員を対象とする情報セキュリティ教育を随時実施し、情報漏洩リスクに対する意識を高めるとともに、過失による情報漏洩を防ぐソフトウェアの活用や外部からの侵入を防ぐ各種の情報セキュリティ対策を講じることにより、かかるリスクの低減に努めております。これらの施策にもかかわらず、万一、情報漏洩等が発生した場合には、その対応等に要する労力や時間、費用の発生等により、将来の時点における当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

組織及び人材にかかるリスクに関する事項

(7) 小規模組織であることについて

当社は、医薬品等の研究を行う企業としては小規模な組織であり、役員及び社員が各々担当する業務及び責任範囲は相対的に広範となります。当社では事業の拡大に伴い、今後必要な人員補強を図ってゆく方針であり、計画的に人材の採用及び社内教育を進めていく予定です。しかしながら、計画通りに人材の採用ができなかった場合や、多くの人材流出等があった場合には、今後の事業運営が滞る等の影響が生じ、将来の時点における当社の事業、財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定人物への依存について

当社では、過度に特定の人物に依存しない組織的な経営体制の強化を進めております。しかしながら、何らかの理由により、当社代表取締役社長中村慎吾をはじめとする特定の人物が、当社の業務を継続することが困難になった場合には、将来の時点における当社の事業、財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

サステナビリティリスクに関する事項

(9) 自然災害等への対応について

当社では、自然災害等の発生に備えて「防災マニュアル」を拠点ごとに整備し、役員及び社員の安全を最優先に行動することに努めております。また、事業継続が危ぶまれる事態を想定して「事業継続計画（BCP）」を策定し、定期的な訓練を実施しております。しかしながら、当社の役員または社員への人的被害や、建物や施設に対する物理的被害が発生した場合には、その回復にかかる費用や時間等の発生、事業の再開継続に支障が生ずる等の要因により、将来の時点における当社の事業、財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1) 経営成績等の状況

###### 経営成績

当事業年度（2025年1月1日～2025年12月31日）における世界経済は、米国政府による関税政策や世界各地での地政学リスクの高まりが不安材料となりつつも、生成AIの普及や今後の需要拡大期待からデータセンターなどAI関連投資の拡大が後押しする形となり、全体として拡大基調をたどりました。

米国では、AI関連投資が旺盛となり、底堅い個人消費と相まって拡大基調で推移しました。欧州では、主要国の政治不安や、ウクライナや中東地域をめぐる地政学的リスクがありながらも、雇用所得環境が堅調に推移し、消費者物価の安定と相まって堅調に推移しました。中国では、過剰生産解消に伴う投資抑制、政府による景気刺激策の効果一巡から、今後の先行きに不透明感が強まりました。

日本では、米国政府による関税政策による下押しがありつつも、原油などエネルギー価格の落ち着きにより企業収益が拡大基調となりました。また名目賃金の伸びが緩やかに消費物価の上昇が緩やかになり、実質賃金が前年比プラスに転じたことにより個人消費も旺盛となり、総じて堅調に推移しました。

当社の強みである独自のAI創薬プラットフォームibVISの基盤となる技術については、7月に米国で特許の効力が発生し、日本、欧州、米国の世界主要地域にて知的財産権を確保しました。またibVISに実装している複数の「ルールベースAI」に大幅な改良を加えるなど、より応用範囲が広く効果的なaibVISへのバージョンアップを図りました。

プラットフォーム事業においては、機能強化を図った創薬プラットフォームibVISを活用し、医薬品市場で最大のセグメントである低分子医薬品の創出を東レ株式会社、塩野義製薬株式会社、ラクオリア創薬株式会社、武田薬品工業株式会社と共同創薬研究を各々進めるとともに、英国のLCC Therapeutics Ltd.と締結した共同開発及び商業化契約にもとづく共同研究を進めました。さらに新たな契約の締結に向け、mRNA標的低分子医薬品およびmRNA標的核酸医薬品の創薬に関心を持つ国内外の製薬会社等に、当社のプラットフォーム技術の紹介等のアプローチを進めた結果、6月には三菱ガス化学株式会社と核酸医薬品の創出を目的とした共同研究契約を締結、12月にはスイスのSpiroChem AGとmRNA標的化合物の共同探索研究を実施することで合意に至りました。これらにより、複数の医薬品がなるべく早く市場に現れることが期待できます。

自社で独自に進めている、mRNAを標的とする新たな医薬品創出（パイプライン創出）の取り組みでは、当社は既にp53遺伝子のmRNAの量を低下させ、タンパク質の発現を抑制する核酸医薬品の一種であるASOを同定し、日本国内での特許取得とともに、さらに効率よく活性の高いASOを取得するための当社独自の研究活動も進めています。6月には最初の自社パイプラインとなる創薬研究の対象疾患を心臓血管手術後に惹起される虚血性の急性腎不全と定め、ASOによる疾患治療のプロジェクトを開始しました。このプロジェクトは順調に進捗し、12月にはその研究成果として得られたASOについて物質特許を出願しました。加えて、このプロジェクトに続く新たなASO創出を目的として、11月には国立大学法人島根大学と原発性肺移植片機能不全を抑制する核酸医薬品の研究開発を目的とした共同研究を開始しました。これらにより、治療方法のない疾患に対する医薬品の実現が期待できます。

当社では、ASOの自社創薬とあわせて、ASOが抱える課題の解決に向けて取り組みを進めました。11月にはデクセリアルズ株式会社と高速かつ正確性の高い分光学的RNA構造測定法の確立と社会実装を目的とする共同技術開発の実施について合意しました。12月には、当社が発案し研究を進めていたカテーテルを使用するドラッグデリバリーシステムについて、特許の効力が発生し、このシステムの名称を「Perfusio（パーフェュージオ）」といたしました。これにより、主作用が強く副作用のない医療の実現が期待できます。

これらの結果、当事業年度における経営目標の主要な指標であるKPIの達成状況は、新規契約締結数については年間目標4社に対し3社と締結、自社パイプライン創出は特許出願1件で目標達成、事業収益は未達成の結果となりました。

当事業年度における事業収益等の経営指標は、共同創薬研究契約に基づき定期的に受け取る研究支援金や、スポット的に発生するマイルストーン収入等により事業収益は91,140千円(前事業年度比53.2%減)を計上しました。事業費用には研究開発費215,616千円を含む487,888千円を計上し、営業損失は396,748千円(前事業年度は212,851千円の営業損失)となりました。営業外損益においては、定期預金等による受取利息5,729千円など営業外収益6,120千円

が発生し、経常損失は390,628千円(前事業年度は233,562千円の経常損失)、特別損失においては、減損損失31,318千円を特別損失に計上し、当期純損失は425,671千円(前事業年度は236,442千円の当期純損失)となりました。

#### 財政状態

##### (資産)

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べて364,045千円(16.2%)減少し、1,884,912千円となりました。流動資産は主に現金及び預金の減少348,145千円により366,701千円(16.4%)減少し、1,865,371千円となりました。固定資産は、減損損失の計上及び減価償却による有形固定資産の減少14,115千円があったものの、差入保証金の増加が17,637千円があり、2,656千円(15.7%)増加し、19,541千円となりました。

##### (負債)

当事業年度末の負債は、前事業年度末に比べて61,625千円(156.4%)増加し、101,035千円となりました。これは主に流動負債の前受金の増加55,000千円等があったことによるものです。

##### (純資産)

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べて425,671千円(19.3%)減少し、1,783,876千円となりました。これは2025年5月に実施した減資による資本金の減少67,175千円、その他資本剰余金の増加67,175千円並びに、利益剰余金の減少425,671千円があったことによるものです。

これらの結果、自己資本比率は、前事業年度末の98.2%から3.6ポイント下落し、94.6%となりました。

#### キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」と表記)の残高は、前事業年度末より151,854千円増加し325,213千円となりました。当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況は、以下の通りです。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の営業活動により支出した資金は299,265千円となりました。これは主に税引前当期純損失421,946千円、前受金の増加55,000千円、減損損失31,318千円等によるものです。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の投資活動により獲得した資金は451,119千円となりました。これは定期預金の払戻による収入2,000,000千円、定期預金の預入による支出1,500,000千円、有形固定資産の取得による支出25,663千円等によるものです。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度は財務活動によるキャッシュ・フローはありませんでした。

## 生産、受注及び販売の実績

## a. 生産実績

当社の行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載はしていません。

## b. 受注実績

当社の行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、当該記載はしていません。

## c. 販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

	第10期事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
創薬プラットフォーム事業	91,140	53.2

(注) 1. 当社は創薬プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、事業セグメント別の記載を省略しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、下表のとおりです。

相手先	第9期事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		第10期事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
武田薬品工業(株)	123,691	63.6	22,140	24.3
ラクオリア創薬(株)	30,000	15.4	30,000	32.9
塩野義製薬(株)	30,000	15.4	10,000	11.0
三菱ガス化学(株)			25,000	27.4

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当事業年度の事業収益は91,140千円（前事業年度は194,643千円：前期比53.2%の減少）となりました。事業収益は、2024年度より期ずれとなっていた新規案件の交渉において、契約条件等の妥結点を見いだせず、当該案件の成約を前提として予算化していた契約一時金等の発生の目途が見込めなくなったため減収となりました。

当事業年度の事業費用は487,888千円（前事業年度は407,494千円：前期比19.7%の増加）となりました。これは主として研究活動の進捗に応じた研究開発費の増加43,141千円、各費目の支出増加による販売費及び一般管理費の増加37,253千円によるものです。これらの結果、当事業年度の当期純損失は425,671千円（前事業年度は当期純損失236,442千円）となりました。

なお、財政状態の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況 財政状態」に含めて記載しております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社における主な資金需要は、人件費にかかる支出及び研究開発にかかる支出です。この資金需要に対しては、原則として自己資金を充当することを基本としております。

なお、当事業年度末において、金融機関等からの借入金はありません。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、当事業年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要とされております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。しかしながら実績の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表を作成するに当たって採用した重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

また、財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しておりますが、重要な会計上の見積りを要する項目はないと判断しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載しております。

経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標」に記載しております。

## 5 【重要な契約等】

## (1) 製薬会社等との共同創薬研究契約等

相手先の名称	相手先の所在地	契約の名称	契約締結日	契約内容
東レ株式会社	日本	共同創薬研究契約	2021年7月15日	長鎖RNA ( mRNAを主とし、おおよそ長さ300塩基以上のRNA ) に対して低分子医薬品の創出を目的とした共同創薬研究契約。医薬品候補化合物の取得にいたるまでの共同創薬研究実施。 < 研究期間 > 2021年7月12日から共同創薬研究の実施期間終了まで
塩野義製薬株式会社	日本	共同創薬研究契約	2021年11月16日	長鎖RNA ( mRNAを主とする長さ300塩基以上のRNA ) に対して低分子医薬品の創出を目的とした共同創薬研究契約。医薬品候補化合物の取得にいたるまでの共同創薬研究実施。開発以降のマイルストーン及び販売実績に応じたロイヤリティについても規定。 < 研究期間 > 2021年11月16日から共同創薬研究の実施期間終了まで
ラクオリア創薬株式会社	日本	共同創薬研究契約	2022年12月22日	mRNAを主とし、おおよそ長さ300塩基以上のRNAに対して低分子医薬品の創出を目的とした共同創薬研究契約。医薬品候補化合物の取得にいたるまでの共同創薬研究実施。開発以降のマイルストーン及び販売実績に応じたロイヤリティについても規定。 < 研究期間 > 2022年12月22日から共同創薬研究の実施期間終了まで
武田薬品工業株式会社	日本	COLLABORATIVE RESEARCH AND LICENSE AGREEMENT	2023年6月19日	特定のmRNAに対して低分子医薬品の創出を目的とした共同創薬研究契約。医薬品候補化合物の取得にいたるまでの共同創薬研究実施。開発以降のマイルストーン及び販売実績に応じたロイヤリティについても規定。 < 研究期間 > 2023年6月19日から共同創薬研究の実施期間終了まで
三菱瓦斯化学株式会社	日本	共同研究契約	2025年6月30日	導出可能なアンチセンス核酸医薬 ( ASO: antisense oligo-nucleotides ) の取得を目的とした共同研究契約。研究期間中の共同研究費として総額1.5億円 ( 共同研究費3億円の半分 ) を三菱瓦斯化学からVISに支払う事を規定 < 研究期間 > 2025年6月30日から3年間

## (2) その他の重要な契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約の名称	契約締結日	契約内容
三菱瓦斯化学株式会社	日本	三菱瓦斯化学株式会社と株式会社Veritas In Silico間の覚書	2021年12月17日	当社が直接又は間接的に核酸化合物の製造を委託する場合における三菱瓦斯化学株式会社の優先交渉権等について規定。 < 契約期間 > 2021年12月17日から契約失効まで継続 < 契約失効の主な条件 > 以下の事項のうちいずれか早い時点で終了する。 ・三菱瓦斯化学株式会社が契約終了について書面により合意したとき。 ・2024年2月8日から3年経過したとき。

## 6 【研究開発活動】

当社は、mRNA標的創薬の技術力を基盤として、研究開発活動を行っております。当社は、研究活動の拠点として新川崎研究所(神奈川県川崎市幸区)及び、新潟研究所(新潟県新潟市秋葉区)を有しております。基礎研究の拠点である新川崎研究所では、主として製薬会社とのmRNAを標的とする低分子創薬のプラットフォーム事業の推進や、計算化学研究をはじめとしたaibVISプラットフォームの基盤技術強化に取り組んでいます。応用研究の拠点である新潟研究所では、医薬品候補化合物を取得するための細胞を用いた評価実験や、mRNA標的の低分子医薬品の作用機序解析等のパイプライン事業の推進に取り組んでいます。

当事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は215,616千円となりました。

### (1) プラットフォーム事業の拡大・強化

当社では独自のAI創薬プラットフォームを強みとしており、mRNAを標的とした創薬の原動力としております。そしてこの基盤技術であるibVISプラットフォームについては、7月に米国で特許が有効となり、日本・欧州・米国の主要地域で知的財産権を確保いたしました。あわせて、ibVISプラットフォームに実装するルールベースAIなどを大幅に改良し、より応用範囲が広く効果的なaibVISプラットフォームへのバージョンアップを行いました。

プラットフォーム事業においては、医薬品市場で最大のセグメントである低分子医薬品の創出を目的として、製薬企業4社との共同創薬研究の各プロジェクトの着実な遂行に取り組み、その結果、5月には塩野義製薬とのマイルストーン達成に至りました。さらに12月には、スイスSpiroChem AGとmRNA標的化合物の共同探索研究を実施することに合意いたしました。これらの共同研究を通じて、当社の知見と経験が拡大しました。

研究開発体制については、海外企業も含めた新たな共同創薬研究の実施に備えた体制強化のため、2025年度には新川崎研究所にて研究員の増員を図りました。さらに、プラットフォーム事業の拡大・強化はもとより、パイプライン事業の推進にも備えるため、研究所施設の拡充及び移転の取り組みも進めました。これらのインフラ整備に加えて、研究内容を今後一層高度化するため、研究員の能力向上にも積極的に取り組みました。医薬品の研究開発に必要な知識を個々の研究員が体得するための社内勉強会を実施する等の施策を継続的に実施しております。その結果、20th Drug Discovery Chemistryからの招待講演を含め、国内外5つの学会にて当社研究員が研究発表を行い、それらの機会を通じて、当社の基盤技術への理解を深めてもらうことにも取り組みました。

研究開発活動をより機動的に実施するための施策として社内連携も重視しており、製薬企業との契約交渉時より事業開発活動と連携することにより、契約締結後には研究戦略部と連携することで速やかかつ円滑な共同創薬研究の実施に努めております。

### (2) パイプライン事業の推進

当社では、スペシャリティファーマへの将来的な移行への次のステップとしてパイプライン事業を開始し、プラットフォーム事業と同時に手掛けるハイブリッド型ビジネスを推し進めています。パイプライン事業では、当社の強みであるaibVISプラットフォームを活かしながら、2025年度以降に毎年1本ずつパイプラインを創出することを計画しております。2025年度においては、数千の候補のなかから、医薬品の将来価値、開発期間、開発コストを勘案して自社パイプラインの1本目に相応しい標的遺伝子としてp53を選定し、6月には、心臓血管手術後に惹起される急性腎不全の予防を対象とする核酸医薬品によるプロジェクトを開始しました。この研究は順調に進捗し、12月には研究成果たる医薬品候補物質の特許出願に至りました。7月には三菱ガス化学株式会社との間で核酸医薬品の共同研究契約を締結しました。この共同研究は新たな核酸医薬品の創出を目的として、QbDの考え方を研究初期段階から採り入れ、2026年度のパイプラインとするべく研究活動を開始しました。

パイプライン事業を推進するための体制拡充にも並行して取り組み、毎年1本のパイプライン創出に対応するために必要となる機器を導入し、研究員の負担軽減や効率化を図りました。加えて、パイプライン事業においては対象疾患への理解のみならず、患者さまの想いを理解する事が重要との観点より、患者会の方々と交流する機会を設け、研究員の意識啓発にも努めました。さらに新川崎研究所と新潟研究所との連携を促進し、両研究所間で意見や情報の交換など人的交流の機会を設けることにより、研究部門全体として一層の活性化を図りました。

### (3) 基盤技術などの強化

当社は、2027年度までの中期経営計画期間を「技術開発における第二創業期」と位置づけ、積極的な技術開発を行っています。そして当社独自のaibVISプラットフォームの更なる強化に向けた技術開発を進めております。

aibVISプラットフォームの強化については、社内研究および各種製薬会社との共同研究によりRNAに関する当社独自の解析データを蓄積し、それを利用したデータ駆動AIであるAISLARを開発し装備することにより、スクリーニン

グ効率を飛躍的に高める事に成功しました。

さらにRNA構造の正確かつ高速な非破壊分光学的測定法の確立を目指して、デクセリアルズ株式会社との間で、既存の構造解析手法では両立できなかった高速かつ高精度な測定法を確立し社会実装することを目的とした共同技術開発を開始しました。

くわえて、ASOをはじめとする医薬品を対象臓器に選択的かつ正確に投与する手法について当社独自に研究を進めて12月に特許を取得、そのドラッグデリバリーシステムを「Perfusio（パーフュージオ）」と命名しました。このシステムにより、これまで治療対象とすることが難しかった臓器に対しても、薬剤投与を必要最小量に抑えつつ最大の薬効が得られる治療法の実用化を目指します。

アカデミアとの共同研究においては、9つの大学研究室との共同研究を実施しており、各分野で高い専門性をもつ先生方と連携協力しながら基盤技術の強化に努めております。

2025年には、社内組織として新たに研究戦略部を設置したことにより、上記の通り積極的な技術開発が行われました。同部が全社的な研究戦略をはじめ、知財戦略やアライアンスマネジメントの業務も担うことにより、PerfusioやAISLARを含む6件の特許を出願するとともに、その際に知財の範囲やビジネスの範囲を改めて検討することによって、収益の機会を逃さないようにしています。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資等の総額は32,019千円であり、その主な内容は、工具、器具及び備品の購入に係るものであります。なお、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は単一セグメントであるためセグメント別の記載はしていません。

#### 2 【主要な設備の状況】

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		工具、器具及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都品川区)	本社機能	0	0	0	10
新川崎研究所 (神奈川県川崎市幸区)	研究施設	0	0	0	6
新潟研究所 (新潟県新潟市秋葉区)	研究施設	0	0	0	3

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 各事業所の建物は賃借しており、年間賃借料は、本社機能を有する東京都品川区の建物が8,121千円、研究施設である川崎市幸区の建物が7,020千円です。

3. 当社は単一セグメントであるためセグメント別の記載はしていません。

4. 新川崎研究所の従業員数には、他社からの当社への出向者を含んでおります。

5. 帳簿価額は、減損損失計上後の金額であります。なお、減損損失の内容は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(損益計算書関係) 4 減損損失」に記載のとおりであります。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
川崎研究所 (神奈川県川崎市幸区)	研究施設	106,000		自己資金	2025年11月	2026年3月	(注) 1
川崎研究所 (神奈川県川崎市幸区)	研究機器	23,000		自己資金	2026年12月 期中	2026年12月 期中	(注) 1

(注) 1. 完成後の増加能力については、研究設備であり、合理的な算出が困難なため、記載していません。

2. 当社は単一セグメントであるためセグメント別の記載はしていません。

##### (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,000,000
計	22,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年3月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,487,114	6,487,114	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式であり ます。なお、単元株式数は100株 であります。
計	6,487,114	6,487,114		

(注) 提出日現在の発行数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

## 第1回新株予約権

決議年月日	2018年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 1
新株予約権の数(個)	6,750(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 13,500(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	364(注)2、6
新株予約権の行使期間	2020年6月29日～2028年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3、6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は2株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(株式無償割当)・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の1株当たりの発行価格は、行使価額と同額とします。資本組入額

ア)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

イ)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役、及び使用人、並びに顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社及び関連会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係があることを必要とします。ただし、当社が特に行使を認めた場合は、この限りではありません。

その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「第1回新株予約権割当契約書」で定めるところによります。

5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「第1回新株予約権割当契約書」で定めるところによるものとし、この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとし、その他の事項については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「第1回新株予約権割当契約書」で定めるところによります。
6. 2023年7月31日開催の取締役会決議により、2023年8月17日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第2回新株予約権

決議年月日	2019年8月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3、監査役1、従業員7、顧問6
新株予約権の数(個)	113,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 226,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	900(注)2、6
新株予約権の行使期間	2021年8月23日～2029年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3、6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は2株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(株式無償割当)・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の1株当たりの発行価格は、行使価額と同額とします。資本組入額

ア)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

イ)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役、及び使用人、並びに顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社及び関連会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係があることを必要とします。ただし、当社が特に行使を認めた場合は、この限りではありません。

その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「第2回新株予約権割当契約書」で定めるところによります。

5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「第2回新株予約権割当契約書」で定めるところによるものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

その他の事項については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「第2回新株予約権割当契約書」で定めるところによります。

6. 2023年7月31日開催の取締役会決議により、2023年8月17日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第3回新株予約権

決議年月日	2020年9月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3、従業員10
新株予約権の数(個)	48,156(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 96,312(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,044(注)2、6
新株予約権の行使期間	2022年9月19日～2030年9月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3、6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は2株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(株式無償割当)・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の1株当たりの発行価格は、行使価額と同額とします。資本組入額

ア)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

イ)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役、及び使用人、並びに顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社及び関連会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係があることを必要とします。ただし、当社が特に行使を認めた場合は、この限りではありません。

その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「第3回新株予約権割当契約書」で定めるところによります。

5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「第3回新株予約権割当契約書」で定めるところによるものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

その他の事項については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「第3回新株予約権割当契約書」で定めるところによります。

6. 2023年7月31日開催の取締役会決議により、2023年8月17日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第4回新株予約権

決議年月日	2021年12月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	19,222(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 38,444(注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,219(注) 2、6
新株予約権の行使期間	2023年12月15日～2031年12月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3、6
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 2 株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株の100分の 1 未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(株式無償割当)・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 1 株当たりの発行価格は、行使価額と同額とします。資本組入額

ア)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

イ)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役、及び使用人、並びに顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社及び関連会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係があることを必要とします。ただし、当社が特に行使を認めた場合は、この限りではありません。

その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「第4回新株予約権割当契約書」で定めるところによります。

5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「第4回新株予約権割当契約書」で定めるところによるものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

その他の事項については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「第4回新株予約権割当契約書」で定めるところによります。

6. 2023年7月31日開催の取締役会決議により、2023年8月17日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年12月24日 (注) 1	C種優先株式 560,000	普通株式 1,100,000 A種優先株式 590,657 B種優先株式 500,000 C種優先株式 560,000	700,000	790,000	700,000	1,364,999
2022年12月20日 (注) 2		普通株式 1,100,000 A種優先株式 590,657 B種優先株式 500,000 C種優先株式 560,000	700,000	90,000		1,364,999
2023年7月31日 (注) 3	普通株式 1,650,657 A種優先株式 590,657 B種優先株式 500,000 C種優先株式 560,000	普通株式 2,750,657		90,000		1,364,999
2023年8月17日 (注) 4	普通株式 2,750,657	普通株式 5,501,314		90,000		1,364,999
2024年2月7日 (注) 5	普通株式 800,000	普通株式 6,301,314	368,000	458,000	368,000	1,732,999
2024年1月1日～2024年12月31日(注) 6	普通株式 65,800	普通株式 6,367,114	11,975	469,975	11,975	1,744,974
2024年3月12日 (注) 7	普通株式 120,000	普通株式 6,487,114	55,200	525,175	55,200	1,800,174
2024年4月19日 (注) 8		普通株式 6,487,114	448,000	77,175		1,800,174
2025年5月1日 (注) 9		普通株式 6,487,114	67,175	10,000		1,800,174

(注) 1 . 有償第三者割当増資 560,000株

発行価格：2,500円

資本組入額：1,250円

割当先：IEファスト&エクセレント投資事業有限責任組合、イノベーション・エンジンPOC第2号投資事業有限責任組合、エムスリー株式会社、三菱UFJキャピタル株式会社、New Life Science 1号投資事業有限責任組合、みずほキャピタル株式会社、SMBCベンチャーキャピタル株式会社、グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合、KDDI新規事業育成3号投資事業有限責任組合

- 2022年11月14日開催の臨時株主総会に基づき、2021年12月期決算における欠損金の補填を行い、将来の自己株式の取得や分配可能額の充実など、今後の機動的かつ効率的な経営を推進するために行った減資であります(減資割合88.6%)。
- 2023年7月31日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付でA種優先株式590,657株、B種優先株式500,000株及びC種優先株式560,000株は普通株式1,650,657株に変更しております。
- 株式分割(1:2)によるものであります。
- 2024年2月7日を払込期日とする有償一般募集増資による新株式800,000株(発行価格1,000円、引受価額920円、資本組入額460円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ368,000千円増加しております。
- 2024年1月1日から2024年12月31日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が65,800株、資本金及び資本準備金はそれぞれ11,975千円増加しております。
- 2024年3月12日を払込期日とする有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による新株式120,000株(発行価格1,000円、引受価格920円、資本組入額460円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ55,200千円増加しております。
- 2024年3月14日開催の定時株主総会において、会社法第447条第1項の規定に基づき、効力発生日を2024年4月19日として、資本金を448,000千円減少し、その他資本剰余金へ振り替えることを決議しております。(減資割合 85.3%)
- 2025年3月27日開催の定時株主総会において、会社法第447条第1項の規定に基づき、効力発生日を2025年5月1日として、資本金を67,175千円減少し、その他資本剰余金へ振り替えることを決議しております。(減資割合 87.0%)

## (5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		1	20	17	14	31	3,201	3,284	
所有株式数(単元)		105	2,973	8,264	2,045	141	51,302	64,830	4,114
所有株式数の割合(%)		0.16	4.59	12.75	3.15	0.22	79.13	100.0	

## (6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
中村 慎吾	東京都渋谷区	1,400,000	21.6
三菱瓦斯化学株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	731,256	11.3
New Life Science 1号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目13番1号	556,444	8.6
三菱UFJライフサイエンス1号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	512,640	7.9
IEファスト&エクセレント投資事業有限責任組合	東京都港区芝二丁目3番12号	331,700	5.1
梨本 正之	新潟県新潟市西区	298,390	4.6
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	131,900	2.0
Nomura PB Nominees Limited Omnibus-Margin (CashPB)(常任代理人 野村證券株式会社)	ロンドンEC4R, 英国 (東京都中央区日本橋1丁目13-1)	116,900	1.8
みずほライフサイエンス第1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町1丁目2番1号	75,200	1.2
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	61,423	0.9
計		4,215,853	65.0

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,483,000	64,830	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,114		
発行済株式総数	6,487,114		
総株主の議決権		64,830	

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しております。しかしながら、当面の利益還元策については、将来の株主価値を高める事業に経営資源を振り向け、事業を計画的に実行し成長を実現していくことによって株主価値を高め、株主に報いようとの考え方に基づき、金銭による配当を控える方針です。このため金銭による配当は実施しておりません。また、本書作成時点において、配当実施の可能性及びその実施時期については未定です。

将来的には、今後の事業計画等に反映される戦略目標の実現を優先しつつ、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案して、利益還元策を決定する予定です。

当社の剰余金配当は、毎年12月31日を基準日とする期末配当及び、毎年6月30日を基準日とする中間配当を基本としております。また、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「どんな疾患の患者さまも治療法がないと諦めたり、最適な治療が受けられないと嘆いたりすることのない、そんな希望に満ちたあたたかい社会を実現し発展させる」ことを経営理念として掲げております。この経営理念に沿って、コーポレート・ガバナンス体制を充実させ、透明・公正かつ迅速・的確な意思決定を行い、株主をはじめとする顧客、取引先、従業員、地域社会といった全てのステークホルダーとともに持続可能な成長を目指し、中長期にわたり株主価値の向上を実現することが不可欠であると認識しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役制度を採用しており、業務執行については、2025年4月より執行役員制を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離に努めております。取締役会は経営の基本方針や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する機関として位置づけ、業務執行機能は執行役員が担うこととしております。一方、監査役及び監査役会が独立した立場から取締役の職務の執行を監査することで、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保することが可能となると判断し、当該体制を採用しております。

#### a．取締役及び取締役会

取締役会は、有価証券報告書提出日（2026年3月23日）現在、社外取締役1名を含む4名で構成されております。月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の状況を監督しております。

< 取締役会の構成 >

取締役社長 中村 慎吾（議長）（代表取締役）

取締役 萩原 宏昭

取締役 甲田伊佐男

取締役 小南欽一郎（社外取締役）

なお、当社は、2026年3月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役5名選任の件」を提案しており、当議案が承認可決されますと、取締役5名（うち社外取締役2名）となる予定です。

#### b．監査役及び監査役会

監査役会は、有価証券報告書提出日現在、全員社外監査役の3名で構成されております。原則として定例の取締役会開催に先立ち月次で開催されるほか、必要に応じて臨時に開催され、当期の監査方針、監査計画、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定が行われるとともに、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告が行われるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告がなされ、必要に応じて説明が求められております。また、監査役会は、会計監査人（監査法人）、内部監査所管部署及び社外取締役と随時会合を開催する等して、情報共有及び連携の強化を図っております。

< 監査役会の構成 >

常勤監査役 鈴木 貞雄（議長）（社外監査役）

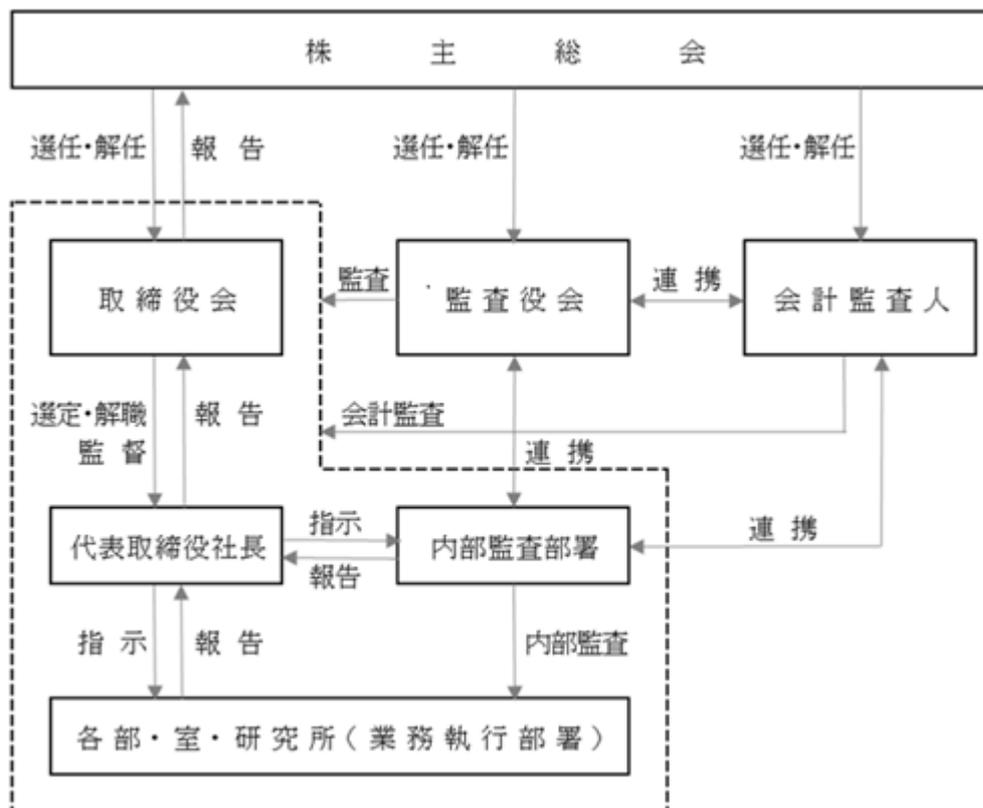
監査役 廣岡 穰（社外監査役）

監査役 若林美奈子（社外監査役）

なお、当社は、2026年3月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査役1名選任の件」を提案しており、当議案が承認可決されますと、監査役会は引き続き3名の監査役（うち3名全員が社外監査役）で構成されることとなります。

当社の企業統治の体制は、次の図のとおりであります。

「企業統治の体制図」



#### 企業統治に関するその他の事項

##### a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、2020年12月18日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保する体制整備に向けた基本方針を決定し、2025年12月15日開催の取締役会において一部改定いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

##### (a) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ) 「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び従業員は定められた社内規程に従い職務を執行する。
- ロ) 取締役及び従業員の職務の適法性を確保するため、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提条件であるとの認識のもと、「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンスを確保するための体制として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する審議結果は、必要に応じて取締役会に付議又は報告する。取締役及び従業員に対するコンプライアンス教育・研修の継続的实施を通じ、全社的なコンプライアンス意識の醸成に努める。
- ハ) 内部監査所管部署は、当社における各部署及び各研究所を対象に、当社の取締役及び従業員の職務執行の適正性・適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、同部署は必要に応じて監査役会及び監査法人と情報連携を図り、効率的な内部監査の実施に努める。
- ニ) 法令違反その他法令上の疑義のある行為等の早期発見・予防等を目的として、社外の通報窓口も設けた内部通報制度を整備するとともに、通報者の保護を徹底する。
- ホ) 反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力を断固として排除、遮断することを全社に周知徹底し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制の整備強化を図る。
- ヘ) コンプライアンス違反者に対しては、「コンプライアンス規程」及び「就業規則」等に基づき厳正に処分を行う。

##### (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ) 取締役の職務の執行に関わる議事録、決裁書、契約書その他の重要な書類については、法令及び「取締役会規程」、「文書管理規程」、「情報資産及び機密情報管理規程」等の社内規程に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。また、取締役及び監査役が、取締役会議事録及び付議資料等を必要に応じて随時閲覧できる体制とする。
- ロ) 会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設けるとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適切に開示する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ) 適切なリスクマネジメントを行うため、「リスクマネジメント規程」を制定し、リスクマネジメントに関する全般の方針を定める。
- ロ) 「リスクマネジメント規程」に基づき、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会において、事業経営に重大な影響を及ぼすリスクを評価・選定し、対応策を検討・実施するとともに、リスクマネジメントに関する審議結果は、必要に応じて取締役会に付議又は報告する。
- ハ) 有事に備え「事業継続計画（BCP）」を定め、緊急事態における損害の拡大防止、早期復旧、事業継続を図る。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ) 執行役員制度を導入し、代表取締役以下の業務執行取締役の業務執行機能を補佐し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図る。
- ロ) 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的に行うため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、取締役及び従業員の職務権限を定め、必要に応じ下位者に職務権限を委譲し、適正な職務権限に従った効率的な業務の遂行を行う。
- ハ) 事業活動における意思統一を図るため、取締役会は中期経営計画を策定し、年度ごとの予算を設定する。取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現する。

(e) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内供統制に関する基本方針を制定し、適切な財務情報を作成するために必要な体制・制度の整備・運用を組織的に推進するとともに、統制活動の有効性について継続的に評価し、必要に応じて統制活動の見直しを図る。

(f) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- イ) 監査役がその職務を補助すべき従業員たる補助者を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて、専任又は兼任の補助者を置くものとする。
- ロ) 監査役の補助者に関する人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の了解を得て行うものとする。
- ハ) 監査役の補助者がその職務を遂行するに当たっては、監査役の指揮、命令にのみ服するものとする。

(g) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制

- イ) 取締役及び従業員は、監査役から業務の遂行状況について報告を求められた場合や、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役又は監査役会に報告するものとする。
- ロ) 法令、定款又は社内規程に違反する重大な事実、コンプライアンス上の重大な問題に関わる内部通報、内部監査の状況や結果を、適時適切に監査役に報告するものとする。
- ハ) 取締役及び従業員に対し、内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

(h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ) 監査役は、取締役会、執行役員会、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会等の重要会議に出席

するほか、取締役との意見交換、社内各部署からの聴取及び意見交換、資料閲覧、監査法人の監査時の立会い及び監査内容についての説明を受け、意見交換を行うものとする。

- ロ) 監査役は、法務、会計等の専門性の高い分野について、適宜、独立して、直接弁護士、監査法人等の専門家の意見を聞き、相談することができるものとする。
- ハ) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務の処理をするものとする。

#### b. 反社会的勢力排除に向けた基本的な方針

当社は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人）との関係を一切持たず、全社を挙げて毅然とした態度で臨むことをコンプライアンス行動指針に定め、反社会的勢力による被害を防止するために、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを目的とした「反社会的勢力対応規程」を定め、冒頭に「反社会的勢力に対する基本方針」を明示し、平素より情報収集に努め、取締役管理部長を不当要求防止責任者に任命し、反社会的勢力に対しては弁護士や警察等の外部機関と連携を図り、組織的に速やかに対処できる体制を構築しております。

#### c. リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスクマネジメントに関する基本的事項を定め、事業を取り巻く様々なリスクを識別し、評価し、管理し、コントロールするため「リスクマネジメント規程」を制定し、当該規程のもと、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を、原則として四半期に1回、必要に応じて随時開催しております。当該委員会では、リスクマネジメント全般の方針等の審議、コンプライアンスに関する潜在リスクの予知・分析及び対策案の審議、リスク管理体制に関し内部監査により指摘された事項の是正措置策、再発防止策の審議、危機管理に関する審議、その他リスクマネジメントに関する重要な事項の審議を行っております。また、リスクマネジメントに関する審議結果は、必要に応じて取締役会に付議又は報告しております。

#### d. 責任限定契約の内容と概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役、監査役及び会計監査人との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役、監査役、又は会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### e. 役員等賠償責任保険契約の内容と概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

#### f. 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

#### g. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

#### h. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

##### (a) 剰余金の配当等の決定

当社は、機動的な資本政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

(b) 取締役等の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

i. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

取締役会の活動状況

当事業年度における取締役会の活動状況は次のとおりです。

地位	氏名	出席状況
代表取締役社長	中村 慎吾	17回 / 17回
取締役	萩原 宏昭	17回 / 17回
取締役	甲田 伊佐男	17回 / 17回
取締役（社外取締役）	小南 欽一郎	17回 / 17回
常勤監査役（社外監査役）	鈴木 貞雄	17回 / 17回
監査役（社外監査役）	廣岡 穰	17回 / 17回
監査役（社外監査役）	若林 美奈子	17回 / 17回

取締役会は、法令、定款、取締役会規程などに基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務を執行する取締役から職務執行状況、経営成績などの報告を受け、取締役の職務の執行を監督しています。当事業年度における取締役会における主な検討事項は、経営方針、経営計画、予算、内部統制整備に係る基本方針、重要な契約の締結、重要な社内規程の改定等であります。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

a. 2026年3月23日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は以下のとおりであります。

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	中村 慎吾	1972年6月7日	2003年10月 武田薬品工業株式会社入社 2011年5月 Dow Chemical Japan 入社 営業部長補佐 2011年11月 Catalent Pharma Solutions 入社 事業開発部長 2015年7月 株式会社産業革新機構 入社 戦略投資ディレクター 2016年11月 当社 代表取締役就任(現任)	(注)4	1,400,000
取締役執行役員 管理部長	萩原 宏昭	1969年3月11日	2003年6月 株式会社松家ホールディングス入社 2009年4月 同社 経理部長 2014年2月 VTホールディングス株式会社入社、株式会社日産サテオ奈良 管理部長兼経営戦略部長 2017年10月 株式会社アイティエルホールディングス入社 2018年2月 同社 財務担当取締役 2018年5月 株式会社エムエスジャパンサービス入社、執行役員管理部長 2019年5月 当社入社 管理部財務・経理課長 2022年3月 管理部長兼財務・経理課長 2024年3月 取締役 管理部長 2025年1月 取締役(管理部・経営企画担当) 兼 管理部長 2025年4月 取締役 執行役員 管理部長(現任)	(注)4	400
取締役執行役員 事業開発部長	甲田 伊佐男	1957年5月19日	2003年2月 日産化学工業(現日産化学)株式会社入社、Nissan Chemical America Corporation, General Manager, Pharmaceutical Division 2006年12月 同社 本社医薬品事業部企画開発部長 2013年2月 MSD(米国Merck社の日本子会社)入社、Director, MRL BD & Licensing Transactions(米国本社所属) 2017年8月 アポラスステーション株式会社入社 国際部担当部長 2018年12月 当社入社 事業開発部長 2024年3月 取締役 事業開発部長 2025年4月 取締役 執行役員 事業開発部長(現任)	(注)4	1,400
取締役	小南 欽一郎	1967年1月20日	1994年7月 英国王立癌研究所博士取得後研究員 1998年9月 九州大学生体防御医学研究所 文部教官助手 2001年6月 野村證券株式会社 入社 野村リサーチ・アンド・アドバイザー株式会社 出向 2015年8月 みずほ証券株式会社入社 法人グループディレクター 2017年9月 テック&フィンストラテジー株式会社 設立 代表取締役(現任) 2017年9月 セルスベクト株式会社社外取締役(現任) 2018年6月 株式会社ベルセウスプロテオミクス社外取締役(現任) 2018年6月 Delta-Fly Pharma株式会社社外取締役(現任) 2019年8月 当社 社外取締役(現任) 2021年8月 株式会社イーガイア社外取締役(現任) 2021年12月 株式会社再生医療IPS Gateway Center(現 株式会社レプリテック)社外取締役(現任) 2022年2月 株式会社 TransMed取締役(現任) 2022年4月 株式会社Kインターナショナル設立 代表取締役(現任) 2023年9月 株式会社イーガイアプログレス社外取締役(現任)	(注)4	1,610

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	鈴木 貞雄	1952年10月18日	1976年4月 朝日生命保険相互会社 入社 2002年7月 同 財務審査部長 2005年4月 朝日生命キャピタル株式会社出向 代表取締役社長 2008年7月 朝日生命保険相互会社監査役(常勤) 2012年6月 株式会社TBK社外監査役(常勤) 2017年9月 (株)シン・コーポレーション 社外監査役(常勤) 2019年11月 当社 社外監査役(常勤)(現任)	(注)5	900
監査役	廣岡 穰	1971年7月8日	1997年10月 中央監査法人入所 2001年5月 公認会計士登録 2007年8月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2009年1月 廣岡公認会計士事務所開設 代表(現任) 2009年1月 株式会社アイ・オー・エス社外監査役(現任) 2009年6月 株式会社オロ社外監査役 2013年3月 株式会社アグリメディア社外監査役(現任) 2015年1月 株式会社廣岡事務所設立 代表取締役(現任) 2015年5月 株式会社デイドリーム社外監査役(現任) 2016年6月 株式会社フードコネクション社外監査役(現任) 2017年5月 当社 社外監査役就任(現任) 2018年6月 SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2022年3月 株式会社オロ社外取締役(監査等委員)	(注)5	400
監査役	若林 美奈子	1972年6月29日	1998年4月 検察官検事 2002年4月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士 2004年9月 Orrick, Herrington & Sutcliffe LLP ニューヨークオフィス弁護士 2005年9月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士(パートナー) 2006年9月 Orrick, Herrington & Sutcliffe LLP / オリック東京法律事務所・外国法共同事業東京オフィス 弁護士(グローバルパートナー) 2022年3月 当社社外監査役就任(現任) 2022年5月 一般社団法人日本風力発電協会監事(現任) 2024年9月 Orrick, Herrington & Sutcliffe LLP / オリック東京法律事務所・外国法共同事業東京オフィス 代表弁護士(マネージングパートナー)(現任)	(注)5	-
計					1,404,710

- (注) 1. 取締役小南欽一郎は、社外取締役であります。
2. 監査役若林美奈子の戸籍上の氏名は鶴見美奈子であります。
3. 監査役鈴木貞雄、廣岡穰及び若林美奈子は、社外監査役であります。
4. 取締役の任期は、2024年12月期に係る定時株主総会終結の時から2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2023年8月18日開催の臨時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 所有株式数は、2025年12月31日現在の状況を記載しております。なお、監査役鈴木貞雄の所有株式数は、Veritas In Silico役員持株会の本人持ち分を記載しております。
7. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督強化と各部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を2025年4月より導入しております。執行役員は4名で、取締役管理部長、取締役事業開発部長のほか、経営企画部長 郷田恒雄、研究戦略部長 笹川達也で構成されております。

8. 当社は法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の氏名、略歴等は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数(株)
合田 潤	1973年8月20日	1997年10月 2007年8月 2016年7月 2020年10月  2022年6月	中央監査法人入所 有限責任あずさ監査法人入所 KPMGインド・チェンナイ事務所 ごうだ国際会計事務所代表(現任) 有限会社ジェイワイ不動産・会計オフィス 取締役(現任) JGコンサルティング合同会社代表社員 (現任)	-

b. 2026年3月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役5名選任の件」及び「監査役1名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しています。

男性6名 女性2名（役員のうち女性の比率25.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	中村 慎吾	1972年6月7日	2003年10月 武田薬品工業株式会社入社 2011年5月 Dow Chemical Japan 入社 営業部長補佐 2011年11月 Catalent Pharma Solutions 入社 事業開発部長 2015年7月 株式会社産業革新機構 入社 戦略投資ディレクター 2016年11月 当社 代表取締役就任(現任)	(注) 4	1,400,000
取締役執行役員 管理部長	萩原 宏昭	1969年3月11日	2003年6月 株式会社松家ホールディングス入社 2009年4月 同社 経理部長 2014年2月 VTホールディングス株式会社入社、株式会社日産サテオ奈良 管理部長兼経営戦略部長 2017年10月 株式会社アイティエルホールディングス入社 2018年2月 同社 財務担当取締役 2018年5月 株式会社エムエスジャパンサービス入社、執行役員管理部長 2019年5月 当社入社 管理部財務・経理課長 2022年3月 管理部長兼財務・経理課長 2024年3月 取締役 管理部長 2025年1月 取締役(管理部・経営企画部担当) 兼 管理部長 2025年4月 取締役 執行役員 管理部長(現任)	(注) 4	400
取締役執行役員 事業開発部長	甲田 伊佐男	1957年5月19日	2003年2月 日産化学工業(現日産化学)株式会社入社、Nissan Chemical America Corporation, General Manager, Pharmaceutical Division 2006年12月 同社 本社医薬品事業部企画開発部長 2013年2月 MSD(米国Merck社の日本子会社)入社、Director, MRL BD & Licensing Transactions(米国本社所属) 2017年8月 アポプラスステーション株式会社入社 国際部担当部長 2018年12月 当社入社 事業開発部長 2024年3月 当社 取締役 事業開発部長 2025年4月 取締役 執行役員 事業開発部長(現任)	(注) 4	1,400
取締役	小南 欽一郎	1967年1月20日	1994年7月 英国王立癌研究所博士取得後研究員 1998年9月 九州大学生体防御医学研究所 文部教官助手 2001年6月 野村證券株式会社 入社 野村リサーチ・アンド・アドバイザー株式会社 会社出向 2015年8月 みずほ証券株式会社入社 法人グループディレクター 2017年9月 テック&フィンストラテジー株式会社 設立 代表取締役(現任) 2017年9月 セルスベクト株式会社社外取締役(現任) 2018年6月 株式会社ベルセウスプロテオミクス社外取締役(現任) 2018年6月 Delta-Fly Pharma 株式会社社外取締役(現任) 2019年8月 当社 社外取締役(現任) 2021年8月 株式会社イーガイア社外取締役(現任) 2021年12月 株式会社再生医療iPS Gateway Center(現 株式会社レプリテック)社外取締役(現任) 2022年2月 株式会社 TransMed 取締役(現任) 2022年4月 株式会社Kインターナショナル設立 代表取締役(現任) 2023年9月 株式会社イーガイアプログレス 社外取締役(現任)	(注) 4	1,610

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	佐藤 知子	1954年12月15日	1977年4月 日本ロシュ株式会社（現中外製薬株式会社） 入社 日本ロシュ研究所バイオロジカルスク リーニンググループ主席研究員 1985年8月 お茶の水女子大学博士（理学）取得 1998年7月 バイエル薬品株式会社入社 バイエル薬品中 央研究所スクリーニングテクノロジー部部长 2003年7月 同社 事業開発・ライセンス統括部長 2012年2月 MSD株式会社入社 エグゼクティブディレ クター、サイエンティフィックパートナー 2021年1月 シュレーディングー株式会社 代表取締役社 長 2025年2月 同社 代表取締役社長退任 2025年5月 TMS創薬コンサルティング設立 代表（現 任） 当社顧問 2026年3月 当社 社外取締役（現任）	(注) 4	
常勤監査役	瀧野 英二	1958年3月22日	1982年4月 東亜国内航空株式会社（現日本航空株式会 社）入社 2008年8月 株式会社日本航空インターナショナル（現日 本航空株式会社） 監査部次長 2010年7月 日本アンテナ株式会社入社 内部監査室 2012年7月 同社 内部監査室室長 2015年6月 同社 監査役（常勤） 2025年11月 同社 監査役（常勤）退任 2026年3月 当社 社外監査役（常勤）（現任）	(注) 5	-
監査役	廣岡 穰	1971年7月8日	1997年10月 中央監査法人入所 2001年5月 公認会計士登録 2007年8月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責 任監査法人） 入所 2009年1月 廣岡公認会計士事務所開設 代表（現任） 2009年1月 株式会社アイ・オー・エス社外監査役（現 任） 2009年6月 株式会社オロ社外監査役 2013年3月 株式会社アグリメディア社外監査役（現任） 2015年1月 株式会社廣岡事務所設立 代表取締役（現 任） 2015年5月 株式会社デイドリーム社外監査役（現任） 2016年6月 株式会社フードコネクション社外監査役（現 任） 2017年5月 当社 社外監査役（現任） 2018年6月 SEホールディングス・アンド・インキュ ベーションズ株式会社社外取締役（監査等委 員）（現任） 2022年3月 株式会社オロ社外取締役（監査等委員）	(注) 5	400
監査役	若林 美奈子	1972年6月29日	1998年4月 検察官検事 2002年4月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士 2004年9月 Orrick, Herrington & Sutcliffe LLP ニュー ヨークオフィス弁護士 2005年9月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士 (パートナー) 2006年9月 Orrick, Herrington & Sutcliffe LLP / オリック東京法律事務所・外国法共同事業 東京オフィス 弁護士（グローバルパート ナー） 2022年3月 当社 社外監査役就任（現任） 2022年5月 一般社団法人日本風力発電協会監事（現任） 2024年9月 Orrick, Herrington & Sutcliffe LLP / オリック東京法律事務所・外国法共同事業 東京オフィス 代表弁護士（マネージング パートナー）（現任）	(注) 5	-
計					1,403,810

- (注) 1. 取締役小南欽一郎及び佐藤知子は、社外取締役であります。
2. 監査役若林美奈子の戸籍上の氏名は鶴見美奈子であります。
3. 監査役瀧野英二、廣岡穰及び若林美奈子は、社外監査役であります。
4. 取締役の任期は、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時  
までであります。
5. 監査役瀧野英二の任期は、前任者の辞任に伴う就任であるため、当社定款の定めにより、前任者の任期満了  
の時までとなります。前任者の任期及びその他の監査役の任期は、2023年8月18日開催の臨時株主総会終結  
の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督強化と各部の業務執行機

能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を2025年4月より導入しております。

執行役員は4名で、取締役管理部長、取締役事業開発部長のほか、経営企画部長 郷田恒雄、研究戦略部長 笹川達也で構成されております。

7. 当社は法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。なお、当社は2026年3月24日開催予定の定時株主総会の議案として、「補欠監査役1名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されれば、補欠監査役の氏名、略歴等は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数(株)
合田 潤	1973年8月20日	1997年10月 2007年8月 2016年7月 2020年10月	中央監査法人入所 有限責任あずさ監査法人入所 KPMGインド・チェンナイ事務所 ごうだ国際会計事務所代表(現任) 有限会社ジェイワイ不動産・会計オフィス 取締役(現任) JGコンサルティング合同会社代表社員(現任)	-
		2022年6月		

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役の小南欽一郎は、経営者としての幅広い見識や、中長期的な視点から創薬事業の開発や資本政策等について幅広い見識を有しており、当社の株主価値向上に寄与することに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、客観的・中立的立場から経営に有用な助言や指導、適切な監督をすることを期待して、社外取締役に選任しております。なお、同氏は、当社の株式を1,610株及び当社のストック・オプションを29,878個所有しております。当社と同氏の間には、それ以外に人的関係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。

社外監査役の前田貞雄は、大手生命保険会社に長年在籍して財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、同社と東証一部上場の自動車部品会社等において常勤監査役を務め、豊富な経験と幅広い見識を有していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、客観的・中立的立場にて監査役監査を遂行することを期待して、社外監査役に選任しております。なお、同氏は、当社の株式を900株(ただし、Veritas In Silico 役員持株会における本人持ち分)所有しております。当社と同氏の間には、それ以外に人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。

社外監査役の前岡穰は、公認会計士として財務及び会計に関する専門知識と豊富な経験を有していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、客観的・中立的立場にて、その知識と経験を当社の監査体制の強化に活かすことを期待して、社外監査役に選任しております。なお、同氏は、当社の株式を400株及びストック・オプションを2,000個所有しております。当社と同氏の間には、それ以外に人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。

社外監査役の前林美奈子と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。同氏は、弁護士として法務に関する専門知識と豊富な経験を有していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、客観的・中立的立場にて、その知識と経験を当社の監査体制の強化に活かすことを期待して、社外監査役に選任しております。

なお、当社は、2026年3月24日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役5名選任の件」及び「監査役1名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されれば、当社の社外取締役は1名増員して2名、社外監査役は引き続き3名となります。

新任社外取締役の前藤知子と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。同氏は、製薬事業における幅広い経験と見識を有しており、当社の株主価値向上に寄与することを期待して、社外取締役に選任しております。

また、新任社外監査役の前野英二と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。同氏は、東京証券取引所上場企業において10年余にわたる常勤監査役としての職務経験と監査に関する幅広い見識を有しており、その経験と見識から社外監査役としての職務を適切に遂行するものと期待して、社外監査役に選任しております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、その選任に際しましては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、一般株主との利益相反が生じることのないよう証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。社外取締役及び社外監査役ともに、独立した立場から、取締役会の牽制及び監視を行っております。また、社外監査役で構成される監査役会は、内部監査所管部署や会計監査人との意見交換等により相互の連携を図りながら、適正かつ効果的な監査実施のための環境整備を行っております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

各社外監査役及び社外取締役は取締役会に出席し、内部統制システムの構築・運用状況、内部統制整備に係る基本方針及び計画、内部監査の実施状況等について定期的に報告を受けております。また、社外監査役と社外取締役は、年に4回、定例取締役会の開催後に社外役員連絡会を開催し、相互の情報連携を図っております。

監査役会及び社外取締役は、社外役員連絡会において年に2回内部監査部署の出席を要請して意見交換を実施しており、その内の1回には会計監査人にも出席を要請しております。それぞれの監査等に関する情報交換・意見交換を実施して監査の実効性の向上に努めるとともに、社外取締役の監督にとっても有用な情報連携を図っております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役会の定める監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画に従い、監査役会において各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、取締役の職務の執行に関し監査を実施しております。また監査役会は、会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、期中に適宜監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるなどして、会計監査を行っております。

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の合計3名（いずれも社外監査役）で構成されております。当事業年度において監査役会は定期的に毎月1回開催され、臨時に3回開催されており、個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
監査役(常勤)	鈴木 貞雄	15回	15回
監査役	廣岡 穰	15回	15回
監査役	若林 美奈子	15回	15回

なお、当社は、2026年3月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査役1名選任の件」を提案しており、当議案が承認可決されますと、監査役会は引き続き3名の監査役（うち3名全員が社外監査役）で構成されることとなります。

監査役会における具体的な検討内容として、当期の監査方針・監査計画の策定、内部統制システムの構築・運用状況、会計監査人の報酬等に関する同意、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、事業報告・計算書類等、株主総会付議議案、監査報告の作成等について審議・協議いたしております。なお、常勤監査役 鈴木貞雄は金融機関における長年の経験があり、監査役 廣岡穰は公認会計士資格を有しております。両氏ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

また、常勤監査役1名は、取締役会のほか重要な会議への出席、本社各部門の監査、各研究所の往査、重要な書類等の閲覧、内部統制システムの構築・運用状況の調査、会計に関する調査等を行い、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努めており、取締役と適宜意見を交換するほか、取締役及び従業員から業務執行状況等の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しております。

監査役2名は、取締役会への出席、監査役会で定めた当期の監査方針、監査計画に従い監査に関する重要事項の審議・協議、意見交換を行っております。

全監査役は、監査役会において代表取締役等と年に2回定期的に会合を持ち、業務の執行状況や内部統制の状況を聴取するとともに、監査役監査の環境整備等について意見を交換しています。

また、全監査役は年に4回、定例取締役会の開催後に社外役員連絡会を開催して出席し、社外取締役と意見交換を行って相互の情報連携に努めております。更に、全監査役は、社外役員連絡会において年に2回内部監査部署の出席を要請して意見交換を実施しており、その内の1回には会計監査人にも出席を要請しており、それぞれの監査等に関する情報交換・意見交換を実施して監査の実効性の向上に努めるとともに、社外取締役の監督にとっても有用な情報連携を図っております。

なお、当社は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特段定めておりませんが、その選任に際しましては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考しております。

## 内部監査の状況

当社は内部監査計画書に基づき、内部監査責任者（1名）、内部監査責任者の職務を一部代行する者（1名）及び内部監査担当者（1名）が、会社財産の保全ならびに経営効率の向上を図るため、内部監査を実施しており、常勤監査役が毎回内部監査の立会いを行っております。内部監査責任者は内部監査終了後、内部監査報告書を取締役社長に提出し、取締役社長は内部監査報告書に基づき改善指示を行います。また、内部監査責任者は指摘・助言・改善提案事項等の措置・実行状況の確認を行い、確認結果は取締役社長及び常勤監査役へ報告されます。そして、内部監査の終了後、内部監査結果を取締役会へ報告することで内部監査の実効性を確保しております。

当社の内部監査責任者及び内部監査担当者は、社外監査役と社外取締役を構成員とする社外役員連絡会に年2

回出席し、その内の1回には会計監査人も出席しており、監査役会、会計監査人とそれぞれの監査等について情報交換・意見交換を行い、社外取締役を含め相互に連携を図っております。

#### 会計監査の状況

##### a. 監査法人の名称

東陽監査法人

##### b. 継続監査期間

5年間

##### c. 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 川久保 孝之

業務執行社員 曾田 竜司

##### d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士試験合格者2名、その他3名であります。

##### e. 監査法人の選定方針と理由

###### 監査法人の選定方針と理由

###### ・監査法人の選定方針

監査役会は、会計監査人の評価基準及び選定基準を定め、事業年度ごとに監査役会で再任の適否を審議の上、会計監査人の再任が不適当と判断した場合は速やかに新たな会計監査人候補者を検討することとしております。

具体的な選定基準としては、監査実績を含む監査法人の概要、品質管理体制、会社法上の欠格事由に該当しないか、監査法人の独立性に問題はないか、監査計画・監査チームの編成は妥当か、監査報酬の見積額は適切かを総合的に勘案して判断しております。

###### ・解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査役会で定めた会計監査人の評価基準に基づき、監査法人の品質管理に問題はないか、日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果に問題はないか、監査チームは適切か、監査報酬の水準は適切か、監査役・監査役会及び経営者とのコミュニケーションが適時・適切に行われているか等を、期末に評価しております。

監査役会は、期末評価の結果、東陽監査法人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性等は適切であり、東陽監査法人を会計監査人とすることは妥当であると評価しております。

## 監査報酬の内容等

## a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
20,000		20,000	

## b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

## c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

## d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査日数や当社の事業内容や規模等を勘案し、監査法人との協議を踏まえ、監査役会の同意を得て監査報酬を決定する方針としております。

## e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の監査計画の内容、前年度の監査実績と監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況、報酬の前提となる報酬見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は2023年3月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役の個人別の報酬等は、当社全体の業績を俯瞰している代表取締役社長が各取締役の担当業務の評価を行い、取締役会が決定した方針に従って、社外取締役の関与・助言を得て決定されていることから、取締役会としても、当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

当社の取締役に対する報酬は、業務執行取締役に対しては、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、基本報酬のみを支払うこととしております。

当社の取締役の基本報酬は月例の固定金銭報酬とし、地位、職責等に応じるとともに、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案し、定時株主総会後に開催される取締役会にて決定するものとしております。

業績連動報酬等は、業績指標を反映した現金報酬とし、賞与として毎年一定の時期に支給することとしておりますが、目標となる業績指標とその値は、年度予算及び中期経営計画と整合するように設定し、環境の変化に応じて、適宜取締役会で見直しを行うものとしております。なお、業績連動報酬等の支給については、原則として当社業績が黒字化することを前提とし、黒字化した場合、改めて、取締役会において検討を行うものとしております。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、取締役会において検討を行うこととしております。

取締役の個人別の報酬等の決定は、取締役会にて決議した当該決定方針に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、代表取締役社長がこれを決定することとしております。

監査役報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、監査役協議により決定しており、固定報酬（基本報酬）のみとしております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2023年8月18日であり、決議の内容は、取締役の金銭報酬の額は年額5億円以内（うち、社外取締役は年額5千万円以内）（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とすること、監査役の金銭報酬の額は年額5千万円以内とすることを決議しております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会が各取締役の職責や業績への貢献度等を公平公正に評価するには代表取締役社長が最も適していると判断しており、取締役の個人別報酬等のうち、固定報酬の各取締役に対する付与額の決定については、取締役会から委任を受けた代表取締役社長中村慎吾が決定しております。委任にあたっては、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう社外取締役の関与・助言を得て客観性・公平性を担保する等の措置を講じております。

## 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	業績連動報 酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	53,333	53,333	-	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-	-
社外役員	26,875	26,875	-	-	-	-	4

## 役員ごとの報酬等の総額等

役員報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

## 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

## (5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、専門的な情報を有する団体等からの印刷物やメールなどによる情報提供、各種セミナーへの参加、会計専門誌の定期購読を通じて、積極的に情報収集に努めることにより、会計基準等の内容を適切に把握し、変更への的確な対応を行っております。

## 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,173,358	1,825,213
売掛金	1 21,019	1 8,822
貯蔵品	13,350	11,734
前渡金	2,875	3,249
前払費用	1,662	3,380
その他	19,806	12,971
流動資産合計	2,232,073	1,865,371
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品(純額)	2 14,115	2 0
有形固定資産合計	14,115	0
無形固定資産		
ソフトウェア	325	0
特許権	758	0
無形固定資産合計	1,084	0
投資その他の資産		
差入保証金	1,463	19,100
その他	222	440
投資その他の資産合計	1,685	19,541
固定資産合計	16,885	19,541
資産合計	2,248,958	1,884,912

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	33,664	39,974
未払法人税等	2,850	2,850
前受金	-	3 55,000
その他	2,895	3,211
流動負債合計	39,410	101,035
負債合計	39,410	101,035
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	77,175	10,000
資本剰余金		
資本準備金	1,800,174	1,800,174
その他資本剰余金	535,591	602,767
資本剰余金合計	2,335,766	2,402,941
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	203,393	629,065
利益剰余金合計	203,393	629,065
株主資本合計	2,209,548	1,783,876
純資産合計	2,209,548	1,783,876
負債純資産合計	2,248,958	1,884,912

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
事業収益	1 194,643	1 91,140
事業費用		
研究開発費	2 172,475	2 215,616
販売費及び一般管理費	3 235,018	3 272,272
事業費用合計	407,494	487,888
営業損失( )	212,851	396,748
営業外収益		
受取利息	1,013	5,729
助成金収入	110	-
講義料	338	271
その他	3	119
営業外収益合計	1,465	6,120
営業外費用		
上場関連費用	12,820	-
株式交付費	9,351	-
その他	5	-
営業外費用合計	22,176	-
経常損失( )	233,562	390,628
特別損失		
減損損失	-	4 31,318
特別損失合計	-	31,318
税引前当期純損失( )	233,562	421,946
法人税、住民税及び事業税	2,879	3,725
法人税等合計	2,879	3,725
当期純損失( )	236,442	425,671

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	90,000	1,364,999	87,591	1,452,590
当期変動額				
新株の発行	435,175	435,175		435,175
減資	448,000		448,000	448,000
当期純損失( )				
当期変動額合計	12,824	435,175	448,000	883,175
当期末残高	77,175	1,800,174	535,591	2,335,766

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	33,048	33,048	1,575,639	1,575,639
当期変動額				
新株の発行			870,351	870,351
減資			-	-
当期純損失( )	236,442	236,442	236,442	236,442
当期変動額合計	236,442	236,442	633,909	633,909
当期末残高	203,393	203,393	2,209,548	2,209,548

当事業年度(自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	77,175	1,800,174	535,591	2,335,766
当期変動額				
減資	67,175		67,175	67,175
当期純損失( )				
当期変動額合計	67,175	-	67,175	67,175
当期末残高	10,000	1,800,174	602,767	2,402,941

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	203,393	203,393	2,209,548	2,209,548
当期変動額				
減資			-	-
当期純損失( )	425,671	425,671	425,671	425,671
当期変動額合計	425,671	425,671	425,671	425,671
当期末残高	629,065	629,065	1,783,876	1,783,876

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失( )	233,562	421,946
減価償却費	15,562	15,901
減損損失	-	31,318
受取利息	1,013	5,729
助成金収入	110	-
上場関連費用	12,820	-
株式交付費	9,351	-
売上債権の増減額( は増加)	38,050	12,197
前渡金の増減額( は増加)	1,352	373
未収消費税の増減額( は増加)	16,863	4,910
未払金の増減額( は減少)	9,200	5,533
前受金の増減額( は減少)	26,143	55,000
その他	21,197	1,933
小計	215,258	301,254
利息の受取額	194	5,714
法人税等の支払額	2,879	3,725
営業活動によるキャッシュ・フロー	217,944	299,265
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
助成金の受取額	110	-
定期預金の預入による支出	2,000,000	1,500,000
定期預金の払戻による収入	-	2,000,000
有形固定資産の取得による支出	5,702	25,663
無形固定資産の取得による支出	-	5,579
その他	396	17,637
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,005,988	451,119
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
上場関連費用の支出	12,820	-
株式の発行による収入	860,999	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	848,179	-
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	1,375,752	151,854
現金及び現金同等物の期首残高	1,549,111	173,358
現金及び現金同等物の期末残高	173,358	325,213

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品…先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

工具、器具及び備品 4年～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

特許権 8年

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

3. 収益及び費用の計上基準

(収益の計上基準)

当社は、医薬品の研究開発を行っており、共同創薬研究等に基づく契約一時金収入、マイルストーン収入、研究支援金収入及び受託研究収入を得ております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

契約一時金収入

契約一時金収入は、履行義務が充足される一時点であるライセンスを付与した時点で収益を認識しております。

マイルストーン収入

マイルストーン収入は、契約上定められた履行義務であるマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。

ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定された契約対価であり、契約相手先の売上収益等の発生時点で収益を認識することとしておりますが、現時点において当該収益は発生しておりません。

研究支援金収入

研究支援金収入は、契約ごとに共同研究が実施された時点または対象期間にわたり収益を認識しております。

受託研究収入

受託研究収入は、受託業務の完了時に収益を認識しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

## (会計方針の変更)

該当事項はありません。

## (未適用の会計基準等)

## (リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

## (1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取り組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

## (2)適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

## (3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## (貸借対照表関係)

- 1 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)3.(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

- 2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
工具、器具及び備品	111,809千円	126,777千円

- 3 契約負債については、流動負債の「前受金」に計上しております。契約負債の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)3.(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

## (損益計算書関係)

- 1 事業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- 2 研究開発費のうち、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給与手当	73,859千円	91,595千円
減価償却費	13,787千円	14,020千円
材料・外注費	35,512千円	46,020千円
共同研究費	17,837千円	20,714千円

- 3 販売費及び一般管理費のうち一般管理費に属する費用の割合は前事業年度100%、当事業年度100%で

あります。主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	67,380千円	80,208千円
給与手当	58,361千円	67,193千円
支払報酬	33,317千円	29,379千円
支払手数料	24,188千円	30,174千円
減価償却費	1,775千円	1,880千円

#### 4 減損損失

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社は、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
本社	事業用資産	工具、器具及び備品・特許権	9,926
新川崎研究所	事業用資産	工具、器具及び備品・ソフトウェア	1,725
新潟研究所	事業用資産	工具、器具及び備品・ソフトウェア	19,666

当社の事業は創薬プラットフォーム事業のみの単一事業であり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として全社を1つの資産グループとしております。

当社は当事業年度まで、継続的に営業損失が発生し、営業キャッシュ・フローがマイナスとなっており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

##### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	5,501,314	985,800	-	6,487,114

##### (変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)による増加 800,000株

ストックオプションの権利行使による増加 65,800株

有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による増加 120,000株

##### 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

##### 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

##### 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

##### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	6,487,114	-	-	6,487,114

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	2,173,358千円	1,825,213千円
預入期間が3か月を超える定期預金	2,000,000千円	1,500,000千円
現金及び現金同等物	173,358千円	325,213千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金については、増資により調達しております。当社は、資金繰計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しています。デリバティブ取引は実施しておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、概ね1年以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権については、管理部が取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、利益計画に基づき管理部が月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織込んでいる為、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、売掛金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似していることから記載を省略しております。

(注)金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,173,358	-	-	-
売掛金	21,019	-	-	-
合計	2,194,378	-	-	-

当事業年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,825,213	-	-	-
売掛金	8,822	-	-	-
合計	1,834,035	-	-	-

## (ストック・オプション等関係)

## 1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

## 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2025年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2023年8月17日に1株を2株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

## (1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2018年6月28日	2019年8月22日	2020年9月18日	2021年12月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名 当社従業員2名	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員9名 当社顧問6名	当社取締役1名 当社従業員12名	当社取締役4名
株式の種類別のストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 163,500株	普通株式 246,000株	普通株式 107,312株	普通株式 124,444株
付与日	2018年6月29日	2019年10月31日	2020年9月30日	2021年12月24日
権利確定条件	「第4提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年6月29日～ 2028年6月28日	2021年8月23日～ 2029年8月22日	2022年9月19日～ 2030年9月18日	2023年12月15日～ 2031年12月15日

(注)株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2018年6月28日	2019年8月22日	2020年9月18日	2021年12月14日
権利確定前(株)				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前事業年度末	13,500	246,000	107,312	38,444
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	20,000	11,000	-
未行使残	13,500	226,000	96,312	38,444

## 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2018年6月28日	2019年8月22日	2020年9月18日	2021年12月14日
権利行使価格(円)	364	900	1,044	1,219
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法によっております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 1,566千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 千円

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
減損損失	- 千円	11,096千円
税務上の繰越欠損金(注)	451,430 "	600,855 "
繰延税金資産小計	451,430 "	611,952 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		
引当額	- 千円	11,096千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	451,430 "	600,855 "
評価性引当額小計	451,430 "	611,952 "
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金資産純額	- 千円	- 千円

(注)税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金( )	-	-	-	-	-	451,430	451,430
評価性引当額	-	-	-	-	-	451,430	451,430
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

( )税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金( )	-	47,039	-	95,383	94,308	364,123	600,855
評価性引当額	-	47,039	-	95,383	94,308	364,123	600,855
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

( )税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度ともに税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

## (収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

項目	前事業年度
契約一時金収入	-
マイルストーン収入	90,000
ロイヤリティ収入	-
研究支援金収入	96,691
受託研究収入	7,800
顧客との契約から生じる収益	194,491
その他の収益	151
外部顧客への売上高	194,643

当事業年度(自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

項目	当事業年度
契約一時金収入	-
マイルストーン収入	10,000
ロイヤリティ収入	-
研究支援金収入	77,140
受託研究収入	4,000
顧客との契約から生じる収益	91,140
その他の収益	-
外部顧客への売上高	91,140

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項(重要な会計方針)3.収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

## (1) 契約資産及び契約負債の残高等

前事業年度(自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	56,320	18,269
契約資産	2,750	2,750
契約負債	26,143	-

当事業年度(自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	18,269	6,072
契約資産	2,750	2,750
契約負債	-	55,000

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
1年以内	-	44,000
1年超 2年以内	-	11,000
2年超	-	-
合計	-	55,000

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

当社の事業セグメントは創薬プラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品及びサービスの区分の外部顧客への事業収益が損益計算書の事業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 事業収益

本邦以外の外部顧客への事業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	事業収益
武田薬品工業株式会社	123,691
ラクオリア創薬株式会社	30,000
塩野義製薬株式会社	30,000

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品及びサービスの区分の外部顧客への事業収益が損益計算書の事業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 事業収益

本邦以外の外部顧客への事業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	事業収益
ラクオリア創薬株式会社	30,000
三菱瓦斯化学株式会社	25,000
武田薬品工業株式会社	22,140
塩野義製薬株式会社	10,000

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社は、創薬プラットフォーム事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度(自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引の金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (会社等)	三菱瓦斯化学株式会社	東京都千代田区	419.7	化学品の製造等	(被所有)直接11.3	共同研究	研究支援金の受入	75,000	前受金	55,000

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般的な市場価格を参考に相互協議のうえ、決定しております。

2. 取引の金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年 1月 1日 至2025年12月31日)
1株当たり純資産額	340円61銭	274円99銭
1株当たり当期純損失( )	37円11銭	65円62銭

(注) 1. 潜在株式 1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年 1月 1日 至2025年12月31日)
1株当たり当期純損失		
当期純損失( )(千円)	236,442	425,671
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失( )(千円)	236,442	425,671
普通株式の期中平均株式数(株)	6,371,138	6,487,114

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	125,925	25,895	25,042 (24,721)	126,777	126,777	15,288	0
有形固定資産計	125,925	25,895	25,042 (24,721)	126,777	126,777	15,288	0
無形固定資産							
ソフトウェア	575	250	427 (427)	397	397	148	0
特許権	1,721	5,873	6,169 (6,169)	1,426	1,426	464	0
無形固定資産計	2,296	6,123	6,596 (6,596)	1,824	1,824	612	0

(注) 1. 当期減少額欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

(単位：千円)

資産の種類	内容	金額
工具、器具及び備品	研究用機器	22,546

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

該当事項はありません。

## 【引当金明細表】

該当事項はありません。

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	
預金	
普通預金	225,213
定期預金	1,600,000
計	1,825,213
合計	1,825,213

## 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
武田薬品工業株式会社	6,072
ラクオリア創薬株式会社	2,750
合計	8,822

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
21,019	40,524	52,721	8,822	85.7	134.4

## 貯蔵品

区分	金額(千円)
低分子ライブラリー	10,387
研究用試材	1,317
その他	29
合計	11,734

## 未払金

相手先	金額(千円)
アズサイエンス株式会社	10,763
品川年金事務所	2,412
東京薬業健保組合	1,998
その他	24,800
合計	39,974

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
事業収益 (千円)	43,420	91,140
税引前 中間(当期)純損失( ) (千円)	182,854	421,946
中間(当期)純損失( ) (千円)	184,448	425,671
1株当たり 中間(当期)純損失( ) (円)	28.43	65.62

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.veritasinsilico.com/">https://www.veritasinsilico.com/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第9期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)2025年3月28日 関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付資料

2025年3月28日 関東財務局長に提出

#### (3) 半期報告書及び確認書

事業年度 第10期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)2025年8月14日 関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づき臨時報告書を2025年3月28日 関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2026年3月23日

株式会社Veritas In Silico

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

川久保 孝之

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

曾田 竜司

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Veritas In Silicoの2025年1月1日から2025年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Veritas In Silicoの2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

マイルストーン収入の収益認識の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、複数の製薬会社と創薬研究を共同で実施する共同創薬研究契約を締結し、契約一時金、マイルストーン収入、研究支援金等の対価を収益として計上している。財務諸表の「注記事項（収益認識関係）」に記載のとおり、当事業年度の事業収益91,140千円のうち、マイルストーン収入に係る事業収益は10,000千円、研究支援金収入に係る事業収益は77,140千円、受託研究収入に係る事業収益は4,000千円である。</p> <p>「注記事項(重要な会計方針)3.収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、マイルストーン収入は、契約上定められた履行義務であるマイルストーンが達成された時点で収益を認識している。マイルストーン収入は、契約ごとに達成される条件や内容が異なり、履行義務の充足に慎重な判断を伴うことがある。またマイルストーン収入は、会社の事業収益の中でも不確実性が高いため、収益を適切に認識しなかった場合には財務数値への影響が大きくなり、利害関係者の判断を誤らせる可能性がある。</p> <p>以上より、当監査法人はマイルストーン収入の収益認識の適切性が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、マイルストーン収入の収益認識の適切性を検討するために、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 事業収益の認識プロセスに関する内部統制を理解し、その整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 実証手続 共同創薬研究契約のうちマイルストーン収入について、経営者等への質問、契約書や関連証憑等の閲覧により契約内容を確認した。</p> <p>契約上定められた履行義務であるマイルストーンが達成された時点を証明する共同創薬研究契約先との議事録を閲覧した。</p> <p>期末日時点におけるマイルストーンの達成状況について、共同創薬研究先に対して直接確認を実施した。</p> <p>マイルストーン収入について、決算月の翌月における会計仕訳を閲覧し、事業収益の取消及び修正処理の有無を検討した。</p>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。